

名古屋大学附属図書館 2006年春季特別展

「地獄物語」の世界

— 江戸時代の法と刑罰 — 図録ガイド



2006年

4月10日 日 月 ~ **5月5日** 日 金

名古屋大学附属図書館・附属図書館研究開発室

目 次

春季特別展開催にあたって	1
はじめに	2
I 近世的秩序と法支配	4
コラム (1) 慶安触書論争	
II 公儀の法と民衆の法	9
コラム (2) 江戸の法と大坂の法 - 近代法は西方から -	
III 訴訟と内済	16
コラム (3) 法制と文学	
IV 犯罪と刑罰	22
コラム (4) 「四千両」と田村成義	
V 明治初年の刑法	34
コラム (5) 絞柱と絞架	
参考文献	38

解題 - 世古延世と『地獄物語』 -	(1)
翻刻・地獄物語	(11)
影印・地獄物語	(29)

春季特別展開催にあたって

このたび、名古屋大学附属図書館及び同研究開発室では、名古屋大学大学院法学研究科・同文学研究科との共催で、2006年春季特別展「地獄物語の世界—江戸時代の法と刑罰—」を開催いたします。

タイトルに掲げた「地獄物語」は、名古屋大学附属図書館所蔵「神宮皇学館文庫」の悉皆調査のなかで確認されたもので、幕末の志士・世古延世が、安政の大獄での悲惨な獄中体験を綴った草稿本です。調査を進めていただいている文学研究科の塩村 耕教授（附属図書館研究開発室兼任室員）のご指導のもと、附属図書館職員有志による勉強会「古書の会」がこの資料にとりくみ、関連する東北大学附属図書館狩野文庫本も参照しながら解説・注解を遂げ、たいへん興味深い世界がひらけてまいりました。

今回の特別展では、こうした成果をもとに、「地獄物語」の世界をより深く理解するため、筆者である世古延世の関連資料とともに、法学研究科の神保文夫教授にご協力いただき、「地獄物語」の背後にある江戸時代の法と刑罰の実態を示す資料についてもまとめて展示しております。新しく迎えた新入生をはじめ、学内外の多数の方にご覧いただくとともに、監獄法の廃止や裁判員制度の導入といった法制度の転換期を迎えるなか、本特別展が、歴史や文化を通して法や裁判、刑罰のあり方などを考える機会ともなれば幸いです。

なお、名古屋大学附属図書館では、学術情報環境が激変するなか、デジタル情報の活用はもとより、長い歴史に支えられた文化の継承地としての役割も果たしていかねばならないと考えております。それには、地域社会や大学などとの連携がますます重要になってまいります。今後さらに、こうした連携面の深化を目指したいと思っておりますので、どうか宜しくお願い申し上げます。

最後になりましたが、今回の企画に特段のご協力をいただいた塩村先生および神保先生をはじめ、関係各位、各機関に対し、厚くお礼申し上げます。

2006年4月

名古屋大学附属図書館長
附属図書館研究開発室長
教授 伊藤 義人

はじめに

富蔵 これ、こゝは地獄の一丁目で二丁目のねえ所だ、これより先に行く所はねえぞ。牢は初めてか、元来てもいつ来ても畳一畳々に格式があつてむずかしい、諸方^{しよほう}で噂^{うわさ}を聞いたであろうが日本一の三奉行よりおっかねえ西の大牢とはこゝのことだ、うぬが今のめずり^{めずり}込んだ所はお戸前口牢屋門という所だ、命^{いのち}の蔓は何千何百両持って来た。

ぼろ 一把^{いちば}持って参りました。

富蔵 え、しみつたれな野郎だな、うぬがよくなすつてんのでけれんぼうは、碌^{ろく}な泥坊もしめえ、いつ来ても初めて来ても富貴な大牢、二千人三千人の悪党揃いの色男^{いろおとこ}、一把や二把は、娑婆^{しやわ}じゃあ一貫六百の通用するが、御牢内じゃあ百か二百の通用にしかならねえ、御牢内へ来るにゃあ首^{つりがえ}の釣替^{つりか}がなけりゃあ来られねえ。娑婆^{しやわ}じゃあ帯とも禪ともいうが、御牢内じゃあ名が変わり、帯は長物禪^{ながもの ほんぼん}は細物だ、その細物を向う通りへ持って行きゃあがって、同座相囚人が首でも縊^くりゃあ汝^{なれ}が下手人だ、その上御牢内には十二人のお役人があつて、楽^{らく}の出来る所じゃあねえ、それも本番^{ほんばん}さんに願^{ねが}つて、永^{えい}当^{とう}々々と働^{はたら}きゃあ随分^{ずいぶん}楽^{らく}の出来る所だ、うぬが糺^{きゆうめい}命^{いのち}仰^{おほ}せ附^つかつた御奉行^{おぎようさま}様から、出牢証文^{しせんりょうこぼんのうめのは}の出るまできつと守っている。

(黙阿弥作「四千両小判梅葉」)

現在の日本の法制度の多くは、明治以降、西洋近代諸国の法にならって作られたものが基礎となっている。外国法を模倣し、自国の法として採用することを法の継受^{けいじゆ} (reception) という。近代国家の建設を急いだ明治の日本は、主としてフランス法・ドイツ法を継受することによって近代的法体系を作り上げたが、イギリス法的な要素も取り入れており、さらに第二次大戦後はアメリカ法の影響を強く受けるようになって今日に及んでいる。

明治以前の日本にも、もちろん法はあった。ことに江戸時代は、戦争の全くない250年間という、世界史上希有ともいえる平和社会を背景として、さまざまな文化が花開き、法もまた独自の発達を遂げていたのであるが、そのような固有の法体系は西洋近代法の継受によって大半が解体、崩壊した。そのため、日本の法は一見するとすべて西洋法的なものに変わってしまったように思われがちであるが、法律や制度、理論が西洋的なものになつたとしても、実務の現場における法の運用、法に対する人々の接し方・考え方などといったレベルにまで踏み込んで注意深く観察するならば、そこには伝統的なものが明治以後も根強く生き続け、場合によっては現在に至るまでなお有形無形の影響を及ぼしているものが、実は少なくないことに気づくであろう。西洋近代法を継受するにあたり、伝統法が果たした役割は善くも悪くも決して小さくはなかつたのである。

今回の展示は「罪と罰」という側面に重点を置き、江戸時代の法、裁判、刑罰などにかかわる書物や文書資料を通して日本の伝統社会における法のあり方の一端をかいま見ていただくこととするものであるが、それは決して単に過ぎ去った昔を物珍しく回顧しようというだけの趣旨ではない。裁判や刑罰制度がどのようにあるべきかということはすぐれて現代的な課題であり、犯罪事件や裁判の報道を目や耳にしない日はないし、たとえ自分は犯罪や刑罰などとは無縁だと思つていても、事件の被害者あるいは加害者にすら

なる可能性が誰にでも現実であり得ることは、交通犯罪などの例を引けば直ちに了解されよう。更に、刑事裁判にかかわるのは犯罪を犯した者や事件の関係者だけではない。平成16年（2004）に制定された「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」により、くじで選ばれた一般市民——法律の専門家ではない素人——が裁判官と合議して判決を下す「裁判員」制度が平成21年（2009）5月までに施行されることが決まっております。実施に向けた準備が現在着々と進められている。少数の法律専門家にまかせておくのではなく、国民一人一人が裁判に直接かかわり、考え、判断することが求められることになる。

展示会のタイトルに掲げた『地獄物語』は、安政の大獄に坐して浅草の「溜」——江戸幕府小伝馬町牢屋の附属施設——に収監された世古延世（恪太郎）が獄中での見聞などを詳細に記したもので、幕末の溜の実態を窺い知ることができる貴重な資料である。江戸幕府の牢屋は近現代の監獄・刑務所とは異なり、主として未決囚を拘禁する拘置所的な施設であったが、暴虐苛烈な「牢名主」制による支配、極度の不衛生状態と著しい過剰拘禁から牢死者がおびただしい数にのぼり、まさに「譬にもいふ此世の地獄」（歌舞伎「蔦紅葉宇都谷峠」）・「この世の地獄といふほどな獄屋の住居」（同「花街模様薊色縫」）であった。溜は病人や15歳未満の幼年者などを収容する病監・少年監であり、囚人に対する戒護は比較的寛やかであったといわれるが、内部の様子などを具体的に描いた記録はひじょうに珍しいといえよう。『地獄物語』が活字翻刻されるのは今回が初めてであり、塩村耕教授（文学研究科）の指導のもと、図書館職員有志による古典籍の勉強会「古書の会」のメンバーが解説・注解作業にあたった。

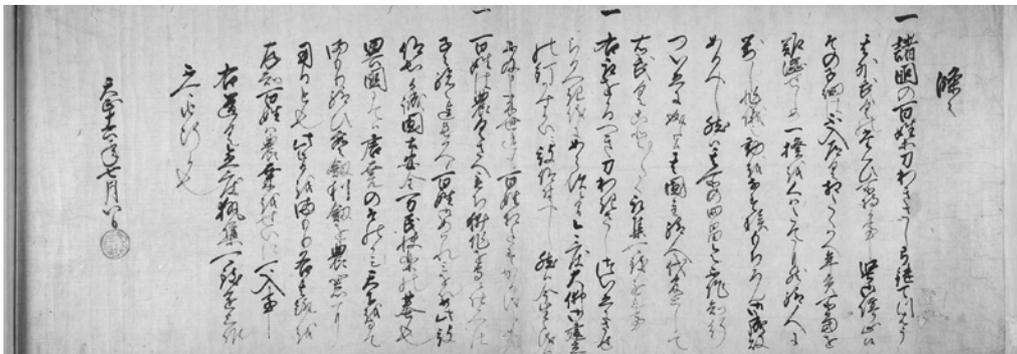
法は社会や人間を規律するものであるが、同時に法は社会や人間のあり方の反映でもある。法律制度というといかにも無味乾燥なもののように思われるかも知れないが、法を作り、運用するのはその社会であり、人間なのであるから、法や裁判、刑罰等のあり方を考えるためには、人間や社会に対する深い洞察、歴史や文化に関する幅広い識見が必要であるといえよう。テレビや映画の時代劇で見る世界とは少々異なる、「本物」の江戸時代の法や裁判等の一端に触れることで、現代の法のあり方を考え、また将来進むべき方向を探る上でも、何らかの示唆を得ることができるのではないかと期待している。

I 近世的秩序と法支配

中世はいわば自力救済の時代であったから、自分の権益は自ら主張、獲得、防衛、維持しなければならないものであり、したがって農民も武装して自衛するのがあたりまえであった。近世になると、強力な領主権力が成立したことにより、私戦、私的執行、私刑罰などは原則として禁止され（「惣無事」）、公刑主義が一応確立して、裁判権・刑罰権は支配者身分である武家領主がほぼ独占した。近世の支配秩序は、身分差別をその基礎とするが、戦国時代まであいまいだった武士と農民の区別を明確にしたのが豊臣秀吉による「刀狩」であり、[1]「**條々（刀狩令）**」は現存する数少ない原文書の一つである。

[1]「^{ジョウジョウ}條々^{カタナガリレイ}（刀狩令）」 天正16年（1588）7月8日 45.5×126.5 *単位はcm、以下同じ。

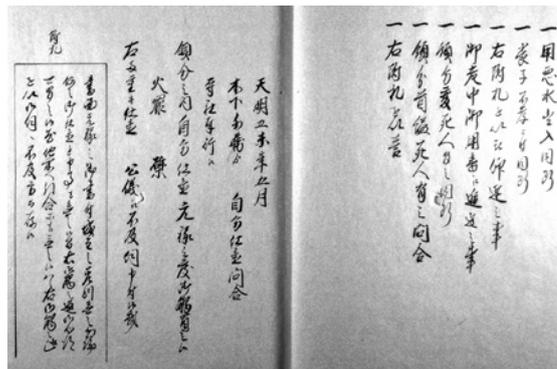
第一条で武器・器具の所持禁止を掲げるが、最近の研究によれば、全面的武装解除を目的とするものではなく、村に多くの武器があることを認めながら、村々百姓に武装権行使を封印するように求めたものとの指摘もなされている。



江戸幕府（徳川氏）は全国的政権としての地位を確立したが、幕府直轄領（公式には「御料」または「御料所」、俗に「天領」ともいう）は全国の4分の1程度しかなく、大名・旗本などもまた封建領主として独自の立法・行政権を保持し、裁判権・刑罰権を行使した。もっとも、その内容は「江戸之御仕置ニ准じ」、すなわち一般的には幕府法に倣うべきものとされており、また事件関係者に他領の者が含まれていればどの領主も裁判することができず、幕府の裁判となる。もちろん幕府も、徳川家という一領主として御料の裁判・刑罰権を行使したことはいうまでもない。旗本以下の裁判権・刑罰権には大きな制限があり、死刑にあたる事件などは専決することが許されなかったが、これに対して大名は、磔、獄門など最重の刑罰を含むあらゆる刑罰を独自に科すこと（「自分仕置」）が可能であった。このような大名の刑罰権は元禄10年（1697）の「自分仕置令」により定められ、幕末に至るまで変わることがなかったが、「国主」「城主」「無城」などの「家格」によって刑罰権の範囲に差があるのではないかと考える藩がしばしばあった。裁判、科刑などの法律問題について疑義がある場合は、幕府に問合せて教示を仰ぐのであり、そのような問合せと回答（「挨拶」）を集録した「問答書」「問答集」と呼ばれる法律書が多数流布している。[2]『**的例問答**』はその一つで、自分仕置に関する問合せに対し、大名は家格にかかわらずあらゆる刑罰を科すことができる旨の挨拶を幕府は与えている。

テキレイモンドウ
 [2] 『**的例問答**』 写大全3巻3冊
 (原装 146丁 26.0×18.5)

【書名の備考】書名は書題簽による。目録題「的例問答元濟」。【編著者】忍屋隠士編(国書総目録による)【成立】序跋等なし。編者は幕臣(小十人組)で国学者、大野広城(通称権之丞)。天保12年(1841)没45歳。*近世後期写 【備考】印記「長谷川蔵書」。



江戸時代の社会は主として慣習法によって規律されるところが多かったが、他方強力な領主権力の確立を背景に制定法も増大し、幕府中央で制定された法令を諸大名、関係役所等を通じて全国に通達するシステムが完備していた。一般的な単行法令を「触」「触書」といい、名宛人すなわち法の対象が狭い場合(関係役所・役人に対するものなど)は「**達**」と呼ぶ。また、町奉行から出される触を「**町触**」と称した。触は最末端の町村・五人組にまで確実に伝達され、名主が読み聞かせて各家の当主に判を押させるのである。[3-3]の『**旅籠屋并置屋中其外小前一同請印帳**』はその一例で、100名以上の判が押捺されている。また[4]『**御触書之写**』は幕末嘉永期から明治初年に及ぶ京都の町触の控で、有名な五箇条の御誓文なども写し取られている。

江戸時代の法律の文体は仮名交じりの「**候文**」で、かつ公用文書には「**御家流**」と呼ばれる一定の書体が用いられ、これは幕藩を通じて全国一律であった。話し言葉は地方によって方言の違いがはなはだ大きかったが、書かれた法律は全国共通に読み書きができ、理解することができたのである。近代国家を建設するために国家法をいかにして民衆の末端にまで伝達・浸透させるかが、多くの国々にとって切実な——現代においてすら——課題であり、そもそも法律に用いる言語を統一することじたい多大なエネルギーを要するのが通例であるが、日本の場合は既に江戸時代にそのような環境が整えられていたといえる。

オタズネモノオウケニンベツインギョウチョウ
 [3-1] 『**御尋者御請人別印形帳**』 写半1冊(原装 11丁 24.5×17.6)

【書名の備考】書名は書外題による。【成立】表紙に「元治元年／子十二月 関中町扣」とあり。*1864年【内容】以下3点は伊勢国、東海道関宿の関中町(現・三重県鈴鹿郡関町中町)の原資料。同年3月16日夜、甲州巨摩郡八田村(現・山梨県中巨摩郡八田村)の藤兵衛に疵を追わせて逃げた養子の人相や服装等を記したお尋ね者の人相書。【備考】共紙表紙、紙縫綴。

ゴジョウモクオウケニンベツインギョウチョウ
 [3-2] 『**御条目御請人別印形帳**』 写半1冊(原装 16丁 24.7×17.3)

【書名の備考】書名は書外題による。【成立】表紙に「慶応三年／卯正月 関中町」とあり。*1867年【内容】延享元年(1744)の御掟御条目に、今般追加された趣を町中一同が承知した旨の一札。【備考】共紙表紙、紙縫綴。

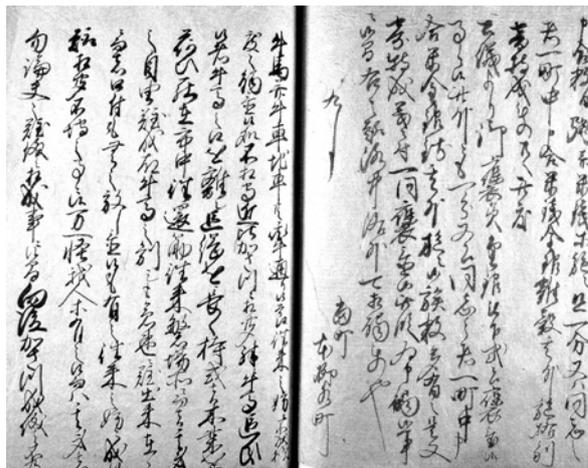
ハタゴヤナラビニオキヤジュウソノホカコマエイチドウウケンチョウ
 [3-3] 『**旅籠屋并置屋中其外小前一同請印帳**』 写半1冊(原装 6丁 23.6×17.3)

【書名の備考】書名は書外題による。【成立】表紙に「天保十三年／寅三月 中町」とあり。*1842年【内容】亀山藩の家中が酒席に売女などを呼ぶことがないよう旅籠等が申し合わせた一札。【備考】共紙表紙、紙縫綴。



オフレガキノウツシ
 [4] 『御触書之写』 写半14冊
 (原裝 605丁 23.6×16.9)

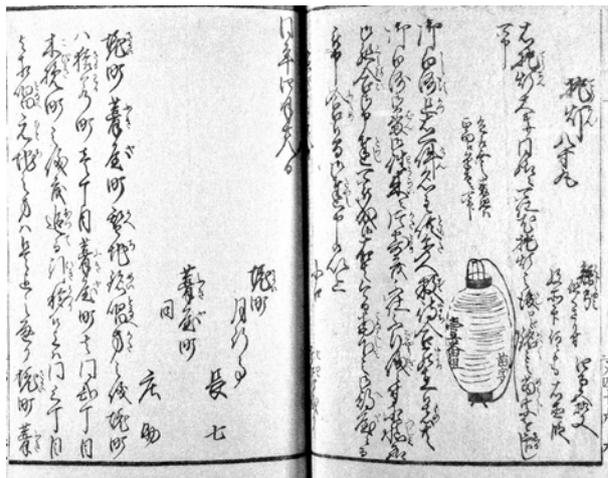
【書名の備考】書名は1冊目の書外題による。【成立】各冊の所収年、①：嘉永3年8月～安政3年5月、②：嘉永7（安政元）年4月～8月、③：安政5年正月～元治元年10月、④：慶応3年12月～同4年6月、⑤：慶応4（明治元）年6月～11月、⑥：明治元年11月～同2年正月、⑦：明治2年正月～5月、⑧：明治2年5月～9月、⑨：明治2年9月～同3年3月、⑩：明治3年4月～8月、⑪：明治3年9月～同10月、⑫：明治3年閏10月～同4年正月、⑬：明治4年正月～6月、⑭：明治4年5月～12月。*1850-1871年【内容】京都の町触の写し。



法令は書き写して伝達されるのが基本であるが、老中水野忠邦による天保改革の際には触が「^う雨^か下」したと表現されるほど多数の法令が出され、これを民間の書肆が編集して印刷販売した。[5]『〈御免〉御触書集覧』がそれである。江戸時代を通じて単行法令の版行は必ずしも稀ではないが、200通余も収録された幕府法令集の出版は他に例がない。

ゴメン オフレガキシユラン
 [5] 『〈御免〉御触書集覧』 版中全2巻2冊
 (原裝 270丁 18.1×12.3)

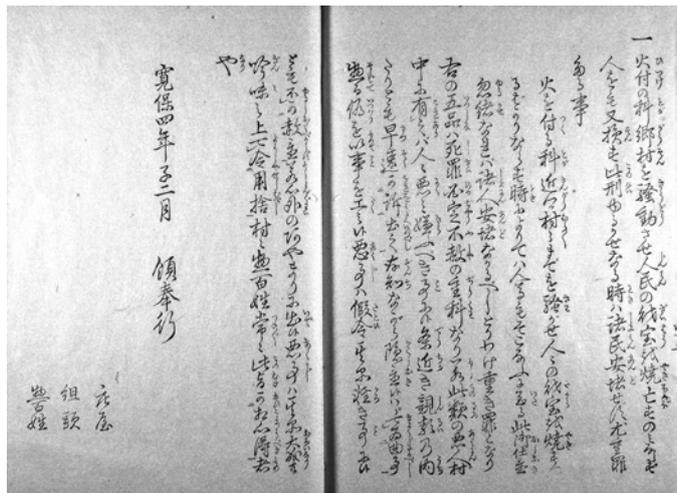
【書名の備考】原題簽存（左肩双辺）。外題左下に「脩身孝義鑑」。【成立】序跋なし。本文最終丁裏左端に刊記「御免板元〈下谷池之端仲町通／御数寄屋町岡村屋庄助〉（刊年記削除か）。国書総目録によれば天保13年刊。後表紙見返に書肆連名あり。*1842年【内容】天保12年5月22日より翌13年12月29日までの御触書を年月日順に並べたもの。巻末に天保12年9月より翌13年12月まで、孝行者等善行者に対する幕府による褒賞の記録集を付す。【備考】元袋を添付。丁付に又丁多し。附属図書館神宮皇学館文庫蔵本。



触書のうちとくに重要なものは木の立て札に書いて掲示されたが、これを「高札^{こうさつ}」あるいは「制札^{せいさつ}」という。「年号も正しき徳の御制札」の古川柳で知られる「正徳の高札」は、6代將軍家宣の正徳元年（1711）、朝鮮通信使来聘に際して整備され、幕末まで全国の高札場に掲示されていた。主たる内容は、封建倫理の教諭・教戒と火事や強訴徒党などに対する警察的取締りであり、法規範と倫理・道徳は一体のものであった。有名な「慶安御触書」も、その内容は農民に対する日常生活・倫理規範を詳細に規定したものであり、本来教諭書的な性格のものであるが、制定法を意味する「触書」の名称で呼ばれているのである。封建倫理の教諭を主内容とする法令が印刷、頒布されることはしばしば見られ、越後高田藩（榊原家・15万石）の[6]『御条目管窺』はその一例である。

ゴジョウモクカンキ
 [6] 『御条目管窺』 版大1冊
 (原裝 50丁 25.8×18.1)

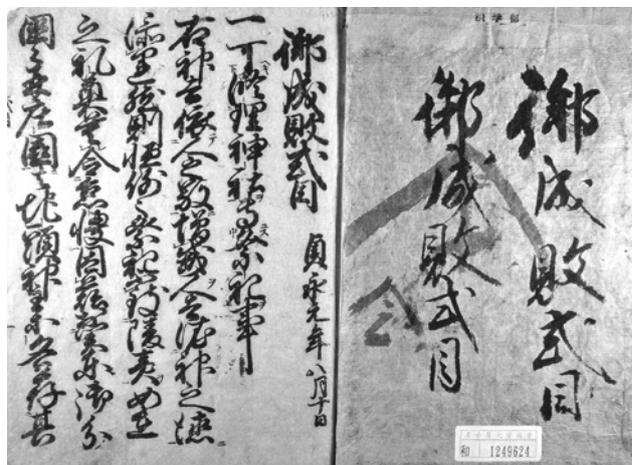
【書名の備考】原題簽左肩双辺「こでうもくくわんき御条目管窺 全」。
 【編著者】三上則義【成立】天保14年9月、〈岩野村〉
 籠島伝右衛門憲章・〈八幡新田〉田中富六伯寿序。
 天保14年葉月、(米山の麓小野の里にすめる)三上
 則義自跋。無刊記。*1843年【内容】寛保4年(1744)
 2月、越後高田藩主榊原氏が領民に布達した「御
 条目」全20条について、一般向けにわかりやすく
 解説を加えたもの。漢字かな交じり。【備考】印記
 「徳田蔵書」。



法令の伝達にせよ教諭書の頒布にせよ、これらは庶民に一定以上の読み書き能力があることが前提となる。8代将軍吉宗が識字教育を推進させ、年貢の割当て・収納事務などをはじめとする行政各分野において文書主義が確立していたが、幕末頃の日本人——女性も含めて——の識字率の高さは、来日した西洋人を驚嘆させるに足るものであった。初等教育の教材に法律の文章が用いられたことも、注意してよいことであろう。手習いの手本に広く用いられた[7]『御成敗式目』は鎌倉・室町両幕府の基本法典であったし、「五人組帳前書」と呼ばれる在方の基本的な法令集——毎年正月に名主が五人組を集めてこれを読み聞かせる——や、地方によっては「白岩目安」や「羽倉目安」などと呼ばれる訴状が、やはり手習いの手本として用いられたという。

ゴセイバイシキモク
 [7] 『御成敗式目』 版大1冊
 (原裝 43丁 25.5×18.4)

【書名の備考】原題簽左肩双辺「〈大字〉御成敗式目」(下部破損)。
 【成立】本文末に刊記「享保壬子(17)年仲夏吉辰 京堀本開板」。後表紙見返に付け刊記「京都書林 / 〈寺町通松原上ル町西側〉菊屋七郎兵衛 / 板行」。*1732年 後印本。【内容】鎌倉幕府の基本法。江戸時代にも重視され、本書のように手習いの教科書にも用いられた。半丁6行。



●コラム (1) 《慶安触書論争》

朝は早起し、耕作に精を出せ、夜は俵を作り、農閑期には道具の手入れをせよ、酒や茶を買って飲んではいけない、どんなに美貌の女房でも、大茶を飲み物参りや遊山好きするものは離別せよ、年貢さえ納めてしまえば百姓ほど気楽なものはない…。32条に及ぶこのお節介な法令に、見覚えのある人も少なくないだろう。末尾に慶安2年(1649)2月26日の日付があり、「慶安の御触書」の名称で広く知られている。しかしこの法令は、慶安2年に幕府が実際に公布したものではない、という意見が有力になりつつある。理由は、戦後60年にわたり、農村に残された大量の江戸時代の古文書が調査、整理されてきたにもかかわらず、慶安触書の原本が発見されたという報告がなく、幕府関係者の日記類などにも、慶安2年に出されたはずの触書に関わる記事がみあたらない、という事情による。

では、慶安触書の原型は、いつ、誰が、どのような目的で作成したのだろうか。慶安触書が、現在よく知られている形で普及することになったきっかけは、美濃岩村藩が文政13年(1830)に木版印刷した「慶安御触書」である。岩村藩主松平家の出身で、幕府儒者として活躍した林述斎が、この事業に深く関与していたことも知られている。問題は、岩村藩が何をもとにして「慶安御触書」を刊行したのか、そのルーツである。岩村藩には慶安2年の触書が伝来している旨、林述斎が述べた『甲子夜話』に記されているが、上に述べた史料の残存状況を考慮するならば、にわかには信用できない。

そこで出された第一のルーツ説は、天明2年(1782)の甲斐国巨摩郡亀沢村「百姓身持書」である。おそらく亀沢村周辺を管轄した幕府代官が、それまでに出版されていた諸法令をまとめなおしたもので、従来最古とされていた寛政年間以後(1789～)の、信濃高井郡矢島村須山家に伝来した慶安触書写本などにも影響を与えつつ、岩村藩にひきつがれたと推測されている。第二のルーツ説は、山梨県甲西町の内藤家に伝来したという元禄10年(1697)「百姓身持之覚書」である。おそらく甲府徳川家が制定したもので、近年所在不明となってしまった長野県望月町土屋家伝来の寛文5年(1665)無表題冊子にみられる規範をもとにしているという。山梨県白根町秋山家伝来の年代不明「百姓身持之事」、下野国黒羽藩刊行の宝暦8年(1758)『百姓身持教訓』、埼玉県草加市佐藤家伝来の明和9年(1772)「百姓身持式目」なども、寛文5年土屋家本の内容をひきついでおり、第一のルーツ説の起点である天明2年亀沢村「百姓身持書」は、内藤家本の影響下にある写本とみる。

現状では、第二のルーツ説が、より多くの関係文献を発掘し、その位置づけを説明しているといえるかもしれない。ただし、第二のルーツ説の起点である内藤家本については、原本の状態が今のところ未紹介であり、浦方に関する規定がみられるなど、甲府徳川家の制定法であることを疑わせる事実も指摘されている。さらに、信濃や甲斐の史料では内藤家本の規範が普及していた事実が確認できず、文政期の岩村藩にどうつながるのか、検討を要するとされている。論争の決着はまだついていないというべきだが、江戸時代後期の諸藩に受容されていたことは確かであるこの有名な法令について、その成立過程や伝達普及の実態が明らかになりつつある点は、貴重な成果といえよう。時代の移り変わりの中で、人々がこの法令をどのように受けとめてきたのか、法の歴史をめぐる重要な議論の素材が提供されている。慶安触書をめぐる論争には、厳密な史料の考証だけが、現代を生きる私たちの限られた想像力を解き放ち、歴史的な事実気づかせてくれるという、歴史研究の醍醐味が凝縮されている。(齋藤夏来)

▼主要参考文献(刊行年順)

- 神崎直美『近世日本の法と刑罰』(巖南堂書店、1998年)
- 山本英二『慶安御触書成立試論』(日本エディターズスクール出版部、1999年)
- 丸山雍成『封建制下の社会と交通』(吉川弘文館、2001年)
- 山本英二『慶安の触書は出されたか』(日本史リブレット、山川出版社、2002年)

II 公儀の法と民衆の法

「法」というと、国家が制定した法律のみを考えがちであるが、国家的制定法以外にも法は存在しており、ことに近代国家成立以前においては制定法以外の法規範が社会や人を規律する上で重要な役割を多く果たしていた。江戸時代には、制定法すなわち領主権力によって制定された法とは別に、村や町などの地域団体や特定の身分・職業団体が作る自治法があり、それ以外にも一般的な財産・取引関係、家族関係などに関する法が広く存在したが、これらは公儀の法（「領主法」）に対して、「民衆法」ということができる。それらの多くは「成文法」（written law）の形をとらず、「不文法」（unwritten law）たる慣習法であったが、ときに成文化化されることもあった。また領主法においても、法律・裁判専門の役人によって形成・運用される「法曹法」が大いに発達したが、これもやはり抽象的な法規の形をとらない不文法が主であり、広義の慣習法的なものといえる。

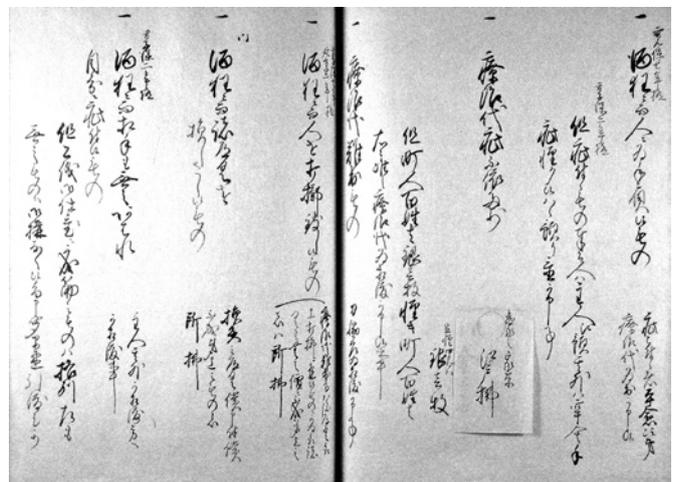
幕府及びいくつもの藩では、刑法典を制定している。刑罰法規を体系的に編纂して法典を作るのは東アジアにおける中国法的伝統でもあるが、不利益処分たる刑罰を公平に科すためには、客観的な基準が必要であるという実際的理由にもよる。「法律将軍」の異名ももつ8代将軍吉宗は制定法の整備に意を用い、刑法や裁判制度の多方面にわたる改革を行ったが、それらの法制度改革をいわば集大成したものが「公事方御定書」である。その編纂にあたっては吉宗も積極的に関与し、随所に自身の意見を反映させている。

公事方御定書は上下2巻から成り、上巻は警察・行刑等に関する重要法令81通を収録した法令集、下巻が刑法典で、後に「御定書百箇条」と俗称されるようになったのはこの下巻のことである。刑罰法規を中心に、刑事・民事の裁判・行刑等に関する103箇条の規定を置く。年表などでは公事方御定書の成立を寛保2年（1742）とするのが一般的であるが、実は同年に一応の成立を見た後も引き続き改訂作業が行われ、法文が最終的に確定したのは宝暦4年（1754）であった。奥書には「奉行中^{ぶぎょうじゅう}之外^{のほかに}不可^た有^あ他^た見^み者^{もの}也^{なり}」と記されており、幕府の司法中枢部以外には見ることができない建て前であるが、これは政務一般の秘密・閉鎖性——「民は由らしむべし、知らしむべからず」という儒教的政治理念——がその背景にあるだけでなく、吉宗の刑法改革により刑罰が軽くなったため、具体的刑罰はむしろ公開しないほうが威嚇効果があると考えられたからだともいわれる。下巻は重要判例を抽象化・条文化して配列し、一応刑法典な体裁をとってはいるが、抽象化が不十分なため判例集的な要素も若干残しており、近代的罪刑法定主義の考え方はないので、条文の類推・拡張解釈等は自由な上、該当する規定がなければ他の判例に基づいて裁判することができる。いわば公事方御定書は他の判例に優先する重要判例集的なものに過ぎず、あくまで裁判・科刑の標準を示すにとどまるものであった。すなわちこれは制定法というよりも、本来むしろ法曹法的な性格のものであり、そのことが公事方御定書を公開しなかった実質的な理由であるといえよう。

「秘密」の建て前はしかしまもなく破れ、裁判実務を担当する下役が奉行用のものを借覧した際に写し取ったことから流出したと見られるが、おびただしい数の写本が流布している。現在伝存するものの多くは宝暦4年（1754）の最終改訂本であり、それ以前の段階を示すテキストも何種類か流布しているが、寛保2年（1742）成立当時の「原テキスト」は発見されていない。[8]『御定書之写』では、延享3年（1746）時点のテキストを宝暦4年最終改訂本によって校訂したことが、貼紙によって示されている。

[8] 『御定書之写』 写半1冊
(原装 114丁23.0×16.8)

【書名の備考】原題簽存。内題なし。【成立】書写識語「嘉永二己酉年六月写之終／竹嶋安広廿五歳書（朱印「隆由」「風藪軒）」。*1849年【内容】全103条、巻末に追加3条あり。



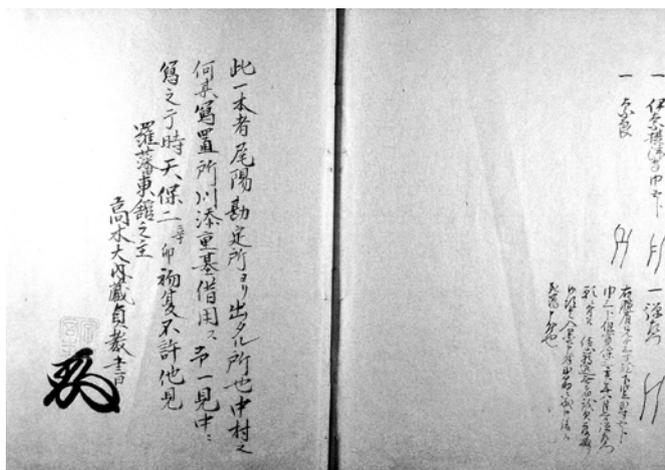
松平定信の寛政改革に際し、公事方御定書を修訂して「寛政刑典」を制定したという説が古くからあるが、いわゆる寛政刑典は公事方御定書の流布本に過ぎず、書写の過程で「寛保」が「寛政」に変えられ、寛政改革の松平定信に仮託されたものと現在では考えられている。[9]『寛政律令』は、交代寄合美濃衆・高木三家の一つ東高木家の旧蔵書で、奥書によればこの書物は尾張藩勘定所から出て転写を重ねた末、当主大内蔵貞教により写し取られたものであるが、後半に収録されている「御定書」は寛政刑典であり、前半に収録されている「御遺状御宝蔵入百箇条」もまた、徳川家康作と称するが偽書であることが知られているものである。

公事方御定書はこのように多数の写本が出回っていたが、旗本大野広城が[10]『青標帑・殿居袋』に「御定書凡百箇条」と題して印刷頒布したことが「御政務筋ニ拘り候不容易事共彫刻」したとして、評定所で処罰されるという事件が天保12年（1841）におきた。大野広城（権之丞）は「忍の舎」「忍屋隠士」等と号し、「泰平年表」などの著述で知られるが、前掲[2]『的例問答』もまた大野の編著である。

[9] 『寛政律令』 写大1冊

（改装 前半24丁・後半71丁 27.3×20.3）

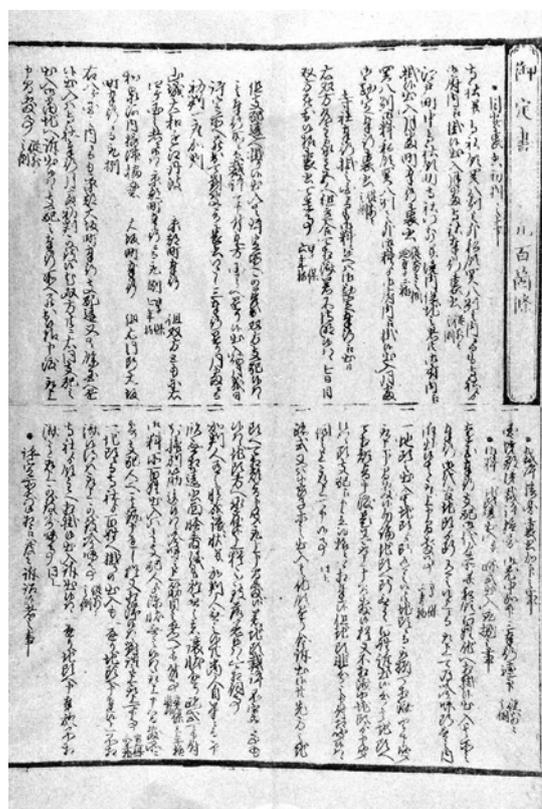
【書名の備考】書名は扉題による。【成立】書写識語「此一本者尾陽勘定所ヨリ出タル所也中村之何某写置所川添重基借用ス予一見中ニ写之于時天保二辛卯初夏不許他見／羅藩東館之主／高木大内蔵貞教書（朱印「字曰君圭」・花押）。*1831年【内容】前半は「御遺状御宝蔵入百箇条」。「東照宮御遺訓」とも呼ばれ、井上主計頭正就が駿府の徳川家康から聞いた教訓談話に基づくとするが、後世の偽作。後半は「寛政刑典」。寛保2年（1742）成立「公事方御定書」下巻を老中松平定信が改訂したものとして、「寛政二（1790）年庚戌六月 松平越中判」の元奥書があるが、仮託。



[10] 『青標帑・殿居囊』 版中（縦長）折本4帖

（原裝 76丁 19.5×6.2）

【書名の備考】青表帑前編以外原題簽存（中央双辺）、青標帑後編は「武家秘冊／両面折本」、殿居囊は「武家必撃／両面折本」の角書。【編著者】大野広城【成立】（青標帑前編）刊記「天保十亥年十二月功成／同十一年正月刻成／東都 忍廼屋蔵版」。同後編）刊記「天保十一庚子季冬脱稿／同十二辛丑孟陽刻成／東都 訂書堂蔵梓」。同後編）刊記「天保九戌年十二月功成／同十亥年正月刻成／江都 訂書堂蔵版」。*1837-1841年【内容】典礼・格式制度・年中行事等幕府の諸制度について、携帯に便利な小型の折本にして、300部限定で公刊された。著者大野広城（→[2]）は幕府の内情を許可無く公表した廉で筆禍を蒙り、九鬼式部少輔へお預けとなり、その所領丹波国綾部に幽閉され、そこで没した。【備考】料紙間似合紙。両面刷（丁数は表面のみの見開面数）。印記「遠加文庫」「野村蔵書」「枝田図書」。

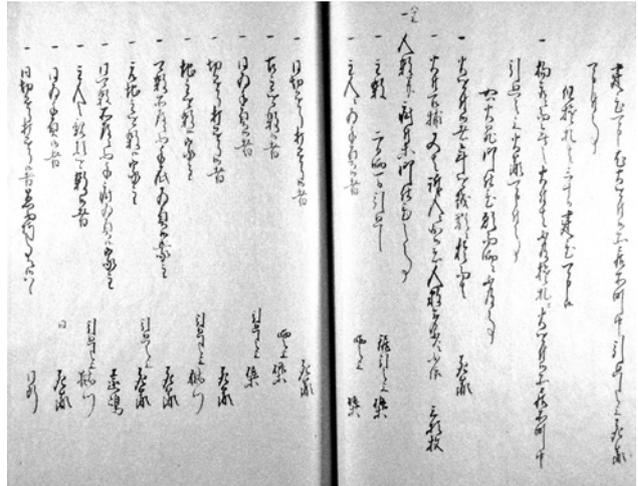


伝統的な法律学として古代以来の律令学があり、吉宗が明律研究を奨励したこともあって、儒学者や国学者などにより研究が大いに進められ、尾張藩などではひじょうにさかんであった。他方これとは別に法実務の現場でも、「実務法学」というべきものが形成され発達した。裁判実務・法実務に携わり、法曹役人集団を形成していたのは、公事方勘定奉行配下の「評定所留役」や町奉行配下の「吟味方与力」などであり、彼らは実務の必要上、判例集や手控え、法律書の類を数多く作成した。[11]『新選憲法秘録』はそのような私撰の法律書の一つであるが、「憲法」の語は近代的 constitution の意味ではなく、法（幕府法）の美称である。また、同様の法律書である [12]『宦中秘策』には「是等之事ハ能知らざれば留守居職ハ決而勤らざるものなり」と書かれている。藩の「留守居」とは、幕府法令の伝達や他藩との連絡・情報交換等にあたる役職で、頻繁に高級料亭で会食、遊興した様子などが伝えられているが、その職務上、法律知識を備えていることが必要なのであった。

[11] 『新選憲法秘録』 写大全10巻13冊

(原装 724丁 25.8×18.3)

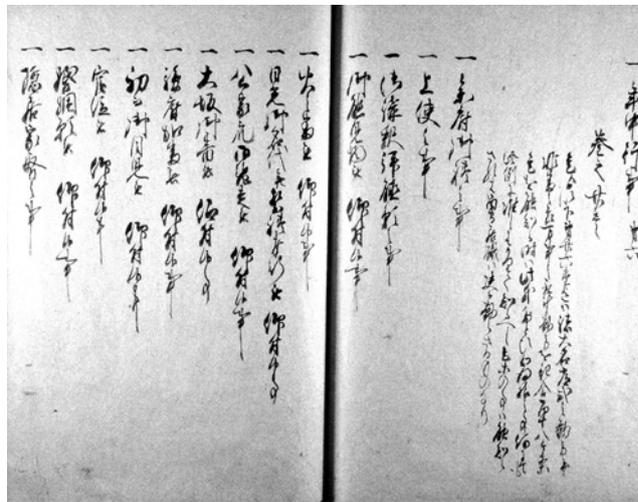
【成立】序跋等なし。天保年間の記事を含む。*近世後期写。【内容】幕府評定所や町奉行所等における裁許や諸手続きの例を部類集成した書。巻一：諸御掟之部、巻二：心得方之部、巻三：高札之部・五街道触書其外取締方等之部、巻四：取計方之部、巻五：吟味之節身分ニ寄座席之部、巻六：訴状糺方之部・吟味者取捌之事、巻七：公事出入盗賊入牢中吟味并囚人江戸表江差出其節諸入用立方之部・御仕置者取計等之部附裁許吟味者口書伺書落着之部・切支丹之部、巻八：在方取締筋之部、巻九：御触書之部・心得方之部附録、巻十：寺社之部・五街道筋二而御朱印其外江戸行逢候節心得之部。【備考】印記「北越天神高橋庫中圖書之記」「楽且有儀」。識語「共十三冊之内 貞敏蔵（朱印「貞敏之印」）」。



[12] 『宦中秘策』 写大全33巻目録1巻16冊

(原装 603丁 26.5×17.7)

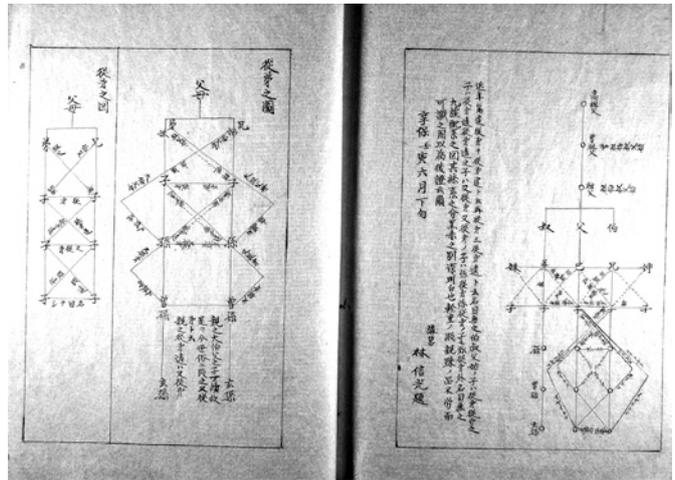
【編著者】西山元文【成立】安永4年（1775）仲穂、西山元文自序（漢文）。卷末附記「文政八（1825）西七月十日改メ」（本文同筆）。*近世後期写。【内容】諸藩の武士が心得ておくべき常識を記した便覧書。日本各国の郡名・人口・石高や領主等の概要、幕府による支配の沿革や制度の概略、江戸城年中行事、諸大名の勤務、公事訴訟の大法、禁裏諸公家に関する知識と京都所司代の業務、外国との往来等。目録の前に実践的学問の重要性を通俗に説いた自序的文章「西山物語」あり。著者は対馬藩士。【備考】印記「白高治」。



近親者の死亡に際して服喪すべき期間等を定めた「服忌令」という法令（貞享元年〈1684〉制定、改訂を経て元文元年〈1736〉最終的に確定）があり、親族秩序を法的に定めた、いわば武家家族法の基本法であったが、その解釈・運用に関して実務法学が発達し、「服忌書」というべき法律書の一ジャンルを形成した。養親子関係等が介在すると複雑になるため、[13]『養実服忌問答集』では関係を図示して理解の便をはかっている。広く流布した代表的な服忌書の一つである[14]『服忌令撰註分釈』は、武州忍藩（阿部家・5万石）の留守居加藤瀬左衛門が編纂したものである。服忌書の諸藩への伝播は、幕府法が藩法に取り入れられ幕府法化していく過程でもあったといえるが、その際に留守居が重要な役割を果たしたことがここにも窺われる。

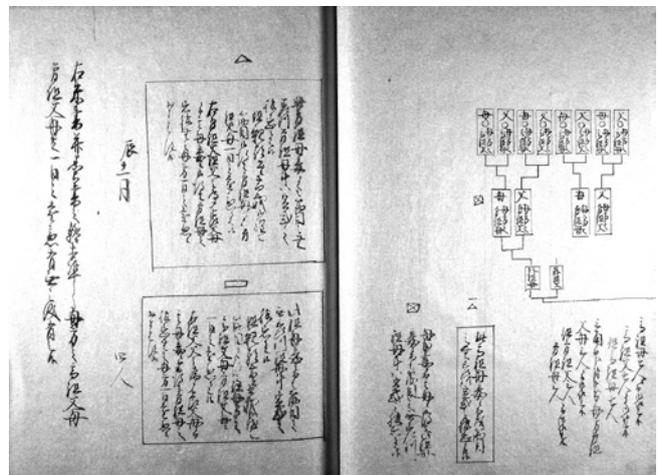
[13] ^{ヨウジツブッキモンドウシュウ}『養実服忌問答集』 写大1冊
(原装 57丁 25.0×17.4)

【書名の備考】書名は内題による。目録題「諸家服忌問答集」。【成立】序跋等なし。*近世後期写【内容】養子や妾などの絡んだ複雑な関係を含む服忌の様々な前例を部類集成した便覧書。【備考】共紙表紙、紙縫綴。



[14] ^{ブッキリョウセンチュウブンシャク}『服忌令撰註分釈』 写大3巻附録1巻
追補1巻5冊 (原装 262丁 26.5×19.5)

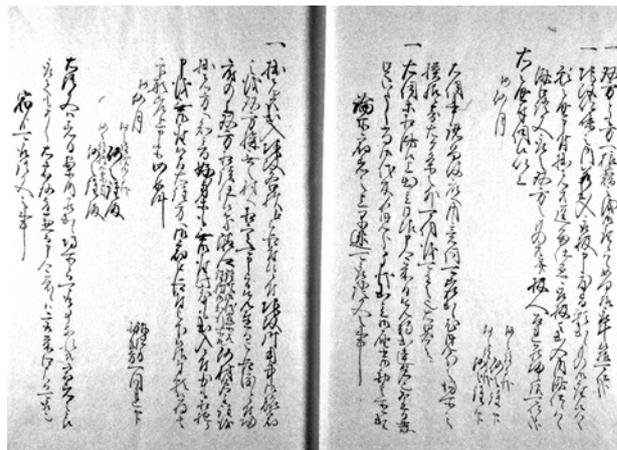
【編著者】加藤次章【成立】加藤次章自序。国書総目録によれば文化7年(1810)自序。安永10年(1781)孟春、長山庄右衛門序。地巻末に元書写識語「此書去未の冬写候処火災のために焼失し候まゝ、又此書借写置候往々しみのすみかとならぬよふにこゝろかけ給へ／文政七(1824)申のとし時雨月 定あき(模写花押)。書写識語「弘化四丁未年仲秋写之 盛多賀(花押)。*1847年【内容】服忌令の詳細な注釈書。漢字かな交じり。長山庄右衛門著『服忌令撰註』に補訂を加えたもの。【備考】印記「安井文庫」。識語「嘉永三庚戌六月／安井盛恭し(花押)」。



「^{じかた}地方」は「^{まちかた}町方」に対して在方すなわち農村を指すが、地方支配のための手引書というべき「地方書」が、主として代官系の役人等によって多数作成された。内容は検地、年貢、助郷、農業技術、算法など農政全般にわたるが、地方支配に関する法規・先例に重点を置いた法律書性格のものが少なくない。[15]『地方落穂集』はその代表的なものの一つである。

ジカオチボシユウ
 [15] 『地方落穂集』 写半全13巻5冊
 (原装 229丁 23.3×16.9)

【書名の備考】【編著者】東武隠士泰路(国書総目録による)
 【成立】無記名の自序あり。書写識語「ある人予に一のそ
 うしを与ふひらきみに衣食住等の根元をいとまめやか
 に書つらねたり上に地かた落穂集と題す其落穂や爰の小
 みちかしこの街に拾ひ得しにや粒に不同は有なから性こ
 まやかにして味ひ美々妙々なりよりにてかれる残口をも得
 まほしくはやく筆のはしにかけて写し侍れと粟に似たる
 猫さらしあり綿に似たる烏瓜の花ありてたくれにはいつ
 れ夫とも引やはつらわん歎あすならふは後人の目にま
 かせ唯よく良材の筋をしるへしとなり／于時文政九とせ
 のはつ秋なかは於于紅葉山中しるす 平むねとし(朱印
 「宗俊」「桃仙」)。*1826年【内容】地方業務全般に関す
 る便覧解説書。【備考】印記「松雲庵」「松邨藏書」「南田
 氏藏書印」「丙戌」。識語「釈寛龍」。



江戸時代の村や町は一種の法人格を有する自治組織であり、慣習法的自治法を有していたが、時にこれを成文化することがあった。「村法」「町法」と呼ばれるものがこれで、共同体の秩序を維持し、日常生活を規律する民衆法であった。村法では違反者に対する制裁規定を置くものが少なくないが、制裁は通常「村八分」(絶交罰)が限度で、実際には「過料」(罰金)が多く適用された。また町法の主体である町とは、江戸や京都などの都市そのものではなく、都市を構成する一つ一つの町——近代の町内会程度のもの——がそれぞれ自治組織であった。町法の内容は、領主・町内に納めるべき役金(「町勘定」と、土地・家屋の購入や婚姻・養子縁組等で町内に入る際に納めるべき金品(「町儀」)について規定したものが多く、町は構成員の移動が頻繁なこともあり、村法のような共同体秩序維持のための強力な制裁規定などは見られないのが通例である。ちなみに町方における不動産の購入に際しては、町奉行所に手数料を納め、売買価額の一定割合を町に納めるほか、髪結等にも祝儀を出す慣習があった。ただし髪結が公示の役割を果たした——町内の情報をすべて掌握している——からであると、法制史の教科書では説明されている。[16]『炭屋町定目』は大坂の、[17]『初寄合之節為読聞之定書』は京都烏帽子屋町のそれぞれ町法であるが、後者は貼紙で「御公儀」を「御政府」に、また「年寄」を「戸長」に改めるなどしており、明治になってからも引き続き用いられたことが知られる。

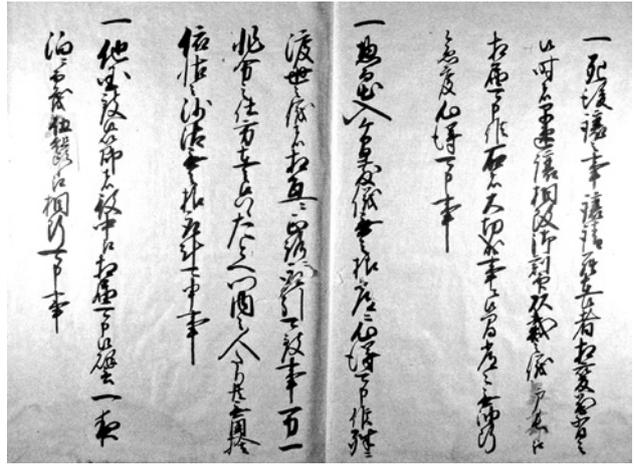
スミヤマチジョウモク
 [16] 『炭屋町定目』 写大1冊
 (原装 27丁 28.6×21.0)

【書名の備考】書名は書外題による。内題「炭屋町諸色町役定之事」。
 【成立】書外題右左に「丁 元文二年」「巳 正月吉日」。*1737年 原写本。【内容】家督相続・家売買・表借家の家替・婚礼等の際に、町年寄や町代等へ贈る祝儀等、町役の金額を定めた申し合せ。諸色不商による町内困窮のため、俟約を図ったもの。大坂炭屋町の会所で用いられた原本。本文の末に大坂屋永治郎以下町人44名の連名あり、墨印を捺す。金額を改訂した貼紙あり。巻末に宝暦12年(1762)の追加規定を記した貼紙あり。【備考】共紙表紙、紙縫綴。

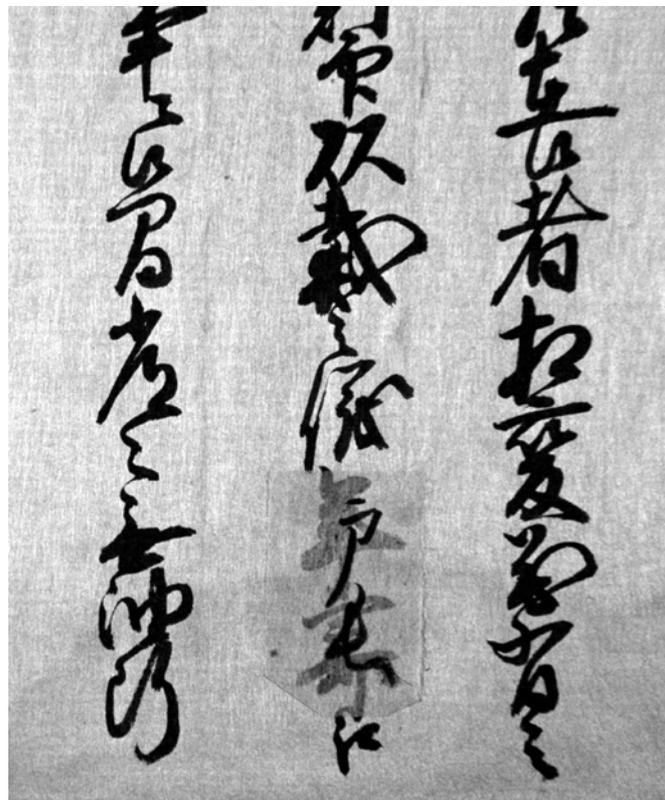


ハツヨリアイノセツヨミキカセノサダメガキ
 [17] 『初寄合之節為読聞之定書』 写大1冊
 (原裝 11丁 29.0×21.0)

【書名の備考】書名は書外題による。【成立】書外題左下に「鳥帽子屋町」。奥書「右之条々町定ニ在之候間堅可相守候万事節儉を相用ひ聊茂銘々奢ケ間敷事無之様認度相慎可申事ノ月日一年寄(貼紙で「町中」に改訂)」「文政四年辛巳正月書改之」。*1821年【内容】年初に町年寄が町中へ読み聞かせた町内の定書。京烏帽子屋町で使用された原本。所々に貼紙による明治以降の改訂箇所あり。【備考】共紙表紙、紙縫綴。印記「金沢蔵」。



同上 貼紙部分



●コラム (2) 《江戸の法と大坂の法——近代法は西方から》

幕府法と藩法は次第に接近し、藩法の幕府法化、ないしは幕府法の普通法化とも呼ぶべき傾向を生じたが、外様の大藩などは特徴ある藩法を形成・維持したところが少なくない。また幕府法も、実際には地方によって違いがあった。刑法に関しては、幕府は全国的な法の統一を進めようと努力しているが、取引法などの私法分野では各地の「仕来」すなわち慣習法に任せるところが大きかったのである。とくに「天下の台所」といわれた大坂は、近世経済の中心地であり、商取引の隆盛を背景に、江戸の法制とは異なる独自の法制を発達させていた。それは民事裁判法によくあらわれており、商取引や金融に関わる紛争——江戸の「金公事」にあたる事件——について、江戸法に比べ金銭債権を確実・迅速に回収できる裁判制度が整備されていた。

江戸の金公事の裁判でもっとも特徴的なのは「切金」による債務の長期分割弁済制度で、例えば債務額100両の場合には毎月3歩ずつ（1両＝4歩）弁済すれば、身代限を受けることは免れる。債務者にとってはたいへんありがたい制度であるが、これでは債権を全額回収するのに11年余もかかることになり、金銭債権の保護ははなはだ弱いものであった。また江戸では、一定範囲の金公事の訴訟を受け付けなくする「相対済令」が何度も発せられ、そうすると債権者はもはや泣き寝入りせざるを得なかったのである。

これに対して大坂は商人の町であり、いわば金融・経済の秩序が社会を支配しており、裁判のあり方にもそれが反映していた。大坂ではそもそも本公事・金公事といういいかたをせず、江戸の金公事にあたるものを「金銀出入」というが、江戸のように本公事に対して劣るものという語感はあまりない。大坂町奉行所の金銀出入では原則として切金による弁済を認めず、敗訴した債務者が弁済に応じないときはすみやかに身代限を執行し、債権を回収させた。江戸では金公事の場合、内済による解決をとくに執拗に勧めたが、大坂ではそのようなことはなく、証拠書類に基づき迅速に判決を下す。江戸で相対済令が出されていても、大坂ではこれを施行しなかった。債権債務の権利関係を明確にし、迅速確実に債権が回収できる裁判制度を整備することは、近代法の一つの要素であるといえるであろうが、大坂町奉行所の民事裁判法にはそのような性格が既にかかなりの程度備わっていたのである。

公事方御定書が制定されると、江戸ではこれに基づき幕府法の全国統一的な運用をはかろうとする傾向が強まったが、民事裁判の分野にもそれは及び、大坂町奉行所に対し裁判法の改正を命じた。従来大坂町奉行所は金銀出入に関して西日本全域におけるいわば評定所的な役割を果たしていたのであるが、その基礎となる民事裁判管轄制度が明和3年（1766）に改正され、それによって大坂町奉行所はいわば単なる一遠国奉行所という位置づけにされてしまった。実はこれが第一段階で、翌明和4年（1767）には第二段階として、大坂町奉行所で従来行われてきた金銀出入の裁判法を改正し、江戸法と同様に切金弁済制を採用するよう命ぜられたのである。

このような改正法を実施すれば、迅速確実な債権回収システムによって保障されていた金融取引・商業経済がたちまち機能不全に陥ることになると考えた大坂町奉行鶴殿出雲守・曲淵甲斐守は、江戸からの指令に対して頑強に抵抗した。そして何度にも及ぶ江戸とのやりとりで時間を稼ぎ、改正法を実際にはほとんど施行せず、旧来の大坂法を維持することに成功し、裁判管轄権についてもまもなく旧に復すことになった。幕府中央も、民事裁判法・取引法等の分野については各地方の実情に応じた慣習法を維持することを認めざるを得なかったのである。

時代は下り、幕政建て直しのため天保改革を断行した老中水野忠邦はさまざまな施策を実施したが、民事裁判法についても重要な改革を行っている。天保14年（1843）の「金公事改革」がそれで、単に民事訴訟法の改正というより、私法制度全般にわたる大改革であった。その内容はきわめて多岐にわたるが、核心ともいえるべき改正点は、迅速確実な債権回収を保障して金融の活性化をはかるため、金公事訴訟における切金弁済制を原則的に廃止したことであった。これは大坂法に倣ったものであり、その他の訴訟制度・取引法関係の規定についてもほぼ全面的に大坂法を導入して改正を実施したのである。この改革案を作成・実施したのは町奉行鳥居甲斐守忠耀（耀蔵）であった。鳥居は大学頭林述斎の次男で、目付として蛮社の獄に辣腕をふるい、町奉行に栄進して水野忠邦の下で峻烈な改革政策を推進し、「妖怪」（耀甲斐）と恐れられた酷吏伝中の人物である。しかし功をあせった水野は失脚し、天保改革は挫折する。水野が行った多くの施策は水泡に帰し、旧に復した中、金公事改革法についても旧制に復すべしとの意見書が評定所一座から上申されたが、老中阿部正弘はこれを退け、鳥居の導入した改革法がその後も維持されることとなり、明治に及んだ。大坂と同様、金銭債権が正当に保護される裁判制度を必要とする社会が、江戸においても既に形成されていることを、若く俊英な阿部は理解していたのであろう。

日本の近代法は、たしかに西方からやって来た。それはヨーロッパから、と一般には考えられているが、実はその前に大坂からやって来て、西洋的近代法システムを受け入れる準備を整えていたのである。

（神保文夫）

Ⅲ 訴訟と内済

江戸時代には三権分立の制度や思想はなく、裁判は行政の一部であり、また裁判したいが行政的性格の強いものであった。行政役所が同時に裁判所であり、寺社・町・勘定の三奉行や代官などの行政官が裁判官を兼ねるが、その下で実質的に裁判実務を担う法曹役人集団が形成されていた。但し幕府には、一領主や奉行の管轄を超える事件などを取り扱う「評定所」が置かれており、三奉行によって構成される「評定所一座」の合議による裁判が行われ、いわば最高裁判所としての役割を果たしていた。もっとも上訴の制度はないので、現代のような三審制における最高裁判所という意味ではない。

幕府の裁判手続には「吟味筋」と「出入筋」の両者があり、前者が刑事裁判、後者が民事裁判にほぼ相当するものといえる。もっとも出入筋でも時に軽い刑罰が科されることがあり、民事・刑事の区別は近代法ほど厳密ではなかった。吟味筋はいわゆる札問手続であり、裁判の構造は札問者と被札問者だけの〈二面構造〉で、原告官としての検察官に相当する官制はなかった。弁護人の制度ももちろんない。これに対して出入筋は、原告・被告双方の主張を第三者たる裁判官が聞いて判決を下す、一応〈三面構造〉の民事訴訟的な裁判であるが、原告が提出する訴状には「乍恐御訴訟」と書く例であったことから窺われるように、裁判を請求する権利があるのではなく、私的な紛争に対して権力が関与して解決するのは恩恵的なものであるという建て前であった。出入筋で始まった裁判が、役人の判断で途中から吟味筋に切り替えられることもあった。正規の手続によらない非合法の訴えは「起訴」と総称され、その態様によって「直訴」「駕籠訴」「駈込訴」「強訴」等と呼ばれたが、いずれも禁止されていた。もっとも駕籠訴や駈込訴などは事実上訴えが取上げられることも多く、江戸時代後期には訴訟戦術的にこれを用いるようにもなっている。直訴を合法化したものが「目安箱」への「箱訴」である。

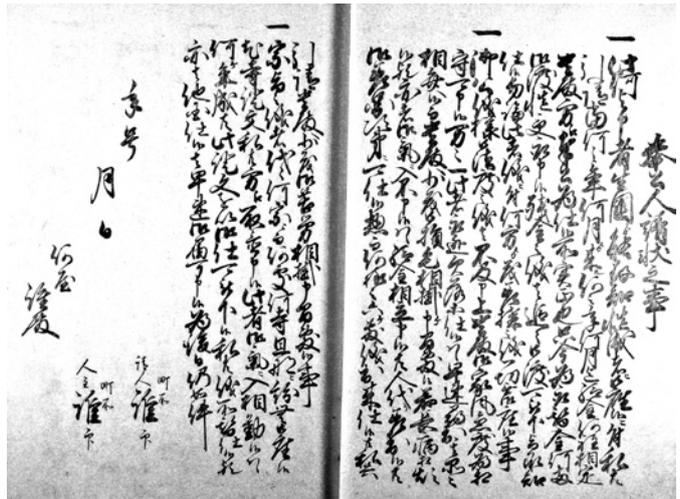
出入筋の手続で裁判される事件のことを「出入物」あるいは「公事」といい、公事に「本公事」と「金公事」の区別があって、訴訟手続に若干違いがある。金公事は主として利息付・無担保の金銭債権に関する訴訟で、通常の「借金銀」や「売掛金」などがこれにあたる。本公事は金公事以外の出入物の総称であり、「質地」「家質」「為替金」など担保付または無利息の金銭債権や、「用水」「入会」「婚姻」「家督」「役儀」といった土地や身分に関連する争いなど、多種多様な紛争がこれに含まれる。「疵付」「密通」など刑事事件的な事案が出入筋で裁判されることもあるが、その場合も本公事となる。本公事のなかでも土地の境界争いや用水などに関するものは「論所」と称し、特別な手続があった。本公事が本来のないしは本式の公事であって、金公事はそれに対し略式のものというニュアンスがあるが、出入筋の訴訟の圧倒的多数は金公事であった。民事訴訟の大半が金銭債権に関するものであることは、現代も同様である。金公事は、「実意」に基づき「相對」で、すなわち当事者間の交渉・合意によって解決することがとくに強く要請されたが、江戸時代を通じてしばしば発せられた「相對済令」の対象となったのはおおむね金公事であった。

出入筋の手続は原告（「訴訟人」「願人」）が奉行所に訴状を提出することによって開始される。裁判管轄制度は複雑であるが、訴訟人を支配する役所が管轄権を有するのが原則で、両当事者の支配が異なる場合には幕府評定所の合議裁判（「評定公事」）となった。訴状を「目安」ともいい、奉行所は提出された目安と証拠書類の形式・内容等について法的な観点から審査して、訴えを受理するか否か、受理する場合は本公事・金公事の別を決定する。これを「目安札」といい、出訴期間や出訴最低額など一定の要件を満たさない訴えは、この段階で「不取上」とされる。「仲間事」と呼ばれる特定の債権関係（共同事業者間の損益勘定、無尽金など）は常に「不取上」とされた。

江戸時代には中国的伝統から民法典や商法典などはなかったもので、財産・取引・雇用・婚姻・養子など、近代法でいう私法的権利関係の多くは当事者間で合意・確定しなければならず、権利関係を文書化した「証文」が作成されたが、裁判になればこれが証拠書類となるため、訴訟手続・出訴要件の側面から形式・内容が規定され、次第に定型化することになった。証文の案文・書式集の類も多数出版され、現在まで夥しく残るそれらの証文や書式集によって江戸時代の私法を相当詳細に知ることができる。[18]『諸証案文集』はそのような証文書式集のもっとも一般的なものの一つであり、開丁部の「奉公人請状」とは雇用契約の締結に際して雇用者に提出する身元保証の証文である。[19]『万手形案文』も類似のものであるが、為替手形や荷物送り状など、商取引にかかわる内容を多く含んでいる。

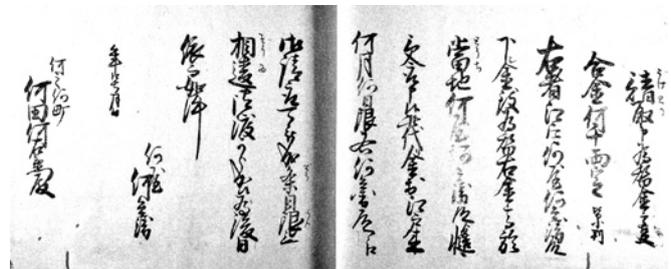
シヨショウアンモンシユウ
 [18] 『諸証案文集』 版大1冊
 (原裝 24丁 18.5×27.3)

【書名の備考】原題簽左肩单边。【編著者】寒松堂(岩田夫山)書。【成立】奥書「文化歳次丁丑(14年)冬十一月初旬門生のもとめによりて書あたふ／寒松堂岩夫山(模刻花押)」。文政元年7月、東都書林鶴屋喜右衛門(本町筋通油町)・角丸屋甚助(麹町平河壱丁目)刊。卷末に角丸屋の「江都書林衆星閣藏板目録」4丁。*1818年【内容】奉公人請状・借金証文・離縁状等種々の証文類の文例集・手本。【備考】識語「信州伊那郡田切村南割上原／下平文蔵(墨印「信伊那／上原／南田切」)」。印記「西文」信州伊那里人西文印。



ヨロズテガタアンモン
 [19] 『万手形案文』 版半横1冊 (原裝 52丁 15.9×22.3)

【書名の備考】原題簽左肩双边「(商家／必用)万手形案文 全」。見返題「商家必用手形案文」。目録題「手形案文^{てかたあんもん}」。内題「万手形案文」。【成立】奥書「右一帖之商家日用之急務に備んと書肆文金堂か乞に依て応需書／(刻印「高」「造」)」。寛政6年冬霜月開彫、鶴屋喜右衛門(江戸通油町)・蔦屋重三良(同町)・河内屋永助(心齋橋筋南久太郎町北へ入)・同太助(同唐物町南江入)刊。*1794年【内容】預り証文・家賃証文・振り手形等種々の証文類の文例集・手本。卷末に附録「証文手形認様并心得」あり。【備考】印記「森崎」。『享保以降大阪出版書籍目録』によれば「作者 森和助(立売堀二丁目)」。



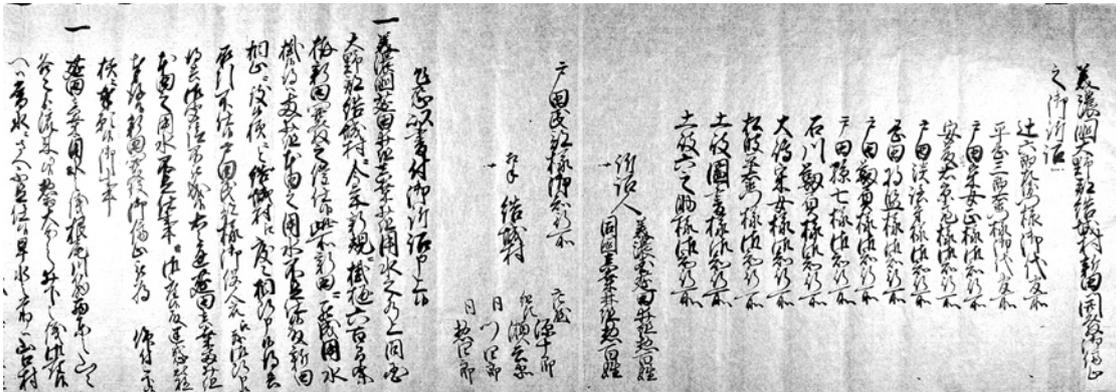
目安札の手続を経て奉行所が訴状を受理すると、これに裏書押印して訴訟人に与える(「目安裏書^{めやすうらがき}」)。裏書の内容は被告(「相手方」)に対して裁判所への出廷を命じる召喚状であるが、評定公事の場合は寺社奉行4名、町奉行2名、公事方勘定奉行2名、計8名の奉行の判をもらう必要がある(「八判裏書」)、訴訟人が自分で各役所を巡歴して押印を受けなくてはならない。現行法では被告を裁判所に呼び出す手続は裁判所が行うが(職権送達主義)、江戸時代には訴訟人がこれを相手方のもとに持参し、町村役人立合の下で手交した(当事者送達主義)。相手方は「返答書」すなわち答弁書を作成し、指定された期日に裁判所に出頭して目安裏書とともにこれを提出し、法廷で訴訟人と対決して審問を受けるのである。

江戸幕府法では本人訴訟主義が原則であるが、「公事宿^{くじやど}」が当事者の訴訟行為を補佐し、訴訟代理すなわち「代人^{だいにん}」も一定の条件の下で認められた。公事宿とは訴訟等のために出府した人を宿泊させた宿屋で、江戸では公式には「江戸宿」、他の地方では「郷宿^{こうやど}」と称したが、その主人や番頭が当事者に付き添って法廷に出廷するとともに、役所に提出する書類を代書し、和解の斡旋をするなど法廷内外で活動し、弁護士の前身ともいべき役割を果たしていた。公事宿は江戸では日本橋馬喰町付近に多数集まり(「馬喰町諸国の理非による所」)、幕府公認の株仲間であったが、「公事師」と蔑称される非公認の訴訟代理業者的な者も町在に多く存在していた。

訴状の一例として[20]「美濃国大野郡結城村新田開発御停止之御訴訟」を掲げた。訴状や返答書に請求・答弁等の内容を法的に的確に表現することは素人には難しく、公事宿に依頼して代書してもらうことが多かった。それ以外にも当事者は訴訟手続の進行に応じて各種の書類を提出しなければならず、それらの書式集なども流布している。江戸時代には民事訴訟法という法典はなかったが、民事訴訟の実務に必要な書式集は揃っており、またそれがあれば実務は足りたのである。

ミノクニオオノダノ郡結城村新田開発御停止之御訴訟 [20] 「美濃国大野郡結城村新田開発御停止之御訴訟」 享保2年(1717)5月(高木家文書)

揖斐川支流の根尾川から取水する筵田・真桑の両井水組合が、上流の結城村による新田開発に反対し、その停止を求めた際の訴状写。幕領・藩領・旗本領など領主違いの村々が関わる訴訟は、幕府評定所の管轄におかれた。

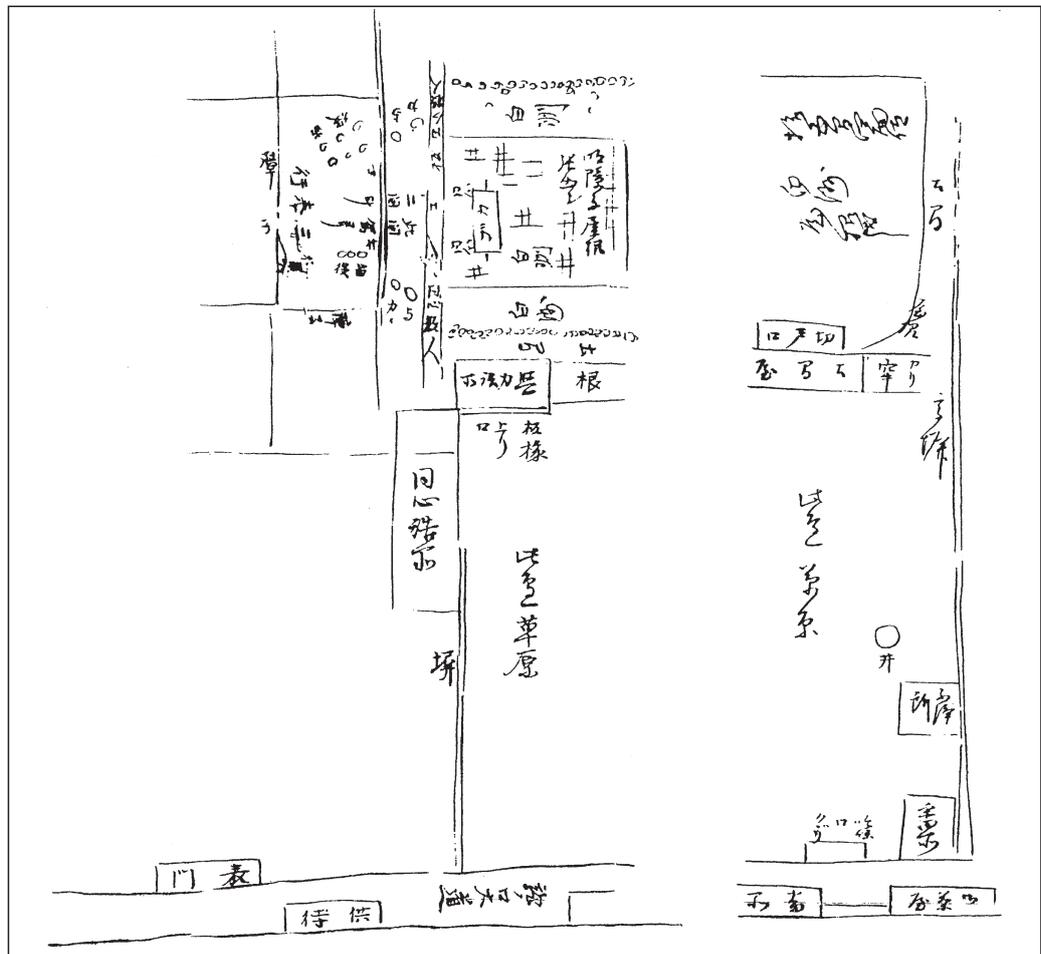


法廷を「白洲」といい、奉行所によって構造や名称に小異があるが、基本的には庭・椽（椽＝縁）・座敷の三つの部分から成り、段差が設けてある。図は世古延世が描いた安政大獄時の評定所の法廷図である。砂利を敷き詰めた庭を狭義で「白洲」あるいは「砂利」とも呼び、普通の庶民すなわち百姓・町人はここに筵を敷いて座らされたが、武士・僧侶神職・御用達町人等は下椽（板縁）又は一段高い上椽（畳縁）など、それぞれ身分によって座階が異なった。奉行は更に上段奥の座敷に着座する。訴訟当事者とともに、町村役人や公事宿も出廷した。なお砂利の一部には明障子屋根を張り出してあるが、芝居で見るとような、下椽から砂利へ下りる階段はなかった。図に「カゴ」とあるのは、出廷者が病気で、代人が許されない場合に、駕籠のまま白洲へ搬入するのである。

「評定所絵図」

（『東行日記』）

東北大学附属図書館
狩野文庫）

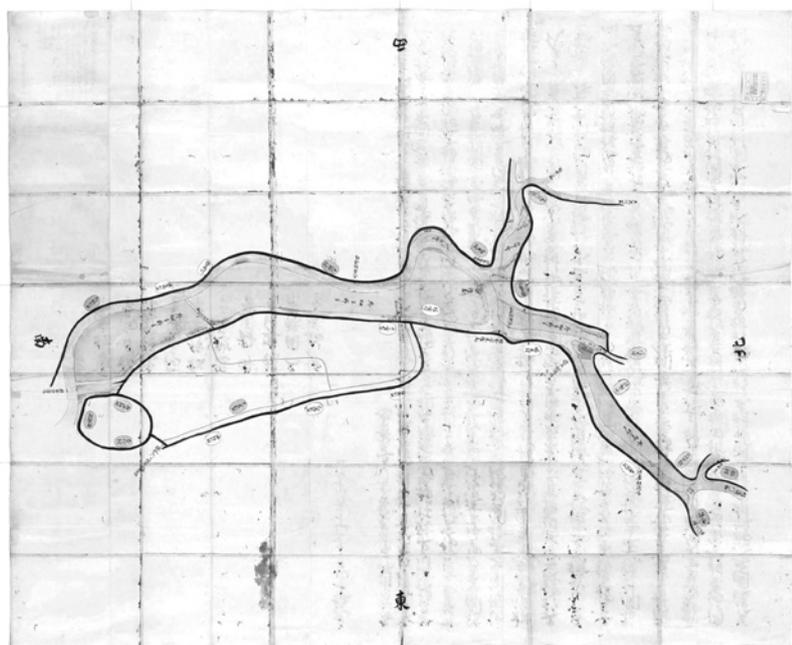


奉行による直接の審問は冒頭の概括的な取調べ（「一通吟味」）のときだけであり、その後の実質的な審理は評定所留役や吟味方与力など下役によって進められた。審理が熟すると、最後にまた奉行が出座し、「裁許状」を読み上げて判決を言い渡す。当事者は「裁許請証文」に連印して奉行所に提出し、その写しを持ち帰るのである。訴訟人は訴状と返答書を継ぎ合わせたものを下付され、裏判を受けた奉行所を再び巡歴して消印を受け、これを奉行所に納めて、裁判は終了した。裁許状の形式はこれ以外のものもあったが、とくに論所では絵図を作成し、裏に判決文を書いた。これを「裁許絵図裏書」といい、畳ほどの、あるいはそれ以上の大きなものもある。[21]〔塩喰村内新規築出争論につき裁許絵図裏書〕はその一例である。

シオバミムラナイシンキツキダシソウロン サイキョエズウラガキ
 [21] 〔塩喰村内新規築出争論につき裁許絵図裏書〕
 元禄14年（1701）12月14日 187.0×225.0



同上（オモテ） 裁許絵図

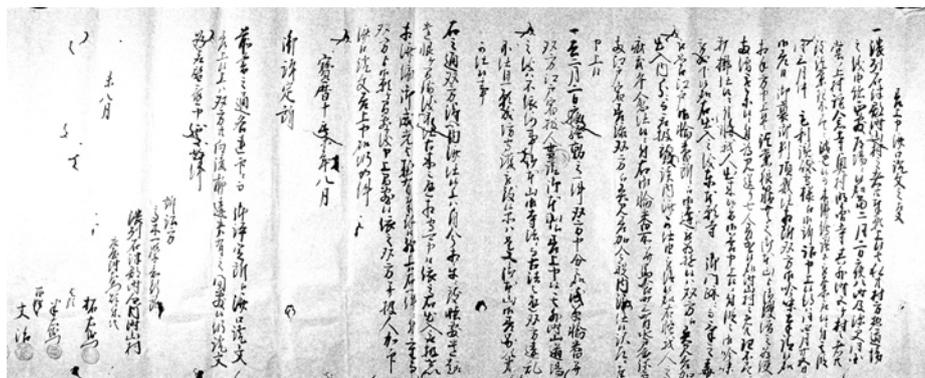


判決に従わない者は、公事方御定書の規定では「中^{なかのついでほう}追放」に処せられる。金銭給付判決では、債務者が弁済しなければ「身代限^{しんだいかぎり}」と呼ぶ全財産に対する強制執行が奉行所によって行われ、当初はその現物を、後には入札売却した代金を、債権額に応じて配分した。私的執行は許されないが、当時者間の契約による破産（「分散^{ぶんさん}」）があった。しかるに金公事では、債務額の一部を弁済すれば残額について少額ずつ長期間にわたる分割弁済（「切金^{きりがね}」）が認められたため、金公事で身代限になることは江戸では実際上少なかった。

紛争解決は裁許によるだけでなく、調停ないし和解にあたる「内済^{ないさい}」によることが多く、むしろ内済のほうが原則的な解決方法とされていたといえる。裁判外の和解も内済というが、裁判上の内済は、両当事者が連印した「済口証文^{すくち}」（「内済証文」ともいう）を奉行所に提出し、奉行がこれを聞き届ける手続（「済口聞届^{すくちききとどけ}」）を経ることによって、確定判決と同様の効力を有した。[22]「差上^{さじやう}申済口証文之事」はその一例である。とくに金公事では、目安裏書に内済を勧める文言が加えられ、また「片済口^{かたすくち}」といって原告の申立てのみによる内済の成立を認めるなど、訴訟手続上も内済による解決を誘導する制度があったが、本公事もやはり内済による解決が原則なのであって、ことに論所では内済が強く勧められた（「場所熟談もの」）。内済は裁判のどの段階でも行うことが可能であり、裁判官たる役人は裁判の進行中でもできるだけ内済の成立をはかろうとして、当事者を叱りつけ、あるいは宥め、また威したりすることがしばしば見られるのであって、「教諭的調停^{けいよてきてうてい}」（didactic conciliation）と呼ばれている。「二三日待テ、其上渡さねバ牢へた、つ込デやる」、「牢へた、つ込で一度セメルと我死ぬハ、何ント心得ル」、「牢へ遣スほどニ左様相心得…夫二而も右体申立候哉」などと役人が威す例が珍しくなかったが、庶民も決してただ恐れ入ってしまうわけではなく、したたかに自らの主張を貫こうとする様子もしばしばうかがわれる。裁判官は内済の可能性があるうちは何でも「日延願^{ひのべねがい}」を認め、法廷外では公事宿が内済の仲介者（「扱人^{あつかいじん}」）となることも多く、内済交渉に利用される「懸合茶屋^{かけあいぢや}」という店まであった。両当事者の互譲・納得により具体的に妥当な解決を導く内済は、反面では当事者間の権利関係の明確化を避けることにもなり、「権利」意識や「法」観念の発達を妨げることになったといわれる。裁判官が関与して内済させるという伝統——西洋では一般に裁判官が仲介者となる調停制度はない——は明治以後も「勸解」「調停」の制度に受け継がれ、現在でも裁判による解決よりも調停がよく利用されており、日本の司法の顕著な特徴の一つとなっている。

サシアゲモウスミクチショウモンノコト
 [22] 「差上申済口証文之事」 宝暦10年（1760）8月

旗本高木三家の相給地である時山村と周辺村々が評定所で争った際の内済証文。文中にある「二月二日夜騒動」とは、時山村の真宗道場で起きた周辺村々との乱闘事件である。背後には、寺院を通じた領民支配の強化を狙う高木家の意向が働いており、一旦は馬喰町の水戸屋（江戸宿）などを扱人として和睦するが、明和元年（1764）には、時山村百姓が集団退去し、江戸へ出訴する事態を招いている。



●コラム (3) 《法制と文学》

夏目漱石『夢十夜』の中でもとりわけ不気味な第三夜は、「こんな夢を見た。六つになる子供を負ってる。慥に自分の子である」と始まる。目が潰れた青坊主のその子は、まるで大人のような言葉つきで行く先を指示する。自分の心の中を見通したような、いやなことばかり言うので、我が子ながら怖ろしくなってくる。背中で「丁度こんな晩だったな」などと語りはじめ、ついに行き着いた先の杉の根で、百年前の「文化五年辰年」に、自分が一人の盲人を殺したことに気付いたとたん、背中の子が急に石地蔵のように重くなった、というもの。実はこの話は、江戸時代の法制と深く関わっている。

漱石よりもさらに200年以上前、貞享3年(1686)に刊行された西鶴の浮世草子『本朝二十不孝』に次のような話がある。熊野の山奥に住む勘太夫の娘小吟は、9歳ながらやさしくも行き倒れの旅僧を助けて家に連れ帰り介抱する。ところが、僧が感謝して発った後、今の坊様は小判をどっさり持っていたから、殺して奪いなさいと、小吟は親にささやく。悪心を起こした勘太夫は娘の言う通りにして、大金を手に入れ家は栄える。月日を重ね、小吟は美しくも淫奔な不良娘に成長、親も弱みを握られているため強く異見も出来ず、我が子ながらもてあます。その後、和歌山の武家の腰元づかいに奉公に出たが、主人と男女関係になり、その奥様を逆恨みして刺し殺す。主殺しの大罪のため、親も牢舎となり首を打たれる前夜に、かつて僧を殺し、その日は丁度7年目に当たることを懺悔する。その後、小吟も姿を現し討たれた。

この話にはさらに先行する類話がある。江戸で唐物屋の手代が主人夫婦を殺傷し、金品を奪い逃げる事件があった。妻は殺されたが、主人は命を取り留めたため、直ちに犯人が発覚、追っ手がかかり捕縛、本人は磔、親兄弟も死罪となる。その父親が告白するには、かつて六部(廻国の順礼)を殺害して金を奪ったことがあり、その翌年の丁度その日に息子が生まれた。成長につれて殺した六部に似てきたため、気味が悪くなって江戸へ奉公に出したが、それが今回の大罪を犯して自分も殺されることとなったのは因果であると語ったという。この話は岩瀬文庫で見た『鸚鵡物語』という写本随筆に載っていた。

幸い、近世前期の江戸については『御仕置裁許帳』という分類判例集が残っており、これは延宝5年(1677)に上野町池之端の唐物屋源右衛門夫婦を、下人の六兵衛・七兵衛の両人が殺傷して家財を盗み取った事件に基づく巷説と判明する。犯人両名は浅草で磔、七兵衛の父親は牢屋で死罪(甲府宰相の扶持人であったため)、第3人・妹1人・母親は浅草で斬罪獄門となっている。さすがに、罪もない縁者一たぶん年端のゆかぬ者をも含む一までが公開死刑となる痛ましさに、右のような理由付けの伝説化が生じたと考えられる。

このように、自分の殺した相手が、最も愛すべき存在であるはずの我が子に転生し、それが復讐を果たすという、良く出来た因果話で、主殺しをはじめとする大罪を犯した場合に、犯人の縁者も罰せられる「縁座制」という近世の法制度が、話の鍵となっている。したがって、近代以降、縁座制の記憶が薄れるにつれて、変形を余儀なくされ、民話に残る同種の話では、生まれた子は親に恐怖を与える存在でしかない。『夢十夜』も同様で、ただことさらに記された「文化五年辰年」が、江戸期の話であることを示す尾骨の如き痕跡なのだろう。

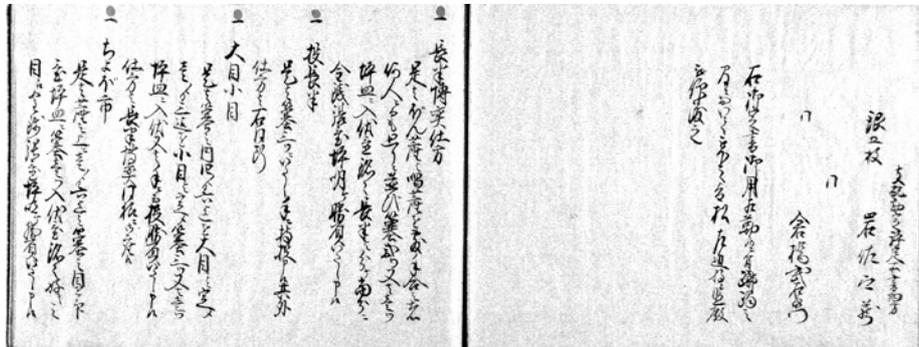
(塩村 耕)

IV 犯罪と刑罰

江戸時代の犯罪で最も多かったのは盗みと博奕であるが、経済の発達、商取引の全国的展開を背景として、詐欺（「かたり」）や文書・印章偽造（「謀書」「謀判」）など知能犯・経済犯的な犯罪が増加したことも特徴の一つとして指摘できる。窃盗罪は幕府法上判例法がもっとも発達した分野であり、また博奕罪に関しては無宿対策の観点から、寛政6年（1794）以降代官や大名等に特別の刑罰権を認めている。[23]『博奕仕方風聞書』には諸種の博奕の方法が多数説明されているが、「長半（丁半）」「大目小目」「ちよぼ市」など近代以後まで残ったものが少なくない。

バクチシカタフウブンシヨ
[23] 『博奕仕方風聞書』 写中横1冊（原裝 36丁 13.1×18.1）

【書名の備考】書名は覆表紙の朱書書外題による。原表紙書外題「律令録」。【成立】原表紙左下に「山田喜」。序跋等なし。*近世後期写【内容】前半に「律令録」と題する法律書を収録し、後半に長半博奕・投長半・大目小目・ちよぼ市・ひつべがし等種々の博奕の方法を懇切に解説する。【備考】原裝共紙表紙に覆表紙を付す。料紙雁皮紙。印記「鳶魚」。識語「鳶魚」（三田村鳶魚）。三田村鳶魚編『未刊隨筆百種』2所収本の原本。

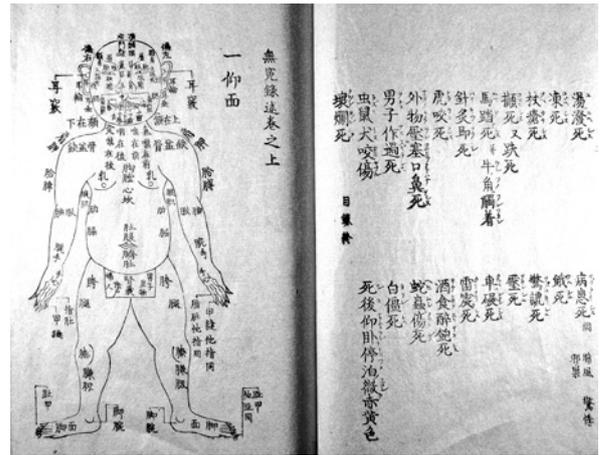


江戸時代初期までは戦国時代の余風で残虐な刑罰・峻厳な刑法が行われたが、社会の安定とともに次第に寛刑化が進んだ。とくに八代将軍吉宗が行った刑法改革は、追放刑の制限、敲・入墨刑の導入、過料刑の適用拡大、縁坐・連坐の制限など広範囲にわたり、その成果は公事方御定書に盛り込まれて江戸時代後半期の幕府刑法の基準となり、その条文の解釈・適用をめぐる判例法・実務法学が大いに発達した。江戸時代における刑事判例法の展開は、イギリス（イングランド）における判例法の発達にも比すべきものであるといわれ、伝統法発達の一つの極致を示している。

犯罪捜査の端緒となるのは被害の届出、告発や密告などであるが、変死体を発見した場合などは役所に「検使」を願い出なければならない。検使役人による現場の臨検、関係者に対する事情聴取等により、犯罪事件である可能性が濃厚であれば捜査が開始され、被疑者が既に逮捕されていれば奉行所へ連行する。法医学的知識は現代から見ればはなはだ未熟であったが、漢方に基づく[24]『無冤録述』が出版されて一般にもよく知られているほか、「検使階梯」「検使必携」など多数の実務書が写本で流布している。刑死人の解剖（「腑分」）を初めて行ったのは山脇東洋で、宝暦4年（1754）『臍志』を著している。前野良沢・杉田玄白らが小塚原刑場で腑分けを行い、オランダ解剖学書『ターヘル・アナトミア』と対照してその正確さに驚嘆したのは明和8年（1771）のことであった。

ムエンロクジュツ
 [24] 『無冤録述』 版大全2巻2冊
 (原装 63丁 25.3×17.7)

【書名の備考】上巻の原題簽存(左肩双辺)。見返題「無冤録述／検屍法」。【編著者】河合尚久【成立】元文元年(1736)4月、泉州河合甚兵衛源尚久自序。明和5(1768)年6月刻成、嘉永7年8月補刻。浪花書林 松村九兵衛・柳原喜兵衛刊。
 *1854年【内容】変死体の検屍法解説書。漢字カナ交じり。元・王与撰『無冤録』に朝鮮の諸学士が注解を加えた『新註無冤録』(和刻本あり)より、日本に無用の記述を省き抄訳した書。

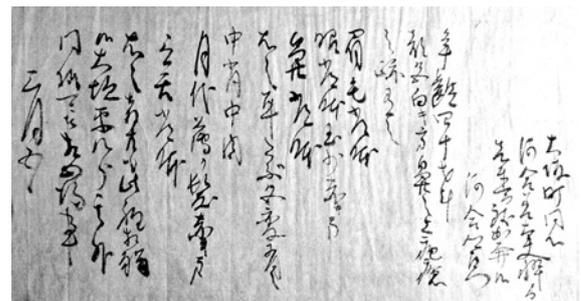
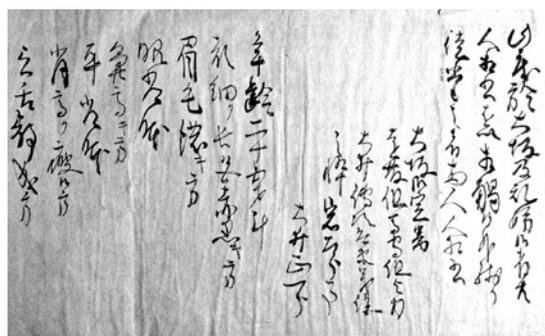
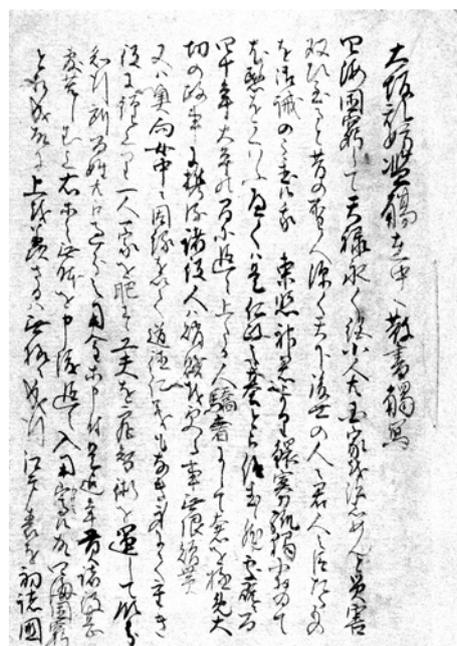


犯罪等で「^{かけおち}欠落」(逃亡・失踪)した者があると、官憲による職権的な捜索のほか、欠落者の親族・町村役人等にも「^{たすね}尋」すなわち捜索の義務が課された。期限付きの「^{ひぎり}日限尋」(通常は180日間まで)で尋ね出せないときは、捜索義務者に過料・急度叱等の刑罰が科され、あらためて「永尋」すなわち無期限の捜索が命ぜられたが、この場合実際にはほぼ捜索打ち切りに等しい結果となった(「運のよさとうとう二人永尋」)。とくに重要な犯罪事件に関わる場合には、「人相書」が全国に回付される。人相書は似顔絵ではなく、顔や身体の特徴、逃亡時の着物等を簡潔に箇条書にするのが普通である。[25]『大坂乱妨濫觴在中へ散書触写・人相書』は大塩平八郎の乱に荷担した門人大井正一郎と河合郷左衛門——河合は拳兵に加わらず出奔した——の人相書である。

なお、公刑主義がほぼ確立した江戸時代においても、例外的に私的刑罰権が認められ、相手を殺害することが許されるものに「無礼討」(「切捨御免」)・「敵討」などがあつた。無礼討は武士だけの特権で、江戸時代後期にはほとんど行われなくなっていたが、敵討は武士だけでなく庶民にも許され、江戸時代を通じて実例が多数伝えられている。但し、殺人の被疑者が官憲により逮捕されればもはや敵討はできず、吟味筋の手続により処断されることになる。

オオザカランボウランショウザイジュウ チラシガキブレウツシ ニンソウガキ
 [25] 『大坂乱妨濫觴在中へ散書触写・人相書』 写半1冊(原装 4丁 24.2×16.9)

【書名の備考】書名は内題による。【成立】大塩平八郎の乱(天保8年/1837)で、大塩らが諸方に撒いた檄文の写し。冒頭部「四海困窮して天禄永く絶…」。大井正一郎と河合郷左衛門の人相書、各1紙を添える。【備考】無表紙、紙縫綴。



捜査機関は、江戸では主として町奉行・火附盗賊改配下の与力・同心であったが、人員は少なく、実際には「目明」「岡引」「手先」等と呼ばれる者が捜査の主力であった。これらは犯罪者を放免して同類（共犯者）を名指しさせたことに始まるといわれるが、弊害が大きいので後に禁止され、同心の「物持人足」——私的な雇人——という建て前で活動した。幕末の江戸には400人近く、その子分も加えれば1,000人近くもいたという。関東取締出役が用いた「道案内」と称する者もまた、同様の存在である。

犯人ないし被疑者の逮捕を「召捕」「捕物」といい、「捕道具」として「十手」「捕縄」のほか「突棒」「刺股」「袖搦」の「三道具」、また大捕物では「梯子」で四方から囲んで取り押さえることもあった。逮捕した被疑者は、江戸の町方であれば自身番屋で取調べ（「下吟味」）、有罪の嫌疑が濃厚であれば奉行所へ送致して、吟味筋の裁判手続が開始される。このように逮捕送致する以外に、被疑者に「差紙」を付け、すなわち召喚状を送付して奉行所へ出頭させ、吟味筋の手続を開始する場合もある。

白洲での冒頭手続では、奉行が出座して人定尋問や罪状の概括的な取調べ（「一通糺」）を行って未決勾留の処置を決めるが、以後の詳細な吟味は下役によって進められること、出入筋と同様である。白洲では、被疑者を縄等で拘束することはしない。未決勾留の方法には、「牢（牢屋）」に収監するほか、町村役人・親族・公事宿等に委ねて監禁させる「預」があり、その際に両手首を瓢箪形の鉄輪で拘束して腕の自由を奪う「手鎖」が併用されることもある（「せつちんでもふよしといふ手鎖人」）。幕府は軽罪犯についてはなるべく入牢させない方針であり、牢屋に収監されるのは重罪犯で有罪の嫌疑濃厚な者や無宿が主であった。牢屋の主たる機能は未決囚の勾留であり、「永牢」「過怠牢」という禁固ないし拘留にあたる刑罰もあったが、これらの刑罰、とくに永牢は幕府法では例外的なものであった。また行状不良の子を親が願い出て入牢させる、委託拘禁というべき制度も行われたことがある。出入筋の裁判でも、債務の弁済等を間接強制し、あるいは内済による解決を強く指導するために、当事者を牢に入れ、ないしは入牢を威嚇の手段とすることがあったことは、前述した通りである。

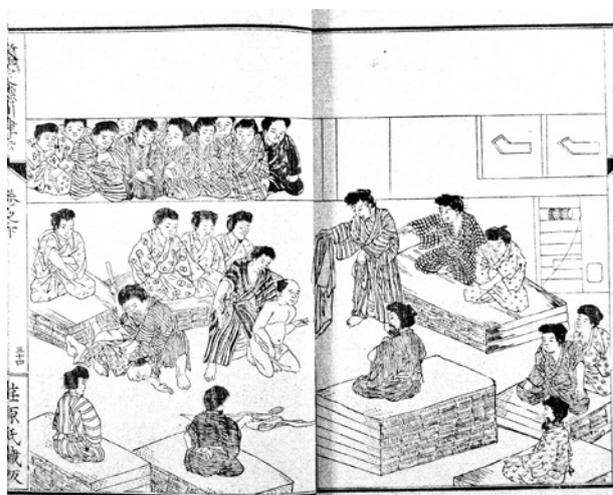
幕府の牢屋で最大のものは小伝馬町牢屋で、町奉行支配の囚獄石出帯刀が管理し、評定所・三奉行・火付盗賊改掛の囚人を収容した。牢屋敷は広さ2,677坪余、構内に石出帯刀の役宅、獄舎のほか、賄所、死罪場（切場）、御様場、拷問所（拷問蔵）などがあり、「死罪」や「入墨」などの刑罰や「様斬」、また刑事裁判手続の一部としての「拷問」「牢問」も、牢屋敷構内で行われた。拘禁方法は雑居制であるが、身分・性別等により分類して収監する。すなわち武士や僧侶神職等の身分の者は「揚座敷」（6畳敷4室）又は「揚屋」（15畳敷2室・18畳敷2室・9畳敷1室）に、百姓町人等の庶民は「大牢」（30畳敷2室）・「二間牢」（24畳敷2室）・「百姓牢」（28畳敷1室）に入れるが、このうち二間牢には無宿だけを分隔して収容し、「無宿牢」とも俗称された。また女性は身分の別なく揚屋の一つにまとめ、これを「女牢」と呼ぶ。揚座敷・揚屋以外が狭義の「牢」である。無宿の囚人には浅黄木綿の仕着せが支給される。「浅黄」は薄い藍色で、人足寄場収容者の衣服に用いられた柿色とともに、近代まで囚人服に用いられる色である（「おやぶんは水浅黄迄着た男」）。揚座敷の囚人には大牢の軽罪囚を「附人」とし、給仕等をさせた。天保10年（1839）蛮社の獄で揚座敷に収監された渡辺華山は「住めば都馴れば故郷、…付人と申す私共召仕候者は、無宿者、百姓仲間の者多く存外人情相親み候者としてタトへば相助合候様なる情出来致し候者に御座候」などと書き送っているが、それでもやはり「毎日聞見する処先真の地獄」と述べている。

幕末には常時200人から400人程度が在牢していたが、多いときには700人から900人にも達し、大牢1室に100人以上も収容することがあった。通常でも新入の平囚人は一畳に7、8人から12人も詰め込まれたが、「畳一畳に十八人までは詰込み得べし…片側九人ずつ各々膝を開きて起たしめ、くるりと一週せしむ。夜眠る時は、交互に他の肩に枕す」という恐るべき過剰拘禁である。牢内では「牢名主」制という公認の囚人自治制が行われ、「牢法」と称する慣習的自治法により「名主」「添役」「角役」「式番役」など10余名の「役付囚人」が多数の「平囚人」を暴力的に支配し、私刑も日常化していた。[26]『鑑定徳川律法』は公事方御定書下巻を新律綱領の形式に書き改めたもので、明治13年（1880）に出版されたものであるが、「大牢舎内図」は江戸時代の実際の牢内の様子かなり忠実に描いているものと思われる。仕着せの獄衣を着ていないのは、無宿ではないからである。蛮社の獄で永牢に処せられた高野長英は牢名主になり、「わすれがたみ（鳥の鳴音）」「蛮社遭厄小記」等の著作に獄中生活の一端を書き残している。通風・採光ともに乏しく、汚臭に充ちて不潔・不衛生きわまりない牢内では、皮膚

病や熱病などが蔓延し、牢死者——私刑による死者も医者は「病死」として処理するのが例であったという——が幕末には年間1,000人にも2,000人にも及んだ。

[26] ^{カンテイトクガワリッポウ}『鑑定徳川律法』 版半全 2巻2冊
(改装 72丁 21.2×15.0)

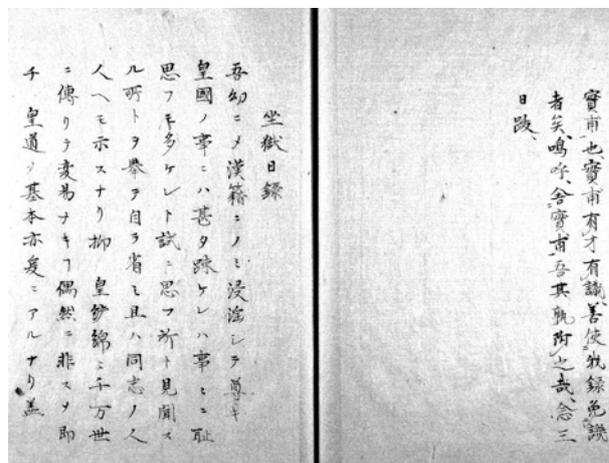
【書名の備考】 原題簽存。見返題「鑑定徳川政府律法」。内題「〔鑑定〕 徳川律法」。【編著者】 田島象二編【成立】 明治13年9月、田島象二自序。明治12年12月版權免許、同13年11月出版、編纂者〈東京府平民〉田島象二（神田区五軒町）、出版人〈東京府士族〉荏原惣七（日本橋区本石町三丁目十四番地）、発売人〈東京府平民〉吉川半七（京橋区南伝馬町荻町丁目十二番地）刊。*1880年【内容】 漢字カナ交じり。頭書に実例等の補注あり。巻頭に拷問や刑罰に用いられた種々の獄具や諸国の入墨の図解あり。巻末に伝馬町牢獄内を描いた「大牢舎内図」あり、「囚獄人饒舌」（牢内で牢名主等が語る種々の言葉を口語体で録したもの）を付す。



もっとも吟味筋の裁判は進行が早く、比較的短期間で結審し、判決申渡後直ちに刑を執行するのが原則なので、長期間在牢する者は少なかった。六か月以上の在牢者は町奉行から老中に報告しなければならない。揚屋に収監された吉田松陰も、「能吏の名あるは大抵死罪に非ざる者は早く穿議をすませ、出牢せしめ、大辟〔死刑〕以上は手間を懸けて穿議をなす、大抵の罪を糺すに六ヶ月に過る事なし」と記している。[27]『松陰雜著』所収の「坐獄日録」は松陰が獄中で著したものである。

[27] ^{シヨウインザツチヨ}『松陰雜著』 写半1冊
(原装 25丁 22.8×15.8)

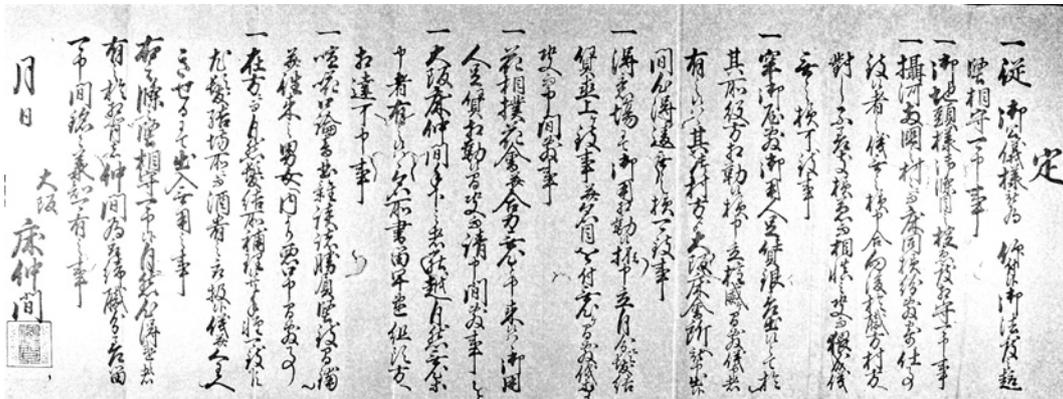
【書名の備考】 外題内題なし。書名は内容による。【成立】 序跋等なし。版本の写し。*幕末写【内容】 吉田松陰の資料集。「松陰先生肖像并自賛」「照顔録」「坐獄日録」「二十一回猛士説」「三餘説」「七生説」「続二十一回猛士説」を収める。巻末に朱書で「萩藩二士美理哥人与同船請書」「別啓」「送吉田義仰（象山平大星撰＝佐久間象山）を追記する（別筆）。【備考】 印記「来田氏家蔵」。附属図書館神宮皇学館文庫蔵本。



小伝馬町牢屋には、囚獄の下に「^{かぎ}鑑（鍵）役」「^{やく}賄役」「^{まかないやく}物書役」などの「牢屋同心」が平同心を含めて50名から70余名、更にその下で雑務に服する「牢屋下男」が30名から50名近くいた。またこれらの牢役人のほか、刑の執行や囚人の護送、その他牢内の雑役に非人が使役された。上方では床髪結を牢屋敷の警備等に從事させる慣習があり、大坂の[28]「^{ものかきやく}髪結床仲間記録」には牢屋敷「御用人足」の鑑札や証文が含まれている。小伝馬町牢屋は警備が厳重で、^{きりはなし}破牢（脱獄）事件は起きていない。火災で牢屋類焼の危機に瀕したときには、囚獄の判断で囚人を解放する（「切放」）。所定の期日に指定した場所に戻れば罪一等を減じ、大半は立ち帰ったが、高野長英のようにそのまま逃走した例もある。[29]『御牢番御掟相背候一件』は上州伊勢崎の牢で囚人が破牢し、牢番が処罰された記録である。

[28-1] (髪結床仲間記録1) 『大阪床仲間定書』 版1枚 (未装 31.3×82.5)

【書名の備考】書名は仮題。【成立】奥書「右之条々堅相守可申候自然心得違之者有之於相背者仲間為取締職分差留可申間銘々承知可有之事/月日 (大阪) 床仲間 (墨印「仲間」)」。*近世後期刊 (文化文政頃) 【内容】大坂の髪結床仲間の定書全9条。中に当時髪結仲間が務めた牢屋敷御用人足の業務に関する箇条あり。



[28-2] (髪結床仲間記録2)

『大坂床仲間組頭一札』 写1枚 (未装27.2×42.6)

【書名の備考】書名は仮題。【成立】奥書「文政九年戊十二月 (大坂床仲間) 組頭 (墨印「仲間」) / 河州市郡誉田村御庄屋」。*1826年【内容】大坂の髪結床仲間の組頭が、河内国古市郡誉田村 (現・羽曳野市) の庄屋に差し出した証文。この度同村の髪結が自分たちの取締の下に入ったので、牢屋敷御用人足札を渡すこと、人足賃銀の余内 (補助金) として年に銀25匁を村より床仲間へ差し出す上は、それ以外の入用などを一切申し出ないことを定める。



[28-3] (髪結床仲間記録3) 『大坂床仲間組頭請取』 版・写2枚 (未装 28.4×14.2)

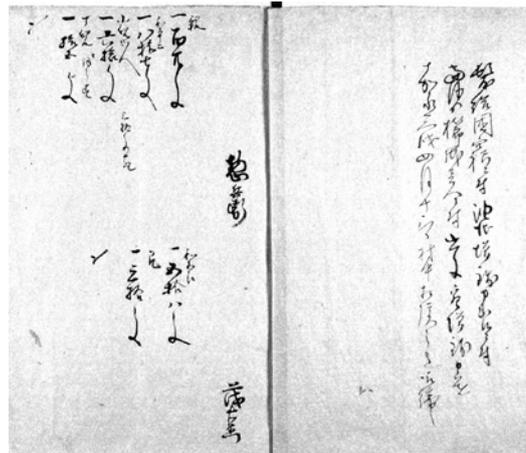
【書名の備考】書名は仮題。【成立】*1828・1830年【内容】大坂の髪結床仲間の組頭が、牢屋敷御用人足の賃銀の請取として河内国古市郡誉田村の役人に差し出した領取書2紙。一は「覚/一 [銀式拾五匁也] / 右者牢御屋鋪御用人足賃銀 [去亥] 年分儘ニ請取申候已上 / [文政十一年子二月] (大坂床仲間) 組頭 (墨印「仲間」) / [河州市郡誉田村御役人中]」 ([] 内は墨書、外は木版刷)。別の一紙はこれと同版で、文政13年2月、「誉田村御庄屋」宛て。



[28-4] (髪結床仲間記録4) 『^{カミユイチンオボエチヨウ}髪結賃覚帳』

写半1冊 (原装 11丁 24.0×16.6)

【書名の備考】書名は書外題による。【成立】書外題右左に「天保十五辰五月改記」「角田」。*1844年【内容】髪結が記した髪結賃の覚帳。河内国古市郡誉田村の髪結か。大人は1人ほぼ銭58文、小児は15文であったことがわかる。見返に附記「髪結困窮ニ付油代増銭申出候ニ付当月より櫛掛老人ニ付六文宛増銭申遣／嘉永三戌四月十三日村中相談之上取締」。



[28-5] (髪結床仲間記録5) 『^{オオザカトコナカマロウヤシキニンソクカサツ}大坂床仲間牢屋敷人足鑑札』

1筒 (13.2×7.9 ×厚1.5)

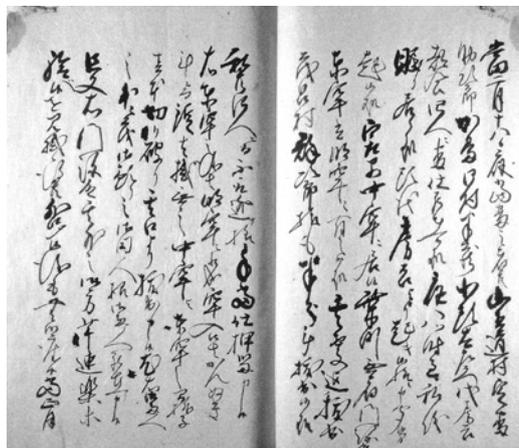
【品名の備考】名は仮題。【成立】[28-2]によれば文政9年に交付されたもの。*1826年【内容】大坂の髪結床仲間が牢屋敷御用人足を務める際に使用した木製駒形の鑑札。表面に「牢御屋鋪／大坂(焼印「床仲間」)／御用人足」、裏面に「髪結目印札／古市郡誉田村／髪結式人」と墨書。[28-2]に見える「牢御屋鋪御用人足札」に相当。



[29] 『^{ゴロウバンオンオキテアイソムキソウロウイッケン}御牢番御掟相背候一件』 写半1冊

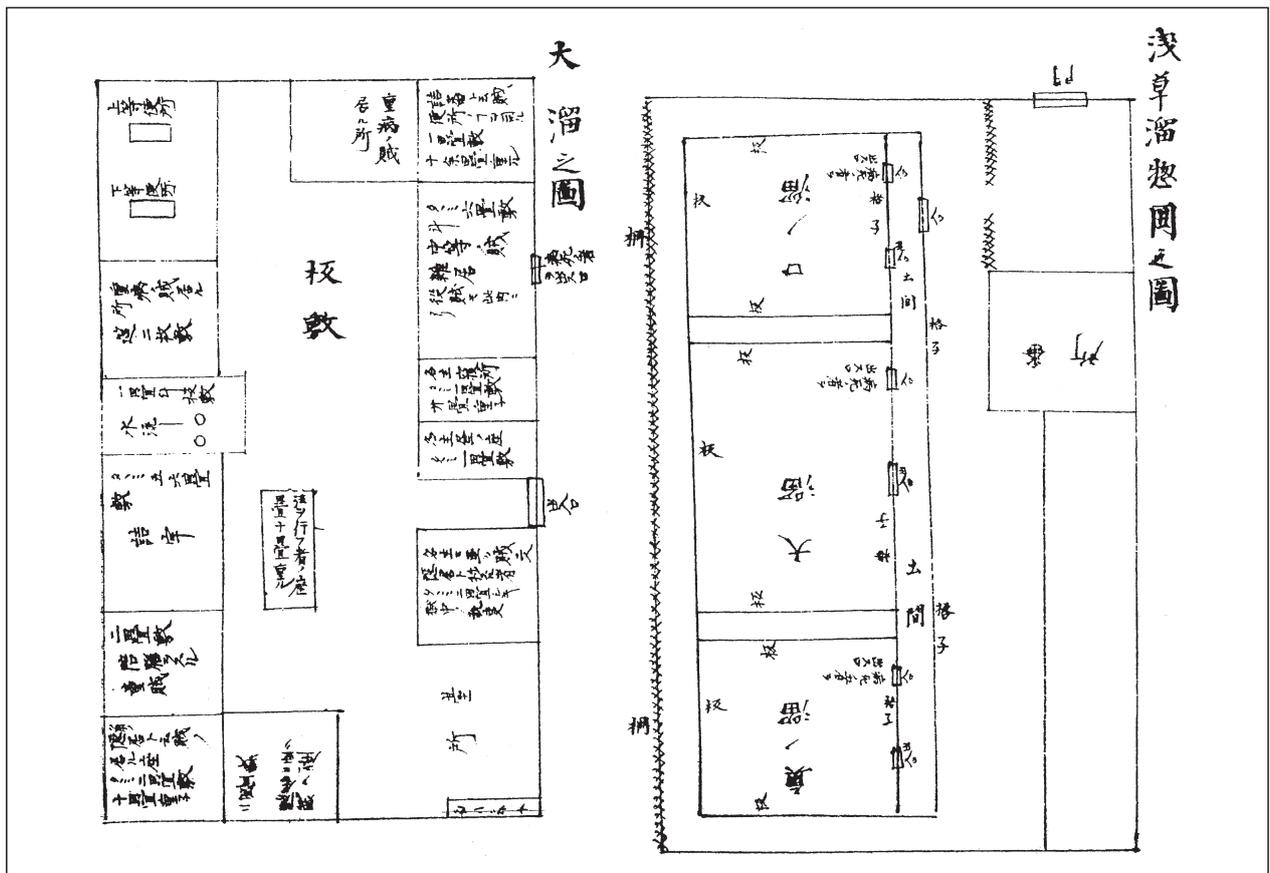
(原装 19丁 24.1×15.0)

【書名の備考】書名は原表紙書外題による。【成立】書外題右に「天保十三年寅四月」。*1842年【内容】天保13年2月18日夜、上州伊勢崎の牢より囚人が脱獄(未遂)したため、牢番が処罰(「急度叱り置」)された一件の記録書。【備考】原装共紙表紙に覆表紙を付す。



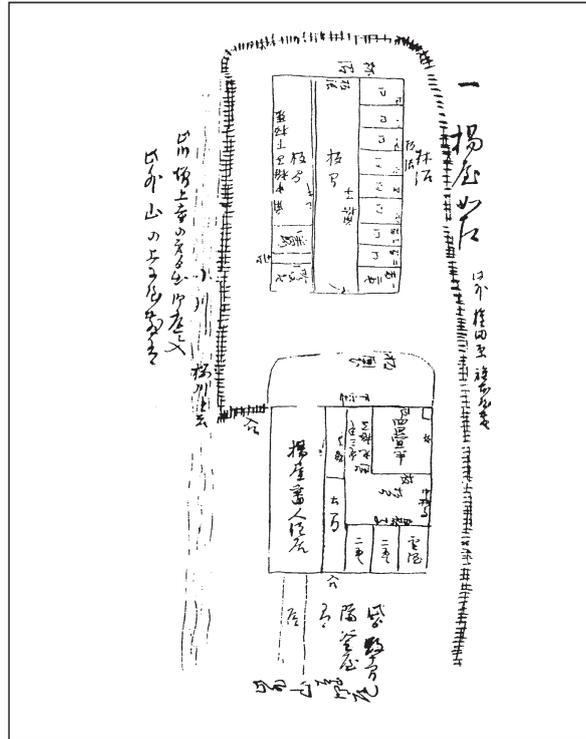
「溜」は小伝馬町牢屋の附属施設というべきもので、品川と浅草にあり、それぞれ非人頭松右衛門、同じく車善七がこれを管理し、町奉行の監督に服した。病人や15歳未満の幼年者等を収監する施設であり、品川溜は3棟の獄舎で収容人員約200人、浅草溜も同じく3棟の獄舎に男子350人・女子20人程度を収容した。溜への収監を「溜預^{あずけ}」という。小伝馬町牢屋に比べれば戒護は寛やかであったが、病監といっても町医が来て脈をとる程度のものであり、溜内の劣悪な衛生状態は牢と大差がなく、また牢名主制も行われた。『東行日記』には世古延世が収監された浅草溜の絵図（「浅草溜惣圖之図」）がある。獄舎の部分だけであるが、主たる獄舎である「大溜」の内部の様子まで具体的に描かれており、貴重なものといえよう。世古はまた、溜預とされるまで収容されていた青山の紀州藩邸内揚屋の図（「紀州藩青山揚屋図」）も描いている。

「浅草溜惣圖之図」（『東行日記』）



「紀州藩青山揚屋図」

(『東行日記』)



吟味筋の裁判手続は、犯罪事実の認定と刑罰決定の二段階から成る。犯罪事実の認定は物的・人的証拠のみではできず、本人の自白が必要であり、また自白があれば必ずしも物的証拠等による裏付けは必要とされない。証拠分明であるにもかかわらず否認する場合は、拷問を加えることも手続上許された。肉体的苦痛を加えて行う尋問を「責問」「痛吟味」等といい、幕府法では「笞打」「石抱」「海老責」「釣責」の四種があったが、「拷問」とは釣責のみをいい、前三者は「牢問」と呼んでこれと区別した。笞打は、諸肌脱がせ後手に縛り上げて「箠尻」という杖で肩を150~160回敲くもの、石抱は三角柱を横にして5本ほど並べた「十露盤板」と称する台の上に正座させて、後手にして柱に縛り付け、膝の上に1枚11貫から13貫程度(約40~50kg)の平らな「伊豆石」を5・6枚から10枚も積んでいくものであり、これらは牢屋敷内の「吟味所」で行われた。海老責は、後手に縛りあぐらをかかせ足首から首に縄をかけ、両足首が顎につくまで締め付けて縛り、そのまま放置しておくもので、「鬼勘解由」と恐れられた天和・貞享期(17世紀後半)の火附盗賊改中山勘解由が考案したものと伝えられるが、江戸時代後期にはほとんど用いられることがなくなっていた。狭義の拷問である釣責は、牢屋敷内の「拷問蔵」で、後手に縛り縄で梁から釣り下げるものであるが、これを行うのは、人殺・火付・盗賊・関所破・謀書謀判に関して証拠が確かであるにもかかわらず白状しない場合などに限定されていた上、できるだけ拷問にはかけない方針であったから、江戸時代後期には実際に拷問が行われるのは稀であり、責問を行う場合は牢問である笞打と石抱を繰り返した。また牢問も頻繁に行われたわけではなく、責問によらずに「口問」すなわち口頭による尋問で白状させるのが吟味の「巧者」とであるとされていた。

供述は「口書」すなわち調書に録取して書面化される。審理が熟すると、関係者一同を白洲に集め、奉行が出席し、口書を読み聞かせて確認、押印させる。この手続を経た口書を「吟味詰り之口書」と称し、これによって犯罪事実が確定され、あとは書面審理によって刑罰が決定されることになるのである。

刑罰決定手続は慎重をきわめ、先例主義に基づく判例法が発達していた。奉行は、専決できる刑罰の範囲(「手限」)を超える事案の場合には、支配の上司に判決案を付した「御仕置伺」を提出して「差図」を受けなければならない。手限の範囲は例えば佐渡奉行や長崎奉行は重追放まで、町奉行は中追放までといったようにそれぞれ決められている。代官は軽微な博奕罪を除き手限の刑罰権は与えられておらず、原則としてすべて勘定奉行に伺う。御仕置伺は究極的には老中へ上げられ、その秘書官である「仕置掛奥右筆」が公事方御定書及び先例に基づいて科刑の当否を決定し、あるいは重要な案件であれば老中から評定所一座に諮問して評議させた上で、老中から差図を与えるのである。

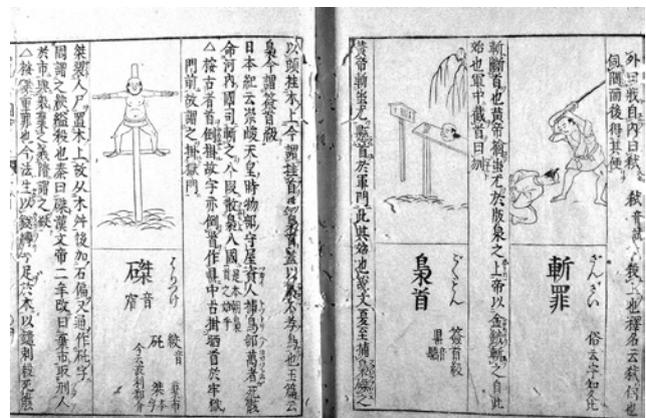
吟味筋の判決申渡は「**落着**」と称し、関係者一同を白洲に集めて奉行が判決書を読み上げて申し渡し、判決に従う旨の「**落着請証文**」を提出させるが、死刑・遠鳥の場合には請証文を取らない。死刑の場合は白洲で奉行が申し渡すのではなく、牢屋敷構内の「**閻魔堂**」と俗称される「**改番所**」前で、下役（町奉行掛の場合であれば検使与力）が申し渡すが、これに対し受刑者は「お有難う（ござります）」と答えるのが作法であった。上訴の制度はなく、第一審が最終審で、判決が申し渡されると直ちに刑を執行する。もっとも遠鳥の場合は出船の時期まで牢に収監することになる。

江戸時代の刑罰の目的は、第一に威嚇ないし一般予防（一般人に対して犯罪を犯させないこと）であり、これを「**見懲り**」と表現した。第二は被害者ないし一般世人の復讐感情を満足させることにより、幕府の威信を保ち、秩序を維持するということであって、いずれも政策的な目的が主である。江戸時代後期になると、犯罪者を更生させて再び犯罪を犯させないようにする、特別予防主義的な考え方に基づく制度もあわせて行われるようになった。縁坐・連坐の制度は江戸時代初期までは広範囲に適用されたが、縁坐は吉宗の改革以後武士を除いてほとんど行われなくなり、連坐は残ったものの刑罰としては軽いものとなり、一般予防の手段としての縁坐・連坐は意義を減じた。

江戸時代の刑罰は、身分により異なる。武士に対する刑罰は、主君と家臣の封建的主従関係に基づくものであり、「**死罪**」「**斬罪**」「**切腹**」「**遠鳥**」「**永預**」「**追放**」「**改易**」「**扶持召放**」「**高召上**」「**閉門**」「**逼塞**」「**押込**」「**遠慮**」「**叱**」などがあつた。庶民に対する刑罰には、「**鋸挽**」「**磔**」「**獄門**」「**火罪**」「**死罪**」「**下手人**」「**遠鳥**」「**重追放**」「**中追放**」「**軽追放**」「**江戸十里四方追放**」「**江戸払**」「**所払**」「**門前払**」「**敲**」「**入墨**」「**戸メ**」「**手鎖**」「**押込**」「**過料**」「**急度叱**」「**叱**」「**非人手下**」「**剃髮**」「**奴**」「**新吉原町江とらせ遣**」などがあり、ほかに付加刑というべき「**晒**」「**引廻**」「**闕所**」などもあつた。また僧侶に対しては、寺院や宗派からの追放である「**追院**」「**退院**」「**一宗構**」「**一派構**」など特別な刑罰がある。公事方御定書でもっとも重い刑罰は、「**主殺**」に適用される「**二日晒一日引廻鋸挽之上磔**」であつた。

ワカンサンサイズエ
[30] 『和漢三才図会』 卷22 版大全105巻首巻
1巻目録1巻81冊のうち（原裝 54丁 26.1×
18.5）

【書名の備考】原題簽・副題簽存。【編著者】寺島良安編
【成立】正徳5年秋日跋刊。跋丁裏に刊記「大坂高津宮
北 杏林堂／蔵版全部百五卷／雕刻 〈大坂心齋橋筋淡
路町）嶋口太兵衛尉定次」のある初版本。*1715年【内容】
大坂高津に住む町医者が編んだ、近世を代表する絵入
り百科事典。漢文体。その巻22刑罰部に「**斬罪**」「**梟首**」
「**磔**」の絵図と解説が載っているが、再版本以降では
絵は削除されて空白となる。近世期には刑罰の絵図を版
本に載せることは禁忌とされたため。【備考】印記「御
蔵書」（朱印）。文学部日本文学研究室蔵本。



追放刑は江戸時代の主要な刑罰の一つであつた。追放刑に処された者は人別帳の記載を抹消されて「**無宿**」となるため、生業を失って街道筋を徘徊し、また江戸などの都市に流れ込んで犯罪を重ねるなど弊害が大きいと、幕府は吉宗以来しばしば追放刑の制限をはかり、各藩にも命じているが、結局幕末まで追放刑が廃絶することはなかった。

交代寄合高木家も追放刑を行っているが、[31]「**日記 一**」には領分**払**の記事が見え、足軽・中間が青竹で罪人を追い立てて伊勢境赤河川まで送り出し、その竹杖は川に流したと記されている。刑の執行に用いた竹を川に流すのは「**浄め**」の儀礼的行為であつたと考えられ、刑罰観の一端を窺うことができよう。また、[32]「**日記 一番**」は「**小盗博奕等いたし候段白状**」して「**十里四方御かまひ追放**」となつた事例であるが、この者は実は火付の容疑で逮捕されていた。火付は火罪（火焙）又は死罪が科される重罪であり、大名や、交代寄合でも大身の者には自分仕置が認められているが、小身の交代寄合である高木家は、一般の旗本と同様、死刑以上の刑罰を手

限で科すことが許されなかった。そのため、本来であれば幕府に伺い、ないしは吟味を願うべき事案であったが、それを嫌い、小盗・博奕等の罪で追放していわば厄介払いをした——「路銭貳百文」まで与えている——のではなかったかと推測される。このように、一部自白ないし虚偽自白による処罰で裁判が終了し、真相は必ずしも解明されないことも少なくなかったのである。

[31] 「^{ニツキ}日記 一 (天明9年正月元日～4月晦日)」
半縦 1冊

高木家に生じた公的な事件を中心に、家臣が日を逐って記録した日記で、寛延3年(1750)から明治3年(1870)までの分がほぼ完全に残っている。天明9年(1789)2月11日条には、年貢を未進した時郷下村の与五郎らが領分払と闕所を申し渡され、「直に追立、伊勢境赤河川迄送出シ、竹杖ハ赤生川江流シ申候事」とある。(高木家文書)



[32] 「^{ニツキ}日記 一番 (明和6年正月元日～6月29日)」
21.5×14.0 1冊

同じく高木家日記の明和6年(1769)3月9日条には、鍛冶屋村で付火をした廉で捕縛された清右衛門が、「所々ニ而小盗博打」を白状したため、「一命者御助ケ被成候間、十里四方御かまひ追放被仰付候間、早々送出候様番人江申渡候、清右衛門江路銭貳百文被下之」とある。(高木家文書)



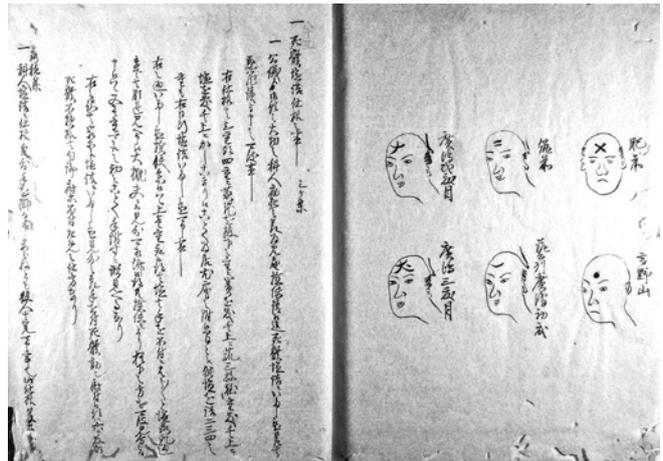
「入墨」は、「敲」とともに將軍吉宗が導入させた刑罰であり、いずれも明律^{ミンリ}に示唆を得たものといわれる。とくに窃盜罪については、入墨と敲の組み合わせによる特別な刑罰体系(敲・重敲・入墨・入墨敲・入墨重敲)が適用された。また窃盜罪には独自の累犯処罰体系(初犯敲・再犯入墨・三犯死罪)が確立していた。

入墨は、江戸では牢屋内で執行され、左腕の肘の下に2本輪を描いて彫る。遠国奉行所や諸藩の入墨は、[33]『検屍必撃』などにあるように、それぞれ形状と部位が異なり、どこで入墨刑を受けたかが判別できるようになっていた。入墨は明律の「刺字」に倣ったものであるが、諸藩の入墨刑にもやはり文字を彫るものがある。

敲は、牢屋敷門前にむしろを敷いて、受刑者を裸にしてうつぶせに押さえつけ、笞打の牢間に使う箠尻で肩・背・臀を50回、重敲は100回打つ。女子に対しては適用されず、過怠率に換えられた。

ケンシヒツケイ
 [33] 『**検屍必掣**』 写大1冊
 (原装 69丁 26.9×18.7)

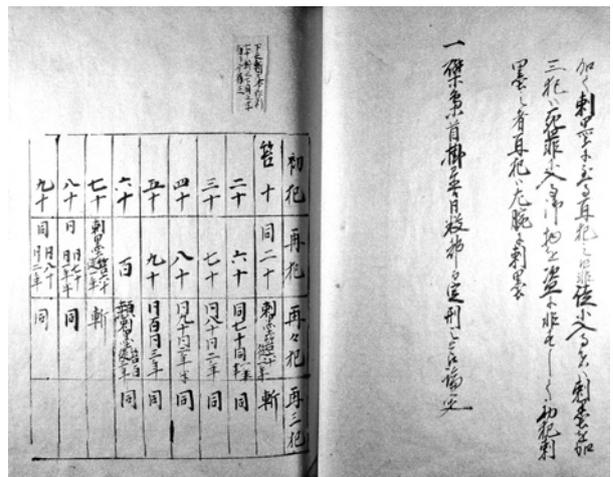
【書名の備考】原題簽存。内題なし。尾題「検法秘鑑」。
 【成立】凡例あり、末に「天保甲午ノ初春」。
 *近世後期写【内容】幕府代官所支配地における殺人や変死等の事件について、文化年間(1804-18)以来の実例とともに取扱方を具体的に記した書。人殺疵付之部・(変死/行倒死/同煩)人之部・宿村継送病人之部・相对死之部・捨子之部・迷子之部・出火之部・上方八ヶ国部之部・雑之部に部類する。



藩でも、幕府の公事方御定書に触発される形で刑法典を編纂、制定したところがいくつかあった。これには幕府の公事方御定書に倣った「御定書系」のものと、明律に倣い、これを部分的に継受した「明律系」のものとが知られている。明律系の藩刑法典としてもっとも名高いのは熊本藩の「御刑法草書」で、名君の誉れ高い8代藩主・銀台公細川重賢による同藩宝暦改革の一環として制定された。大奉行堀平太左衛門の下で編纂され、宝暦4年(1754)に成立、翌年から施行されたが、これは当面のいわば応急的なものであり、その後改めて編纂作業が行われ、同11年に完成、施行されたものが、幕末まで熊本藩刑政の基本法典として用いられた。[34]『**刑法草書**』もやはり宝暦11年施行本である。全8編96条155条、明律に倣い総則・各則に体系化され、法典編纂技術において優れているばかりでなく、内容的にも幕府や他藩に先駆けて弊害の大きかった追放刑を原則として廃止し、「徒刑」(「眉なし」)を採用しており、行刑史上画期的な意義を有するものといえる。すなわち熊本藩の徒刑は単に懲罰としての労役を課すものではなく、犯罪者を教化改善・授産更正させることを目的とし、作業に対しては賃金を給して一部を積み立てさせ、出所の際にこれを生業資金として与えて社会復帰させるなど、近代的自由刑と見るべき制度をいち早く開始しており、更には釈放後の保護観察にあたるものまで実施しているのである。江戸幕府もまた、無宿対策の観点からやはり近代的自由刑・保安処分の源流とされる「人足寄場」を墨田川河口の石川島に設け、火附盗賊改長谷川平蔵が運営にあたったことでも知られているが、収容者の処遇方法等については熊本藩徒刑の影響を受けている可能性が高いといわれている。

ケイホウソウシヨ
 [34] 『**刑法草書**』 写大1冊
 (原装 50丁 26.9×19.3)

【成立】序跋等なし。
 *近世後期写【内容】熊本藩の刑法典。宝暦11年施行。【備考】印記「福島氏の図書」。付箋による校注書入あり。



●コラム (4) 《「四千両」と田村成義》

黙阿弥晩年の世話物の傑作とされる歌舞伎の「四千両小判梅葉」(明治18年〈1885〉初演)は、安政年間に実際に起きた江戸城御金蔵破り事件を題材にしている。新富座を去り千歳座(後の明治座)に移った5世尾上菊五郎のために、田村成義が題材を探し、黙阿弥に依頼して狂言を書かせたという。六幕目「伝馬町牢内の場」は小伝馬町牢屋内の様子をリアルに再現して当初から評判が高かったが、これは吉原の遊び人で砂糖屋の清坊という東の二間牢の名主代を勤めた男と、元佃島無宿狐の萬こと入墨の萬吉という西の二間牢の角役の経験者に田村が頼み、牢内の実際を菊五郎に教えさせたのである(田村成義『続続歌舞伎年代記』乾)。本文冒頭に掲げた富蔵の台詞は、牢内の作法を申し聞かせる「新入りのしゃくり」等と呼ばれるもので、少し短く縮めているものの、「牢内深秘録」(明治大学博物館蔵)など江戸時代の文献に見える文言・言い回しに酷似している(伊能秀明『法制史料研究』1・2)。牢内の場では牢名主以下の役付囚人、平囚人など数十人を登場させるため「三階総出にても引足らず毎日茶屋中より十人づつ若イ者が籤に当りお仕着せ〔獄衣〕を着て囚人の助けをなしたり」といい、「牢屋敷内言渡し所の場」で「愈々処刑に引出さるゝ処も諸事實際を写し刑に就く当日はお仕着を脱ぎ最初の小袖に着替させ荒縄にかゝり引廻しの姿となりて罪状の言ひ渡しを請け仕来りの如く残りの囚は異口同音に本人を勇ましく褒め本人は又た一同へ対して題目を頼むとの一言にて別れる件人は獄中の活歴とも云ふべく」云々と述べている(田村・前掲書)。

田村成義という人は後に市村座の座主となり、明治・大正の演劇界に君臨して「鈴鹿將軍」「田村將軍」と呼ばれた一代の名興行師であるが、嘉永4年(1851)日本橋元大工町の眼科医の家に生まれ、慶応元年(1865)小伝馬町牢屋同心鍵役筆頭田村金太郎の養子となり、田村家を継いで囚獄書役見習となった。維新後も明治政府の下で引き続き監獄係・囚人前科取調役に任じたが、明治3年(1870)辞職し、代言人となって、劇場の訴訟に関わったことがきっかけで演劇界に入ったのである(田村正義『芝居興行者としての三十年間』)。明治5年(1872)の司法職務定制で認められた代言人は、明治9年(1876)の「代言人規則」で試験による免許制となるまでは特段の資格要件もなく、恐らくは旧幕時代の公事宿・公事師の流れを汲む者などが多かったものと思われる。職を失い「ブラブラと遊び暮して」いたところ、訪ねてきた友人に「此の節は代言人といふものが出来て、訴訟の世話をやつてやれば随分金になるから、一つやつては如何だ」と勧められた田村は、「早速それ等の処へ行つて見ますと、馬喰町の下代や昔の家主位が巾を利かして居るのです。成程こいらのする事なら訳はないと思ひ……毎日毎日司法省日誌と首引を始め、……小川町の法律学校へ通つて」勉強し、代言人規則による「代言人検査」を受験して合格し、免許代言人となった。「受験者は五六十人計り出ましたが、その内で私が一番に及第をした」という(同前)。「小川町の法律学校」とは、「我邦に於ける私立法律専門学校の祖」(奥平昌洪『日本弁護士史』)ともいわれる法律学舎(明治8年〈1875〉創立)のことであろう。田村は「容貌魁偉、風采堂々」で、「キビキビして歯切れのよかった口調は、勝安房を連想させるものだと人はいつていた」(木村錦花『興行師の世界』)。『近代美人伝』などで知られる作家長谷川時雨の父深造はやはり代言人であったが、時雨は父深造の話として、「田村さんは日本最初の代言人十二人の内の一人で、遠山の金さんのように巻舌のペランメーであった」といい、また深造についても「増島博士をはじめ十二人の代言人が……出来た最初の、その一人となった」と書いている(木村・前掲書、長谷川時雨『旧聞日本橋』)。免許代言人制度は上述のように明治9年(1876)から始まるが、奥平昌洪『日本弁護士史』によれば田村成義の免許は2年目の明治10年(1877)、長谷川深造は明治11年(1878)、また増島六一郎は明治17年(1884)無試験免許代言人であるから、おそらく時雨の誤解ないし記憶違いなのであろう。

ところで、入牢に際しては「ツル」と称する金銭を隠して持ち込むが、その多寡により牢内での待遇が全く違うことになり、まさに「地獄の沙汰も金次第」であった。吉田松陰が安政元年(1854)4月、小伝馬町牢屋に収監された日の当直鍵役が後に田村成義の養父となる金太郎で、松陰に対し「善く聞くべし、揚屋内には法度の品がある、金銀・刃物・書物・火道具類が法度なり」と型どおり言い渡し、「張番に命じ衣物を一々点検せし」めたという(吉田松陰「回顧録」)。揚屋内に入れられた松陰は、牢名主に「命の蔓を何百両携へ来るか」と問われ、一銭も持ち込まなかった松陰はキメ板で背を二つ打たれ、翌日早速手紙を書いて金子を届けてもらっている。同じく安政の大獄で揚屋入りした橋本左内の獄中書簡にも金子を依頼したものがあり、「…同所には従来定めも有之、新参に而は諸事困難之事のミ之由二候へ共、私義ハ格別之取成しに相成候事に候故、右にハ金子指出不申候半而ハ、行々只今の取扱ニハ不相成候由、勝野杯も態々教へ呉候間、何卒今日此者へ十五円カ又は十二円ほど位御勤弁出来候丈御渡し被下候様奉希上候」(『橋本景岳全集』下巻)などと述べている。「ツル」を持たずに入牢した者が牢内で受ける最初の仕打ち一「スッテン踊り」のことを田村成義は書いているが、それによると「銭無き新入の囚人へ命じ半紙を引裂き蠶の先へく、しつけ『スッテンスッテンスッテン跡からよいのが参ります』とはやしたて無茶苦茶に踊らせる」(『続続歌舞伎年代記』乾)のであった。(神保文夫)

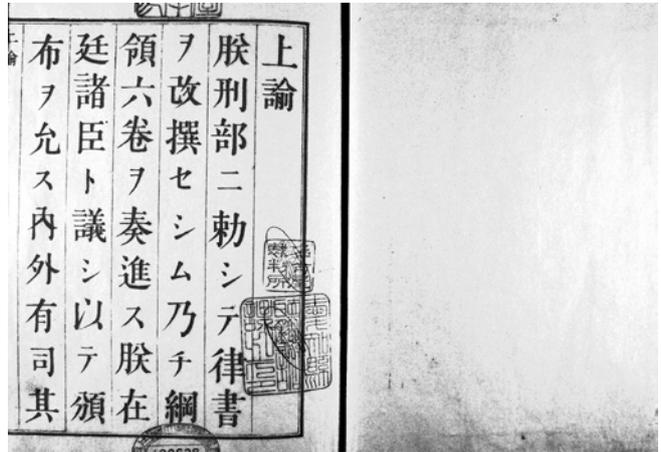
V 明治初年の刑法

天皇を戴き武力で幕府を倒した薩長により明治政府が樹立されたが、当面の治安維持の必要から、刑法典の編纂は早くから進められた。当初は伝統刑法、すなわち律令系の刑法で対応しつつ、次第に西洋法を継受して法の近代化を進めた。フランス人ボワソナードが起草した「旧刑法」及び「治罪法」（刑事訴訟法の前身）が制定されるのは、明治13年（1880）のことである（施行はいずれも明治15年〈1882〉）。

既に明治元年（1868）に「仮刑律」という刑法典が作られているが、これは公布されず、政府部内の準則として用いられたものであり、熊本藩御刑法草書の影響が強いことが注目される。明治3年（1870）末に「新律綱領」が制定され、冒頭の天皇の「上諭」に「内外有司其之ヲ遵守セヨ」とあるように、形式は官吏に対する命令であるが、民間でも印刷頒布することを許し、事実上公布された最初の刑法典となった。「新律綱領」は、その改正・補充法である「改定律例」（明治6年〈1873〉公布）とともに、明治15年旧刑法が施行されるまで行われた。[35]『**新律綱領**』は政府が各府藩県に頒布した最初の版本で、貴重なものである。「新律綱領」「改定律例」の註釈書が民間で多数作成され出版されているが、[36]『**新律綱領改定律例 合巻註釈**』は全般にわたる註釈書としては最初のものである。上段に「新律綱領」、下段に「改定律例」の条文を載せ、簡単な註釈を施している。巻首に司法省の印を捺し、半ば公定の註釈書として用いられた。なお開丁部下段の絞架図は「改定律例」そのものには載せられておらず、明治6年（1873）太政官布告第65号によって定められたものである。

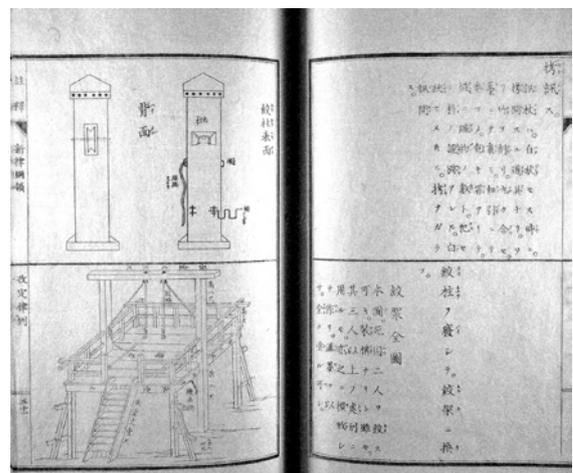
- [35] ^{シンリツコウリョウ}『**新律綱領**』 版大全5巻首巻1巻5冊
（原裝 134丁 29.8×19.8）

【書名の備考】原題簽存（左肩双辺）。【成立】巻頭に明治3年12月付「上諭」1丁あり（朱刷）。無刊記。
* 明治初年刊【内容】明治3年制定の近代最初の刑法典。全192条。首巻「獄具図」に笞杖・訊杖・絞柱（絞首台）の図解あり。【備考】印記「名古屋裁判所」（消印あり）・「愛知県聴訟課之印」（消印あり）。



- [36] ^{シンリツコウリョウ} ^{カイトイリツレイ}『**新律綱領／改定律例**』 ^{ゴウカンチュウシャク}**合巻註釈**
版半全5巻首巻1巻5冊（原裝 405丁 23.0×15.7）

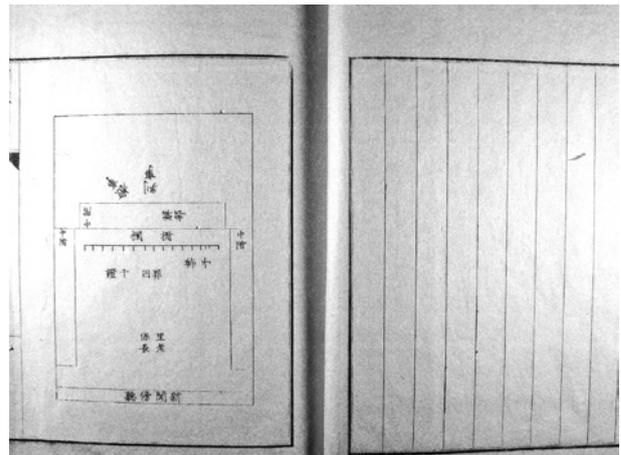
【書名の備考】巻1・4の原題簽存（左肩双辺）。【編著者】近藤圭造【成立】扉に朱印「司法省」。明治7年第四月刻成、三河近藤圭造訓註、東京 小川半七・北島茂兵衛刊。*1874年【内容】明治3年制定の「新律綱領」と同6年制定の「改定律例」の註釈書。両者が対照できるよう上下二段組とする。巻頭「上諭」1丁は朱刷。【備考】印記「岡村」「熙隆」。



明治初年には刑事裁判を「断獄」といい、明治3年（1870）の「新律綱領」及び同年に制定された「^{こくたい}獄庭規則」に手続が定められているが、基本的に江戸時代の吟味筋と同じ構造の糺問主義的手続であった。司法省が明治4年（1871）に設置され、翌5年（1872）に制定された「司法職務定制」に初めて「^{だいげんにん}検事」「^{だいげんにん}代言人」等の語が登場する。明治6年（1873）には[37]『**断獄則例**』が制定され、治罪法が明治15年（1882）に施行されるまでこれが刑事裁判手続に関する基本法であった。依然として糺問主義的なもので、拷問なども認められており、開丁部の法廷図は基本的に江戸時代の白洲と似た構造であるといえるが、「新聞傍聴」席が見え、新時代のものとして目を引く。民事裁判については明治8年（1875）から公開を認めているが、刑事裁判について一般公開を認めるのは明治15年（1882）の治罪法からであった。

[37] 『^{ダンヨクソクレイ}断獄則例』 版大1冊
(原装 12丁 19.0×26.5)

【書名の備考】書名は原表紙刷外題による。【成立】明治6年1月、司法卿江藤新平序。*1873年【内容】刑事裁判の諸手続を定めて各裁判所に示したもの。全26則補遺1条。巻末に「断獄庭略図解」（法廷内配置図）と「算板図」（拷問に用いる石板と算板）あり。【備考】原装共紙表紙に覆表紙を付す。



新律綱領・改定律例とは別に、軽微な犯罪の取り締まりのため、「^{いしきかい}違式誣違条例」という単行法が東京で明治5年（1872）、各地方では翌6年以降に制定された。「違式」と「誣違」は犯意の有無による区別であるが、「身体へ刺繍をなす者」「男女入込の湯を渡世する者」など、「文明開化」にふさわしくない風俗・習慣の取り締まりに意を用いたことが窺われて興味深い。明治初年に制定された法令には、人民への周知徹底をはかるため振り仮名つきのもの等がしばしば見られるが、明治5年（1872）の「船燈規則」では船舶の燈火の色（右舷緑、左舷紅）について規定したあと「船々ニトモストモシ火上ハ白右ハミトリニ左クレナヒ 此歌ヲ暗記シ置ク可シ但シ右ノミノ字ハ^{ミトリ}緑ノミノ字ナレハ記憶シ易カル可シ」と記し、懇切丁寧な法令として知られている。違式誣違条例については犯罪行為の内容を図解したものが各地方で多数作成・頒布された。[38]『**違式誣違図解**』はその一つで、愛知県のものである。また[39]『**違式誣違図解**』は大阪府のもので、一枚刷仕立てとなっている。これらの犯罪は警察官が裁判権を行使したのであり、邏卒（^{ししゅう}巡查）の傍らで放屁して罰金を取られたなどという珍話も伝えられている。黙阿弥作「霜夜金^{しもよのかね}十字^{じゅうじ}辻^{つじ}笠^{かさ}」（明治13年〈1880〉初演）の序幕で、^{もはや}巡查杉田薫の「最早今宵も十二時過ぎ、打捨て置かれぬ、あの^{さみせん}三絃、…あゝ布告を知らぬ（ト角灯を上げるを木のかしら）、ものと見ゆる」という台詞にある「布告」は、明治11年（1878）違式誣違条例の追加項目「夜間十二時後歌舞音曲又ハ喧噪呶シテ他ノ安眠ヲ妨グル者」を早速芝居に取り入れたものであるという。違式誣違の罪は旧刑法の「違警罪」となり、その後明治41年（1908）新刑法（現行刑法）の施行にともない「警察犯処罰令」（同年）に受け継がれ、更に昭和23年（1948）制定の「軽犯罪法」に姿を変えて、現在に至っている。

イシキカイイズカイ
 [38] 『**違式註違図解**』 版中1冊
 (原裝 22丁 18.7×12.7)

【書名の備考】原題簽存(左肩双辺、紅刷)。【編著者】今江五郎注解【成立】明治11年3月御届・刻成、解者(愛知県平民)今江五郎(第一区名古屋住吉町廿二番地寄留)、出版人(同)栗田東平(第一区名古屋鉄炮町百十三番地)刊。*1878年【内容】明治の軽犯罪条例の図解書(違式は罰金75銭以上150銭以下、註違は5銭以上70銭以下)。明治9年10月発令の愛知県のもの。個人蔵。



イシキカイイズカイ
 [39] 『**違式註違図解**』
 版1枚(未装 37.5×75.4)

【編著者】前田喜次郎編【成立】明治9年12月御届、同10年1月出版、編輯出版人(大阪府平民)前田喜次郎(第二大区四小区塩町通三丁目四十番地)、売捌所(同)綿屋喜兵衛(同心才橋塩町角)刊。*1877年【内容】明治の軽犯罪条例の図解書一枚刷。卷末附記に「…童蒙ノワカリ安キ書ナレハ一枚家内張オキ常ニ心掛ベシ…」とあり。明治9年12月発令の大阪府のもの。個人蔵。



他の法分野と同様、刑事裁判や刑罰・行刑制度も明治以後急速に近代化が進められた。明治5年(1872)に制定された「監獄則并図式」は、小伝馬町牢屋に収監された経験もある小原重哉がホンコン・シンガポール——イギリス植民地——の獄制を視察して起草したもので、「小原監獄則」とも通称される、初めての西洋的監獄制度の導入であった。その後明治14年(1881)の「旧監獄則」、明治22年(1889)の「改正(新)監獄則」を経て、明治41年(1908)新刑法とともに施行された「監獄法」により近代的行刑制度が一応確立したといわれるが、囚人処遇の現場では、江戸時代の牢屋・人足寄場以来の実務の伝統が長く残っていた。監獄法はその後改正を重ねつつも100年近く維持されてきたが、平成17年(2005)「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」が新たに制定され、暗いイメージと陰湿な語感の「監獄」という語はこれによって法律上は消滅することになった。刑務所が犯罪者の処罰・贖罪の場であるとともに改善更正・社会復帰の訓練のための施設として従来以上によく機能することができるかどうかは、その運用のあり方にかかっているとえよう。

●コラム (5) 《絞柱と絞架》

死刑について、新律綱領では「絞」「斬」「梟示」とし、また士族には「自裁」すなわち切腹を認めていたが、改定律例では自裁を廃し、明治12年（1879）には梟示もやめて絞・斬の二種とし、旧刑法からは絞首だけとなって現在に及んでいる。

絞首の方法は、新律綱領では「絞柱」であった。野村某なる大工の談話に、次のようにある。「…明治の初年に、斬罪から絞首に変わったとき、絞首台をはじめて造ったのが私の家です。…内務省から方々の大工が呼び出されて入札だった。…なにしろ絞首台のことはあるし、どうしても厭だった。元は二十五円計りしかかからないものだが、厭だから百二、三十円に札を入れた。まさか百二、三十円では落ちないだろうと思ったら、みんな厭なものですから、なかには百五十円から三百円ぐらいまで入れたものがあった。私のところが一番下札だったものだから、とうとう私がやらなくてはならなくなった。その頃私はまだ若い頃で、絞首台を一台造ると一兩小遣が貰えるので、一晚遊びにゆくのが楽しみで造ったものです。」（同好史談会編『史話明治初年』）

文中「絞首台」と言っているのが新律綱領の「絞柱」で、櫟製の柱の前に置いた踏み板の上に受刑者を立たせ、首に綱を回して柱の穴から裏側へ通し、綱の端に鉄の「懸垂」（分銅）を懸け、踏み板を弾き落とすと懸垂の重みで首が絞められるというものである。野村の談話は続く。

「首に跡がついては不可ないというので、首にあたる場所に髪の毛を巻いて、その上に鹿の皮を縫いつけてある。その縄の一方には十五貫の分銅が引っ掛かる。それへかかると大概、鼻をたらして死んでしまう。ちょうど、その絞首台を一番はじめ試験したのが元日で、その時にはお玉ヶ池の磯又右衛門という天心真揚流の達人が自分で絞首台にかかって、何貫の分銅があったら完全に死ぬるかを試めた。自分で台に登って、縄を首に当てて足台をはすして、ジワジワやっておったが、すぐ萎頓となってしまった。すると弟子が、すぐ縄をはずして、湯だか水だかを飲ませて背中を二、三度叩いて「エイ」と活を入れると、すぐ再生って直ってしまう。これならば大丈夫、どんな者でも再生らないといったが、十五貫では、重くて不便だということで、十三貫の分銅に換えた。まだその頃は廃藩置県の前で、明治のごく初年で、全国六十余大名に一つ宛造ってやった。…」（同前）

磯又右衛門は当時有名な柔術家であったという。しかるにこの絞柱で死刑を執行したところ、生き返った者があって問題となり、また受刑者にとって非常に苦痛の激しいものであったため、明治6年（1873）太政官布告第65号によりイギリス式絞首台——ホンコン・シンガポールで使用されていたもの——を模倣した「絞架」に変えたのである（手塚豊『明治刑法史の研究』上）。絞架は当初は〔36〕『〈新律綱領改定律例〉合巻註釈』の図のように受刑者に階段を登らせて執行するものであったが、大正期に半地下式として階段をなくし、その方式で現在に至っている。

（神保文夫）

《参考・引用文献》

- 青木美智男『百姓一揆の時代』（校倉書房、1999年）
朝尾直弘・網野善彦・山口啓二・吉田孝編『日本の社会史第5巻裁判と規範』（岩波書店、1987年）
石井三記・寺田浩明・西川洋一・水林彪編『近代法の再定位』（創文社、2001年）
石井良助『民法典の編纂〔法制史論集第四巻〕』（創文社、1979年）
石井良助『近世取引法史〔法制史論集第七巻〕』（創文社、1982年）
石井良助『近世民事訴訟法史〔法制史論集第八巻〕』（創文社、1984年）
石井良助『続近世民事訴訟法史〔法制史論集第九巻〕』（創文社、1985年）
石井良助『日本刑事法史〔法制史論集第一〇巻〕』（創文社、1986年）
石井良助『江戸の刑罰〔中公新書31〕』（中央公論社、1964年）
石井良助『江戸時代漫筆 第一 - 第六（明石書店、1989-91年改題復刊〈初版1959-1971年〉）』
伊能秀明『法制史料研究』1・2（巖南堂書店、1994-97年）
岩田浩太郎編『民衆運動史2 社会意識と世界像』（青木書店、1999年）
氏家幹人『大江戸死体考——人斬り浅右衛門の時代——〔平凡社新書16〕』（平凡社、1999年）
大石学編『日本の時代史6 享保改革と社会変容』（吉川弘文館、2003年）
大木雅夫『日本人の法観念——西洋的観念との比較』（東京大学出版会、1983年）
大竹秀男・服藤弘司編『幕藩国家の法と支配——高柳真三先生頌寿記念——』（有斐閣、1984年）
大塚仁・平松義郎編『行刑の現代的視点』（有斐閣、1981年）
大平祐一『目安箱の研究』（創文社、2003年）
奥平昌洪『日本弁護士史』（巖南堂書店、1914年）
尾佐竹猛『賭博と拘摸の研究』（新泉社、1969年〈初版1925年〉）
笠谷和比古『江戸御留守居役——近世の外交官〔歴史文化ライブラリー89〕』（吉川弘文館、2000年）
鎌田浩『熊本藩の法と政治 付町方法令集——近代的統治への胎動——』（創文社、1998年）
川島武宜『日本人の法意識〔岩波新書青版630〕』（岩波書店、1967年）
神崎直美『近世日本の法と刑罰』（巖南堂書店、1998年）
木村錦花『興行師の世界』（青蛙房、1957年）
荃田佳寿子『江戸幕府法の研究』（巖南堂書店、1980年）
荃田佳寿子『幕末日本の法意識』（巖南堂書店、1982年）
吉田小五郎・太田臨一郎・増田四郎編『幸田成友著作集 第一・二・五巻（中央公論社、1972年）』
國學院大學日本文化研究所編『法文化のなかの創造性——江戸時代に探る——』（創文社、2005年）
小早川欣吾『（増補）近世民事訴訟制度の研究』（名著普及会、1988年〈初版1957年〉）
小林宏編『律令論纂』（汲古書院、2003年）
相良亨・尾藤正英・秋山虔編『講座日本思想3 秩序』（東京大学出版会、1983年）
莊子邦雄・大塚仁・平松義郎編『刑罰の理論と現実』（岩波書店、1972年）
重松一義『凶鑑日本の監獄史』（雄山閣出版、1985年）
重松一義『日本獄制史の研究』（吉川弘文館、2005年）
高塩博『江戸時代の法とその周縁——吉宗と重賢と定信と——』（汲古書院、2004年）
高橋敏『江戸の訴訟——御宿村一件顛末——〔岩波新書新赤版470〕』（岩波書店、1996年）
高柳真三『江戸時代の罪と刑罰抄説』（有斐閣、1988年）
瀧川政次郎『日本行刑史』第三版（青蛙房、1972年〈初版1961年〉）
瀧川政次郎『公事師・公事宿の研究』（赤坂書院、1984年）
谷沢永一・吉野孝雄編『宮武外骨著作集』第4巻（河出書房新社、1985年）
田村成義『続続歌舞伎年代記 乾（鳳出版、1976年復刻〈初版1922年〉）』
田村成義「芝居興行者としての三十年間（一） - （二十）」（『歌舞伎』94-134号、1908-11年）
辻敬助（刑務協会編）『日本近世行刑史稿』上・下（矯正協会、1974年復刻〈初版1943年〉）
手塚豊『明治刑法史の研究（上・中・下）〔手塚豊著作集第四・五・六巻〕』（慶應通信、1984-86年）
手塚豊教授退職記念論文編集委員会編『明治（法制史政治史）の諸問題』（慶應通信、1977年）
中澤巷一編集代表・京都大学日本法史研究会編『法と国制の史的考察』（信山社、1995年）
中田薫『法制史論集』全4巻（岩波書店、1970-71年復刊〈初版1926-64年〉）
西田真樹「交代寄合美濃衆高木家の刑罰」（『宇都宮大学教育学部紀要』46号第一部、1996年）
人足寄場顕彰会編『人足寄場史——我が国自由刑・保安処分之源流——』（創文社、1974年）
長谷川時雨『旧聞日本橋〔青蛙選書35〕』（青蛙房、1971年）
林董一博士古稀記念論文集刊行会編『近世近代の法と社会——尾張藩を中心として』（清文堂出版、1998年）
林由紀子『近世服忌令の研究——幕藩制国家の喪と穢——』（清文堂書店、1998年）

服藤弘司『幕府法と藩法〔幕藩体制国家の法と権力Ⅰ〕』（創文社、1980年）
 服藤弘司『大名留守居の研究〔幕藩体制国家の法と権力Ⅲ〕』（創文社、1984年）
 服藤弘司『刑事法と民事法〔幕藩体制国家の法と権力Ⅳ〕』（創文社、1983年）
 服藤弘司先生傘寿記念論文集刊行会編『日本法制史論纂——紛争処理と統治システム——』（創文社、2000年）
 春原源太郎『大阪の町奉行所と裁判』（富山房、1962年）
 平松義郎『近世刑事訴訟法の研究』（創文社、1960年）
 平松義郎『江戸の罪と罰〔平凡社選書118〕』（平凡社、1988年）
 平松義郎博士追悼論文集編集委員会編『法と刑罰の歴史的考察』（名古屋大学出版会、1987年）
 布川清司『農民騒擾の思想史的研究』（未来社、1970年）
 藤井譲治編『日本の近世3支配のしくみ』（中央公論社、1991年）
 藤木久志『刀狩り〔岩波新書新赤版965〕』（岩波書店、2005年）
 藤田覚編『近世法の再検討——歴史学と法史学の対話〔史学会シンポジウム叢書〕』（山川出版社、2005年）
 藤田弘道『新律綱領・改定律例編纂史』（慶應義塾大学出版会、2001年）
 法制史学会編『刑罰と国家権力』（創文社、1960年）
 穂積重遠『有閑法学』（日本評論社、1934年）
 増川宏一『賭博〔ものと人間の文化史40〕Ⅰ-Ⅲ』（法政大学出版局、1980-83年）
 松平太郎（関東学園編）『江戸時代制度の研究』（新人物往来社、1993年〈初版1919年〉）
 三浦周行『法制史の研究』正・続（岩波書店、1958年復刊〈初版1919-25年〉）
 南和男『幕末都市社会の研究』（塙書房、1999年）
 南和男『江戸の町奉行〔歴史文化ライブラリー193〕』（吉川弘文館、2005年）
 安丸良夫編『「監獄」の誕生〔朝日百科日本の歴史別冊 歴史を読みなおす22〕』（朝日新聞社、1995年）
 藪田貫編『民衆運動史3社会と秩序』（青木書店、2000年）
 六本佳平『日本法文化の形成〔放送大学教材〕』（放送大学教育振興会、2003年）

高柳真三・石井良助編『御触書集成』全5冊（岩波書店、1934-41年）
 石井良助・服藤弘司編『御触書集成目録』全3冊（岩波書店、2002年）
 石井良助・服藤弘司編『幕末御触書集成』全6巻・別巻2冊（岩波書店、1992-97年）
 近世史料研究会編『江戸町触集成』全19巻（塙書房、1994-2003年）
 京都町触研究会編『京都町触集成』全13巻・別巻2冊（岩波書店、1983-89年）
 大阪市参事会編『大阪市史』第三、第四上・下（清文堂出版、1965年復刻〈初版1911-13年〉）
 法制史学会編・石井良助校訂『徳川禁令考』全11冊（創文社、1959-61年）
 石井良助編『近世法制史料叢書』1-3（創文社、1959年復刊訂正〈初版1938-41年〉）
 平松義郎監修・京都大学日本法史研究会編『近世法制史料集』全5巻（創文社、1973-1977年）
 石井良助編『御仕置例類集』全16冊（名著出版、1971-74年）
 石井良助・服藤弘司・本間修平編『問答集』既刊8冊（創文社、1997-2006年）
 藩法研究会編『藩法集』全12巻15冊（創文社、1959-75年）
 中澤巷一監修・京都大学日本法史研究会編『藩法史料集成』（創文社、1980年）
 小林宏・高塩博編『熊本藩法制史料集』（創文社、1996年）
 『古事類苑』法律部二・三（吉川弘文館、1997年縮刷普及版〈初版1902年〉）
 原胤昭・尾佐竹猛解題『刑罪珍書集Ⅰ・Ⅱ〔近代犯罪科学全集第十三・十四篇〕』（武俠社、1930年）
 明治大学刑事博物館編纂『刑事博物図録』上巻（明治大学刑事博物館、1933年）
 石井良助編『江戸町方の制度』増補新訂版（新人物往来社、1995年〈初版1968年〉）
 佐久間長敬（南和男校注）『江戸町奉行事蹟問答』（人物往来社、1967年）
 旧事諮問会編（進士慶幹校注）『旧事諮問録〔岩波文庫青438〕』上・下（岩波書店、1986年）
 小野清（高柳金芳校注）『史料徳川幕府の制度』（新人物往来社、1976年再版〈初版1968年〉、原題『徳川制度史料』1927年）
 同好史談会編『史話明治初年』（新人物往来社、1970年〈原題『漫談明治初年』1927年〉）
 横瀬夜雨『史料維新の逸話——太政官時代』（新人物往来社、1968年〈原題『太政官時代』1929年〉）
 山口県教育会編『吉田松陰全集』第二・九巻（大和書房、1973-74年）
 景岳会編『橋本景岳全集』上・下巻（畝傍書房、1943年）
 佐藤昌介他『渡辺華山 高野長英 佐久間象山 横井小楠 橋本左内〔日本思想大系55〕』（岩波書店、1971年）
 石井紫郎・水林彪編『法と秩序〔日本近代思想大系7〕』（岩波書店、1992年）
 『明治文化全集』第十三巻法律篇（日本評論新社、1957年改版〈初版1929年、第八巻〉）
 河竹登志夫他監修『名作歌舞伎全集』第12巻（東京創元社、1970年）
 河竹系女補修・河竹繁俊校訂編纂『黙阿弥全集』第15巻（春陽堂、1925年）

その内阿の所ありて記する如く
その大討とおんすよと程の二層一
ち船屋多たの程をよとてしつた
地層も昔たの程ありて記すよとて
大のうんをよとてしつたよとて
はよとてしつたよとてしつたよとて
大とんくの船屋多たの程をよとてしつたよとて
大とんくの船屋多たの程をよとてしつたよとて
大とんくの船屋多たの程をよとてしつたよとて

五ウ

おととておととておととておととて
おととておととておととておととて
おととておととておととておととて
おととておととておととておととて
おととておととておととておととて
おととておととておととておととて
おととておととておととておととて
おととておととておととておととて

六オ

おととておととておととておととて
おととておととておととておととて
おととておととておととておととて
おととておととておととておととて
おととておととておととておととて
おととておととておととておととて
おととておととておととておととて
おととておととておととておととて

六ウ

おととておととておととておととて
おととておととておととておととて
おととておととておととておととて
おととておととておととておととて
おととておととておととておととて
おととておととておととておととて
おととておととておととておととて
おととておととておととておととて

七オ

ふりて一ノを解く付士の奴隷よりして
一ノを解くは松とを白くは解くは松とを
解くは松とを白くは解くは松とを
解くは松とを白くは解くは松とを
解くは松とを白くは解くは松とを
解くは松とを白くは解くは松とを
解くは松とを白くは解くは松とを
解くは松とを白くは解くは松とを
解くは松とを白くは解くは松とを
解くは松とを白くは解くは松とを

三ウ

○まじりてやる昔人の物にはなほよりのあり
まじりてやる昔人の物にはなほよりのあり
まじりてやる昔人の物にはなほよりのあり
まじりてやる昔人の物にはなほよりのあり
まじりてやる昔人の物にはなほよりのあり
まじりてやる昔人の物にはなほよりのあり
まじりてやる昔人の物にはなほよりのあり
まじりてやる昔人の物にはなほよりのあり
まじりてやる昔人の物にはなほよりのあり
まじりてやる昔人の物にはなほよりのあり

四オ

あまてやるといふはあまてやるといふは
あまてやるといふはあまてやるといふは
あまてやるといふはあまてやるといふは
あまてやるといふはあまてやるといふは
あまてやるといふはあまてやるといふは
あまてやるといふはあまてやるといふは
あまてやるといふはあまてやるといふは
あまてやるといふはあまてやるといふは
あまてやるといふはあまてやるといふは
あまてやるといふはあまてやるといふは

四ウ

○同じものほふつもの水大に力を蓄めて
同じものほふつもの水大に力を蓄めて
同じものほふつもの水大に力を蓄めて
同じものほふつもの水大に力を蓄めて
同じものほふつもの水大に力を蓄めて
同じものほふつもの水大に力を蓄めて
同じものほふつもの水大に力を蓄めて
同じものほふつもの水大に力を蓄めて
同じものほふつもの水大に力を蓄めて
同じものほふつもの水大に力を蓄めて

五オ

○予も山の御ふも一廿七八月のに
○予も山の御ふも一廿七八月のに



此の山に於ては古に伝へたる
此の山に於ては古に伝へたる
此の山に於ては古に伝へたる

二才

一ウ

予は山に於ては古に伝へたる
予は山に於ては古に伝へたる
予は山に於ては古に伝へたる

予は山に於ては古に伝へたる
予は山に於ては古に伝へたる
予は山に於ては古に伝へたる

三才

二ウ

る事なりし。予も幼年の頃は此戯を好みたれど、其後は更になさざりしに、往年浪華にて天保山に遊し船中、平塚飄齋と此戯をなしたるに、飄齋も頗る能して予がおよぶ所に（四十一才）あらず。此時も敗せしかど、また此男は平塚に比しては天淵の違ひなしかば、怪しみて問しに、傍にあるもの皆いふ、「この男の強きは理り、宗桂の子にて六段の将棋なり」といひし。「もし碁を望み給ふならば、碁も初段の者此中に有」といひしかど、予、囲碁を知らざればせざりき。

〔注〕○平塚飄齋 文人として名高い幕臣、平塚茂喬のこと。京都町奉行東組与力。南朝正統論者であった。『山陵志』『聖蹟図志』『牧民心鑑解』等の著述あり。明治八年没八十四歳。その風貌は延世の『唱義聞見録』に描かれており、それによれば本話の天保山遊覧は、二人が大坂の旅亭で偶然同宿して出会った翌日、嘉永三年（一八五〇）三月十五日のこと。○宗桂 江戸時代の将棋の家元である大橋宗桂。本話の宗桂は十一代宗桂（明治九年没、享年不詳）か。

〔参考〕『東行日記』十月二十八日条にはほ同話を記し、末に「又聞に、此賊、死刑に処せらるゝ者なりといひし」とあり。

〔五十二〕 牢名主等と風雅の問答

この獄の魁なる者と亜魁なる年老たる者と、予に「三鳥といふ事と諫鼓鶏といふ事は、いかなる鳥を申にや」と問ひ（四十一ウ）しかば、所に似つかざる事とをかしくおもひ、古今集の三鳥の事をあら／＼解聞せ、諫鼓鶏といふ事も斯る事といひしかば、大に感じ、亜魁のいふには、「諫鼓苔蒸といふことはいかに」と問ひしかば、「諫鼓苔むして鳥驚かずとて、上に明君あれば諫の鼓をうたざる故の事なり」と答へし。

〔注〕○魁 ↓〔二十九〕○亜魁 副牢名主。隠居と称した。○三鳥 古今集中にある難解な三種の鳥名のこと。通常は喚子鳥・百千鳥・稲負鳥（異説あり）。古今伝授の秘事の一つ。○諫鼓鶏 諫鼓は中国古代の聖帝堯が諫言しようとする民に打たせるために、門外に設けた太鼓。「諫鼓苔むして（深くして）鳥驚かず」

は名君が善政を行う治世のととえて、太鼓の上に鶏を止まらせた諫鼓鶏の作り物が祭礼の山車等に飾られた。

〔奥書〕

これに漏たる奇話もあまたあれど、或ははゞかり、或は東行日記に記したれば、こゝには省けるなり。（四十二才）万延元年庚申の神無月の末より筆を起し、霜月の初に記し畢りぬ。

〔注〕○万延元年 一八六〇年。延世は出獄後、安政六年（一八五九）十一月二十一日に松坂に隣接する津藩領松名瀬村（現・松阪市松名瀬町）に帰着した（和歌山藩領構いで松坂の自宅に戻れなかつたため）。その約一年後に本書が書かれた。

三年版「当時現在広益諸家人名録」。親の二世石龍子は、名相学、号中岳。著書多数あり。天保五年没五十余歳（『森銚三著作集統編』三、四八三頁）。○寛齋様 二条家の落胤と言われる人物。伝不詳。のち文久三年（一八六三）七月

二十七日、寛齋夫婦は紫野大徳寺北紫竹で暗殺される（『七年史』）。○伝馬町の柳： 伝馬町牢屋内にあった処刑場のこと。○三条家の大夫 後に出る丹羽豊州のこと。○三条西殿 公家の三条西季知。安政二年（一八五五）の例幣使として日光東照宮御大祭に奉幣している。急進的な尊攘派で七卿落の一人。

○丹羽豊州 三条家の諸大夫、丹羽豊前守正庸。尊攘派と交わり国事に奔走、安政の大獄で中追放に処せられた。明治十五年没六十一歳

〔参考〕『東行日記』十月二十八日条、「今日をかしかりしは、土間歩行中、修験の賊、傍に出て虱を取居たり。予に云に、「此所より浅草の堂も見え、吉原も見え候、先吉原を見ナサイ升セ」といふ。「いかに」と問ふに、斯々と教に任せ、此大溜と奥溜との間、三尺余り板張にて戸メたる所あり。「是は出火の節、溜切明け、獄中の者を逃す為の道也」と云。此傍らの内格子へ足より五尺斗登り、戸メたる三尺余りの戸の透間より、溜後ろの方を向て其道より覗くに、如何にも吉原と思敷田の中に人家有。二階造りにて高く建たる家、間近く見えたり。斯獄中より花柳巷を見るといふ事は、甚奇なりと思へり。其俣ふり向き見れば、外格子の上に浅草の堂、是も見えたれど屋根のみなりき」。

〔四十八〕 明楽隅州、隠密で入牢

或時の話に、この浅草の獄に明楽隅州、隠密にて罪人に成りて入りたる事あり。其時は知る者更になかりしかど、後知れたりきとなむ。

〔注〕○明楽隅州 幕臣、明楽大隅守茂正か。広敷用人・西丸広敷用人・禁裏附・京都町奉行・小普請奉行・普請奉行等を歴任し、嘉永六年（一八五三）六月没。文政十年（一八二七）まで両御番格御庭番を勤めているが、本話はその頃のことか。あるいは安政六年（一八五九）十月まで両御番格御庭番を勤めた、養嗣子の八郎右衛門か。

〔四十九〕 江戸三年寄の下獄

近き頃、江戸の三年寄なるもの、罪ありて獄に下りし事ありと。其時は氷砂糖・饅頭などを樽に詰メ、取入れしとなり。獄中奢侈、此時を盛なりとせりと語りぬ。

〔注〕○江戸の三年寄 町年寄を世襲した奈良屋・樽屋・喜多村の三家のこと。この一件不詳。

〔五十〕 牢の火事と切り放し

近年、此獄中より火起りしに、明放んとて番人等走寄しかど、煙に咽んで錠を開く事能はずして、（三十九ウ）終に獄中の者七八拾人残焼死し、隣牢も焼して建替りしに、その後また柱より火起りしを打消し、其柱の焼痕銅にて包有しを予に示したり。「かゝる火のなき処より奇火起りしは、怪しき事なれど折々有ル事」とぞ語りける。予はこれを聞て気味悪しかりしかど、獄中の者は、近辺失火によりて正に火此所におよばむとする時は、開ケ放して罪人を放ち、三日の中に（四十オ）立帰り来る者は、その罪、本罪より一等を減ぜらるゝ事故、焼失を希ふ如くに見えたり。今ある所の魁（所謂牢名主なり）は、三度火事に逢て放たれ立帰り、大に罪を減じたりといへり。この放つ事を「切り放し」といふとぞ。

〔注〕○近年、此獄中より火… 嘉永元年（一八四八）十月二十四日晝、大溜より出火して囚人が残らず焼死した（『資料浅草彈左衛門』）。

〔五十二〕 獄中の将棋の名手

予、此獄にある時、一日魁等予を慰むため将棋を勧む。その敵手を入込みの中より出せり。年の頃三十未満にして、瘦衰へ色青ざめ、さながら幽霊の如き（四十ウ）男出来たり。盤に対するに、予、頓ち敗せり。また二番をさすに、此男奇々妙々の手を出し、予がコマ更に進む事を得ず、守んとすれば頓ち崩れ、進み討んとすれば頓ち敗る。手段屈して実に如何ともすべからざ

いふ口入師・山師なるものにて、賤しき者のよしなりしに、さまざまして金を蓄へしより、諸侯の勝手向の事に掛り、(三十六ウ) あちこちにて仕損じ、終に跡部山州に取入、近比三拾人扶持与力上席潤沢掛りといふものにて、府下の米穀取締をする役になりしを、昨年に至り奸曲露発して召捕になり、獄に下り吟味の節、石谷因州掛りにて詰問ありしに、一々にこれを答へ、中々屈せぬ事にて有しに、獄中手鎖の俣病死せり。然るを其手鎖の俣にて取捨になりしとぞ。

(注) ○鈴木藤吉 森鷗外の同名の小説に伝記が描かれる鈴木藤吉郎のこと。下野国都賀郡深岩村の百姓の子。一橋家書院番頭鈴木家の養子となる。浪人後、水戸家に抱えられ蔵奉行勝手内用向勤方となり、安政四年(一八五七)北町奉行跡部甲斐守良弼により町奉行所御用間手附(新規三十人扶持、与力上席)に召出され、御国益御主法諸色潤沢掛の役儀を受けた。翌五年五月、町奉行が石谷因幡守穆清に交代後罷免され、七月に米売買をめぐる不正の廉で奉行所より召還され、翌六年五月に牢死する。五十九歳。○口入師 くにゅうし。金品の周旋仲介をして手数料を得る者。○跡部山州 幕臣、跡部山城守良弼。大坂東町奉行の時、米不足の中、大坂の米を江戸へ廻したために大塩の乱が起る。その後、大目付勘定奉行・江戸町奉行等を歴任。明治元年没。○石谷因州 幕臣、石谷因幡守穆清。安政五年五月、跡部山城守をついで江戸北町奉行となり、安政の大獄に際し、厳罰主義を主張して厳しい断罪を行った。文久二年(一八六二)一橋家家老に転じ、西丸留守居となるが、同年十一月安政大獄の処置を咎められて免職となる。

〔四十七〕獄中の修験者と三条家猶子寛齋様

この獄者の中に歳五十ばかりなる修験あり。十一月二日、予、対ひて「身の上の易をたて、参ら(三十七オ)せん」といふに任せ、いかなる事を為スやらむと思ひしに、この修験、柱に掛たる筮の短き如き物の片端を束ネたる物を取り出し、押もみて卦をたてたり。これは紙稔にて筮をこしらへたるなり。今は忘れたれど、何の卦か出たるまゝ、判断していふ所甚詳かにて、「明日

は必ず免れ出給ふべし。然ども黄白の事に累ありて、四五日滞留し、心を勞する事あるべし。其外に事なく、帰国あるべし」といへり。これより易の事、かにかくいひたりしに、渠のいふ所も甚委しく、易は大方(三十七ウ)暗記せるが如し。又いふに、「われは修験の時、盛に売トを致したれば、判断に於ては頗る自得せり。売トの判断は一種の物にて、真に易を論ずる事にては却てあはぬものなり」。予、前に記す山口千枝の事を思ひ出しければ、「今府下にて誰が卜者上手なりや」と問ひしに、「第一は根岸の青雲堂なれど、これは今なし。第二に浅草の山口千枝、これは墨色に尤妙を得たり。第三に芝神明前白龍子なり。これは親の赤龍子なるものは上手なりしかども、今のは(三十八オ)劣れり。先、此三人にて其他は論に足らず」といへり。又この修験者の話に、「我斯クなりしは、師匠の金八千金を遣ひ捨し事あるによつてなり。盛なりし時は奈良の寛齋様の御子息を世話し置たる事もあり」といひしかば、予、驚き、「其寛齋様は二条左府公の公達にて、三条前内府公の御猶子として南都へ入らせたる方なり。其公達数多あり。其内なりしか」と云しに、「然なり」といへり。此修験は春になると出るといひしかば、予、「夫は善事なり」といへるに、「然にあらず。伝馬町の(三十八ウ)柳の許へ出るなり」といひしかば、予、気味悪くなりて止みぬ。予、つくづく思ふに、寛齋様の公達の事は三条家の大夫に聞たる事あり。一人は京にいまして無頼の人なり。又或近キ年、三条西殿、日光へ勅使の時、日光街道信州にて、旅館へ殊の外巾広キ肩衣を着て、惣髪の人来り、西殿に面会せん事を乞ひ、寛齋殿の子と称せり。西殿も大に困られ、さまざま申されしかどきかず、京へ連て行呉と頼れ、不得止、連帰られし事ありとぞ。こは丹(三十九オ)羽豊州の物語なり。彼修験の方に居られしもこれ等の人なるべし。

(注) ○黄白 カネのこと。○山口千枝 ↓(八) ○青雲堂 根岸在住の占卜家、西

谷主膳。天保十三年(一八四二)版『当時現在広益諸家人名録に「(地理風水) 観空(名広愛) 字著柳(一)号青雲堂」(根岸) 西谷主膳」とある。○白龍子 占卜家、三世石龍子のことか。号松齋、名相繁、字伯節。芝三島町住(天保十

が東行を送りし人、帰路道中にて吉田を長州より護送して下りしに逢しといふ。今年歳三十なりし」。

〔四十三〕小網町名主伊十郎の下獄

十月の末、予、浅草の獄に有し時、獄中にある者の話に、「隣獄にある小網町名主伊十郎といふ者、手鎖を（三十四ウ）入られたる俣あり」といへり。これ此度の事件に関係し、十月七日裁許有し者なれば、「いかなる事にて此獄に下りし事や」と問しかば、委しく語りしに、伊十郎は水府御出入の者にて、上方の筋杯へ文通し形勢を探り、これを水藩に告げし様の事にて、昨年この獄起りかゝりしより出奔したりしを、箱館にて召捕られしなりとぞ。溜にて手鎖といふ裁許を受けて、こゝに有事なり。日数経て放たる、者なり。斯軽く済べからざる者なれど、伊十郎の伯母とかいへる者、彦（三十五才）根の邸に勤め有りしかば、其ちなみにて斯くなりしと語りき。

〔注〕○十月の末 『東行日記』十月二十八日条に「此溜に小網町名主義（伊の誤）十郎と云者、今度の一件にて先頃裁許相成、溜入、手鎖に成しよし、今日獄中にて聞たれば、如何と中を伺ひ見しに、蒲団覆り臥したる様子なりし」。○小網町名主伊十郎 江戸小網町二丁目（現・中央区日本橋小網町）の名主。安政の大獄で捕縛、手鎖三十日の処分となったが、病身であったため溜送りととなった。

〔四十四〕黒沢ときのこと

同じ獄中の話に、ときといえる女、是も隣の空獄に女二人斗り有し。ときといえる女は、始伝馬町の女獄に有けるに、病にて此処に移され暫有しとぞ。是も此度の事件に関係せるものにて、十月廿七日に中追放の刑を受けて放逐せられたり。此女は予もたび／＼評定所にて見しなり。水戸領の者にて、手跡・和歌の指南、沢村里恭と名乗たるなり。

〔注〕○とき 黒沢ときのこと。号李恭。当時五十四歳。常陸国東茨城郡岩船村錫高

野（現・城里町）の人。国学・和歌に長じ、生家で塾を開いた。安政五年（一八五八）水戸斉昭の雪冤をはかり、翌年江戸より京に上り、学習院掛座田維貞を通して東坊城家に長歌一篇を献じ免罪を訴えようとしたが、帰路捕縛され、中追放に処せられた。『東行日記』十月二十七日条に「ときは東坊城殿家来へ文通、江戸表の形勢を送り、其上、不容易義を歌に詠込候段、不届に付、中追放被申付たり」。明治二十三年没八十五歳。

〔四十五〕奥州伊達郡八郎のこと

同じ獄にある者、過し比まで伝馬町の獄に（三十五ウ）ありて親しく聞たるよし、奥州伊達郡八郎は郷士の如き者にて、八郎の妻と水戸の太宰清左衛門妾と兄弟なり。此度の獄起し時、清左衛門出奔して妾捕られし時、書付の類ひ取上になりし中に、八郎より清左衛門に送りたる書翰出たり。其状に、「其許は明君に仕へ、羨敷幸いなり」「幕府の有司は賄賂に耽り」云云杯といふ文言有り。大に水藩を称誉し、幕府を誇れり。夫すら有に、先に江戸の見附などへ張札をして、（三十六才）幕府の有司、賄賂に耽るの非法を書し者ありしに、其手跡と今度出たる八郎の状と甚相似たりしかば、累に罹りしとぞ。八郎、獄中にて自ら斯役人を誇りたる事なれば、必ず斬らるべしといひ居たりしとぞ。然るに遠嶋に処せられけり。

〔注〕○奥州伊達郡八郎 菅野八郎のこと。奥州伊達郡金原田村（現・福島県保原町）の百姓。当時五十歳。安政の大獄で八丈島に遠島となる。その後、慶応二年（一八六六）、信夫・伊達両郡で起こった「世直し一揆」の指導者となる。明治二十一年没七十九歳。○太宰清左衛門 清右衛門の誤り。菅野八郎と同郷の商人で、水戸藩士となる。安政の大獄の追究は逃れ、後に元治元年（一八六四）天狗党の乱で自刃する。三十六歳。

〔四十六〕鈴木藤吉のこと

或時の話に、近頃立身して頓ち又罪せられたる鈴木藤吉の事を聞き。世に

の方は、当大樹公の御跡相続なれば、此方先といふて果ざれば、終に台命を伺ひ決する事となりければ、其間、両公も立給ふ俣にて、命を待れしに、両家の御目付より伺ひに（三十三ウ）なりし所、紀伊殿は上様の御跡相続なれば、官位に不拘、御先たるべしと命ありければ、其通りにて退出なりし事とぞ。此頃、尾公中納言に任せられ給ひ、近き程に御初入のよしなり。斯る争ひもありし事なれば、こたびは尾州公ばかり、納言に進められし事かと語りたり。

〔注〕○昨午年『南紀徳川史』三、安政五年（一八五八）の条に、「一、八月朔日御座順之儀被仰出／徳川撰津守様ト（尾州様ナリ）御座順之儀、公方様思召被為在、御相続順ト被仰出／御三家御席順之儀ハ従来御先官ニ被為依候御例之処、此度被仰出ニヨリ御当家・尾州様ト申御順ニ相成リタルナリ」。○尾公 十五代徳川茂徳。嘉永三年（一八五〇）襲封。安政五年には従四位下撰津守兼左近権少将、二十八歳。○紀公 十四代徳川茂承。安政五年六月襲封、十五歳。○尾公中納言に： 安政六年九月、任権中納言。徳川茂承は同年十二月任中納言。

〔四十二〕 勝麟太郎と佐久間修理

森川鞆斎、物語の序にいひけるは、勝麟太郎は森川の近隣にて、予が事を問ひしとぞ。予も亦、勝の事を問たるに、「勝の妹は（三十四オ）信州松本藩佐久間修理の妻なり」といへり。「然らば佐久間の事も知らるべし」と問しかば、「然り。彼、先年吉田寅次郎の事ありし時より松本に蟄居し、妻妾ともに同居にて、広キ屋敷に住ひ、今にては弟子に業を授け、くらし居るなり。此人先年斯クなりしは不幸中の幸なり。今迄無事にあらば、必ず今度の事件に關係して、君杯の如く累に罹る必然なり」といへり。

〔注〕○森川鞆斎 ↓〔七〕○勝麟太郎 勝海舟のこと。幕臣。当時三十七歳。この安政六年（一八五九）正月、長崎より江戸に帰り、軍艦操練所教授方頭取となる。赤坂水川下に住んだ。○佐久間修理 佐久間象山のこと。松代藩士。弘化四年（一八四七）江戸木挽町に塾を開き、砲術を教える。門下に勝海舟・吉田

松陰・加藤弘之等がいた。嘉永五年（一八五二）勝海舟の妹順子を娶る。安政元年四月、吉田松陰に密航を懲らした廉で幕府に捕えられ、九月に松代で蟄居となっていた。その後、文久二年（一八六二）赦免されるが、元治元年（一八六四）七月十一日に三条木屋町筋で尊攘派に斬殺される。○吉田寅次郎 吉田松陰のこと。長門萩藩士。安政元年三月、下田において米艦ポーハタン号に上り密航を懇請したが失敗、自首して江戸の獄舎に投ぜられた。同年九月自藩幽閉の処分となり、萩の野山獄に収容された。翌二年十二月、病氣保養を理由に実家杉家に預けられ、松下村塾で教育に従事した。同五年十二月、再び野山獄へ収監され、翌六年五月江戸へ護送、十月二十七評定所より死罪を言い渡され即日処刑された。享年三十。

〔参考〕『東行日記』十月二十七日条、「暫して申渡しの声聞ゆ。伯耆守殿也。餘程長く申渡し、段々声高に相成、極大声にて、「公義も不憚、不屈の至、死罪申付る」と聞こゆるや否、白洲騒敷して、老人の召人を、上を取、下袴斗にし、腕を取り、三四人して切戸口より押出し来る。誠に荒々敷氣息にて出たり。直に飯牢に押入れ、為立ながら急速に本繩後ろ手に縛る。是を見れば寅次郎也。老人の同心、寅次郎にいふ。「御覚悟は宣ウゴザリ升スカ」と、寅次郎答に「素より覚悟ノ事デゴザリ升ス、各方にも段々御世話に相成升タ」と申や否、直に押出し、彼駕に押込、戸をメると直様、彼同心大勢取巻、飛が如くに出行たり。跡に残りたる同心老兩人、予が駕の側にて申には、「ア、惜しき者なれど、是非もなき事」と歎息せり。吉田も斯く死刑に被処べきとは思はざりしか、彼縛る時、誠に氣息荒く、切齒口角泡を出す如く、実に無念の顔色也し。予が駕と飯牢と隔つ事六尺斗、吉田の駕は其間に置たれば、巨細に見る事を得たり。予、思へらく吉田の為人、去る嘉永癸丑秋、長崎へ罷越候節、予が師家足代翁を訪ひたり。往年も一度来訪し、今度は再遊なり。其時の話に、「外夷の義に付、国家の為に非常の功を心懸け候に付、此度は永決に罷出候」と申、長崎へ罷越し候。其後果して翌安政寅年、下田滞泊の夷船へ乗込の奇策に及びし事、師翁賞嘆して語れしかど、予其人を知らざりしに、此度度々見る事を得たりしに、今日辞命の時、間近くこれを見て、心中実に悲動、長大息に堪ざる事なりし。其人、短小の男子にて、背かゞみ、容貌醜、色黒く高鼻、痘痕あり。言語爽かにして、其形状は至て穩に見えたり。寅年後、蟄居せし故か、此時は惣髪になれり。後聞、予

なむ。但し、この白状せざるものは張本の者にあらず、彼頼まれたる二人の内なりとぞ。白状したる二人の者は、若山にて火刑せられたり。

(注) ○御用部屋の金を…この事件のこと、未詳。

〔三十七〕 鳥屋殺害事件

これも先年の事なりし。紀州にて或百姓の家へ他国の鳥屋来て泊りしに、金八拾兩持たり。夫を百姓某見て欲心起り、妻と相談して鳥屋を絞メ殺し、金を奪ひ死骸を縁の下へ埋メ置たるに、日を(経て)(三十ウ)臭気甚しく有しより、人怪しみ露顕しければ、夫婦出奔、江戸に來りけり。紀州より公辺へ御頼有りければ、非人に申付られ行方捜させられしに、三日の内に見出し召捕、此青山の揚りやに入られけり。然るに夫妻、揚りやの間を三四間も隔、入れ置れし処、釜や中間、其婦に懸恋し、透を見ては揚りやの前に到り、飲食を贈りさまざまの臭態ありしとぞ。終に男は死刑に処られしに、女は免れて後、紀三井寺のあたりなる何某の妻になりたるとぞ。(三十一オ)

(注) ○紀州にて…この事件のこと、未詳。

〔三十八〕 江戸の獣肉食

或時の話に、府下は獣肉を喰ふ事多く、肉店にて猪鹿牛肉は常の事にて、近比は豚肉を喰ふ事甚流行りけるに、此二三年は赤狗に及び、これを賞翫する故、今は府下に赤狗少くなれり。是蛮夷の市人横行する故、自らその風に染みたるなりと語りけり。

〔三十九〕 夷人と獣肉

此頃は夷人に牛を売る事多く、これ価よき故なり。そのうへ夷人に雇れ牛を殺し皮を剥ぐ者ありとぞ。これも金を得るが為なり(三十一ウ)禽獸に等しき外夷に使令せられ、斯る屠者の行ひをなすは、いとかなしむべき事なり。

〔四十〕 江戸の金山寺味噌

ある時、介抱の男、「金山寺味噌はいかに」と問しかば、「夫はよからむ」と答へしに、一夕菜につけ來り、これを嘗メ見るに、名は金山寺なれど、その味ヒ甘く酸く、いやらしさ譬へがたく覺へ、一口にて喰はざりしに、其夜番人伝藏來りし故、此事を問て、「大坂又勢州・紀州などにある金山寺とは雲泥の違ひなり」といひしかば、伝藏、顔をしかめて、「申たらば、さぞ(三十二オ)穢くこそ思ひ給ふらめ、我等さへ一口も食へぬ物なり」といへるに、予強てこれを問へば、伝藏いひけるは、「大坂・いせ又紀州杯のは、真に上製の物にて価も貴し。これは火事場にて焼残りたる大根茄子漬の類ひを、非人ども拾ひ集め、金山寺屋に持來り売なり。これをさざみて桶に入、水に漬置事数日にて虫のわくに至るを、其俣取出し、鍋にて麦豆とともに砂糖蜜にて焚、一日に製して翌日売り出るなり。江戸の金山寺の製法(三十二ウ)大體此通りなり。食へ給ふや否」といふ。これを聞て胸悪敷、吐却もせまほしく覺たり。明るあした、二度金山寺を持來れり。これを見てだにうるさく、「重ねては嫌なり」とて、喰はざりし。其後煮豆を附來り、是も始は二度食へしかど、彼味噌の事を聞てより気味悪敷、尋ねしに、果して金山寺味噌屋の売に來たると聞て、是も食ふ事を得ざりし。

(注) ○金山寺味噌 炒った大豆・大麦麴に塩を加えて仕込んだ桶に、茄子・白瓜などを刻み入れて熟成させた嘗め味噌。一方で本話にあるような恐ろしい金山寺味噌もあった。なお、落語「黄金餅」の主人公の金兵衛は、こちらの方の金山寺味噌屋である。○伝藏 ↓〔四〕

〔四十一〕 両公の争い

或時の話に、昨午年のことなりしに、(三十三オ)紀尾の両公、初て御登城の時、空輿を置所の場所、上下を争ひ、其日御退出の時、御玄関先まで両公連行の所、乗輿の時に至り、上座より先へ乗給ふ事なれば、前後の論起れり。両家の家老、さまざまに論じ、尾公の方は官位あり、此方先と申。紀公

／＼ 後日、辻五左衛門参り候に付、書物借覧の目録尋候に付、経書、其外「伝習録」等申立見候得共、「上の御書物は穢れ候所故、御下げに不相成、書林貸本には右様の本無之、不都合故、一旦買入の上、御下げに相成、不用の後、売払候様、取扱申立候か」と申事に有之候得共、餘り十分の義故、其段は御断り申上候て、貸本名所図会の類、借り入候事也。尤、「論語」壹部、奥揚り屋に有之、堤源二郎と申人、所持有之候を借り置候故、此「論語」壹部を昼夜熟読せし事なり。

〔三十四〕獄中の詠歌

ある時、森川鞆斎来り談話したるに、詩歌の事に及びしかば、予がこたび詠ずる所の歌を聞かばやといひしまゝ、よめる中にて、

菊川にて

かかりけむ昔しのべば菊川の

いはまにむせぶ水の声かな

病おもくなりける時

あはれ今よみぢの闇やたどるべき

あかき心もあかし得ずして

赤坂にある時

夏ながらひとやのうちにさす月は

わがためにふる霜かとぞみる（二十八ウ）

草木にもおける夕の露みれば

枕の外も秋や来ぬらむ

なむど、ひとつふたつ書つけて帰りぬ。

〔注〕○森川鞆斎 ↓〔七〕○菊川 東海道日坂と金谷との間。○赤坂 ↓〔十四〕

〔三十五〕紀州熊野木ノ本の一揆

ある時の話に、近年の事なり、紀州熊野木ノ本に一揆起りしは、人の知る所にして、御館の御領と新宮領と入替の事より起りしなり。其事に関係し

たる木ノ本の大庄屋式人、此青山の揚りやに入られたりし事有とぞ。其訳は、木ノ下は館の御領にて有しを、新宮領に替られむと有しとき、此大庄屋等、百姓とともにこれを拒み、（二十九オ）終に一揆となりし後、如何しけむ、大庄屋変心しければ、百姓その宅を打毀ちたり。大庄屋は若山に出て居たりしを、江戸へ召下しになりしとぞ。半年餘りも居たる内に、たゞ一度呼出され、尋ねられしのみにて、又船牢にて若山に送られ、今に捕れ有とぞ。

〔注〕○紀州熊野木ノ本 現・熊野市木本町。新宮城主水野忠央の願いにより、安

政二年（一八五五）、有田郡・日高郡内の新宮藩領を本藩（和歌山藩）領とし、木ノ本浦等二十七か村が新宮藩領に編入される村替えが行われたところ、二十七八か村の村民が本藩領にとどまることを要求して騒動となる。結局安政四年七月に村替えは据置かれることとなった。この件を記したのは、井伊と結託した水野への反感がある。↓〔十四・十五〕○大庄屋 地士で元大庄屋の浜地善之丞と胡乱者改の前川五兵衛の兩名か。当初村替え反対を力説していたが、のち賛成派に翻り、村民に恨まれ居宅を破壊された（『紀伊南牟婁郡誌』）。安政三年四月和歌山に呼び出され、八月に家財闕所、揚屋入りを命ぜられ、その後、安政四年五月頃、江戸へ呼び出され取調を受けている（『熊野市史』）。

〔三十六〕御用部屋の付け火事件

ある時の話に、四五年以前の事のよし、御中間に御用部屋の金を盗まむと巧みしもの、風与御門外にて外の御中間二人に出逢、酒店に伴ひ同意致させ、或夜御用部屋へ火鉢へ油紙（二十九ウ）やうの物にて火を仕懸たるに、燃上りしかども打消し、事とならざりし。其時油紙の反古に文字見え、夫よりあらぬ人引合にて、いろ／＼吟味せられしかども知れざりし所、一とせも経て後、いさ、かの品物紛失の事にて、御中間を一々呼出し尋ねられし処、彼二人同意の者、此尋を付火の事と思ひ、尋もなきに口ばしりしにより、役人も大に驚き、夫より発覚して三人ともに召捕られたり。吟味有しに、二人は残らず白状したれど、一人は終にいはず、拷問（三十オ）厳敷、背を断ち油を流し、両足は石を置れて糜爛して骨出たれど、白状に不及。終責殺れたりと

(注) ○野荒し 田畑の作物を盗むこと。

〔三十二〕 獄中の密通

或時の話に、伝吉語りけるは、若山揚りやにて、男女を壱人ヅ、並びたる二夕間に入置たるに、こはさしたる罪にてもなく、金の出入の事なりし故、番人も深く心をも附ざりしに、(二十六才) いかゞしけむ、隔の板を穿ち密通しけり。始は番人も知らざりしに、板越しにては情欲十分ならざりけむ、終に板を放し、夜々枕を並べ臥したりしを、番人見附けたり。この女は、容貌も能かりし者なれば、番人等密々心を焦し居りける事なれば、本意を失ひ、此後二人のものへつらく当りしとなむ。

(注) ○伝吉 ↓〔九〕

〔三十二〕 材木屋須原屋手代長七の豪遊

ある時、八助等の語を聞に、去年の事なりしとぞ、紀州須原より江戸に店出したる豪富の須原屋といふ者二軒あり。一軒は茂兵衛といふ書林にて世の知ル処なり。一軒は角兵衛といふて材木を商ふ。其の支配手代長七といふ者予が(二十六才) 居る処の揚りやに居たるよし。此長七の話に聞に、元ト松前産にて、同所に有ル所の角兵衛店へ奉公に入たる者なるに、頗る才ある者として、江戸の店に送り奉公しけるに、次第に用ひられ、終に支配人となり勤しに、店の用にも立程の者なれば、又奢侈もつよく、大膽の奴にて、諸侯の御普請など一手にて引請たる事まゝ有り。安政二年地震にて、吉原不残焼亡しけるととき、玉屋とかいへる娼家の普請を、長七壱人にて建て与へしかば、その謝礼に其家に魁たる娼妓を贈物とし、其他にも亦壱人購得、二人を妾(二十七才) とせり。その前、北廓の大門を三度うたせ、豪拳の遊をしたる者なりとぞ。終に拾五万兩の引負となり、主家より御館へ願ひ、召捕、揚りやへ入れ置れ、内々金子の事を糺されしかど、兎角分らぬ事にて、其内、半月斗座したる俣にて不臥、終に病氣と称し不食、氷砂糖の酒斗飲居たりければ、

願下ゲ、角兵衛方へ渡れしとぞ。陸尺・番人等の話に、此時は諸方より見舞として、長七に菓子・食物を贈る事夥敷、揚りやに山の如く積たりとぞ。

(注) ○八助 ↓〔三〕 ○須原屋茂兵衛 日本橋通二丁目にあった江戸最大の出版書肆。北畠氏。屋号は千鐘房。本宅は紀伊国有田郡栖原村(現湯浅町)にあった。

明治三十七年閉店。延世は書物の取引がかなりあったらしく、出獄後、須原屋茂兵衛の手代仲助に金五十兩の借用を申し入れていたが、断られている。○須原屋角兵衛 紀伊国有田郡栖原村より出た大漁業家で材木屋。場所請負商人として蝦夷地の産物をも取り扱った。近世初期より明治まで十代に及ぶ。和歌山藩の御用達として士分に列し、栖原角兵衛と称した。この手代長七の一件は不詳。○安政二年地震 ↓〔五〕

〔三十三〕 獄中の読書

予が禁錮中、八月の初、書物借覧の事免さる。(二十七才) 見るべき書目を尋ねられたるゆゑ、経書の類を願ひたれど、それは穢れたる場所なれば、御蔵書は下らざれば、書肆の本を借らばやと思ひはかりしかど、然る書は貸本にはせずと申により、買入を願ひ候半むか、と有しかど、夫もあまり心の保なる事なれば、辞して、たゞ書肆よりは名所絵図の如きものを閑を消し、また堤源次郎の持たる袖珍本の論語を初より借置たれば、夫を夜る昼る熟読して、大に益を得たり。読書も斯る時に読は工夫する所、平日に異なり、是は別学問なりし。(二十八才)

(注) ○経書 儒学の基本書、四書五経の類。○名所絵図 近世後期に盛んに刊行された各地の絵入り地誌、名所図会のこと。○堤源次郎 ↓〔二十〕 ○袖珍本 特小本。

(参考) 『東行日記』八月三日条、「一 今日より貸本、為保養借覧、何成とも望みの通り取斗に相成段、則岡取扱差許に相成、其沙汰有。番人に達し書、辻氏より来り候処、書物と食々物と心得、其段、予へ申聞、其上不審にも存じ、岩右衛門、御勘定所へ尋に参りに、辻、書面の字を示し大いに叱り、一同赤面のよし也。

らるゝの七律を吟じ居たるに、番人來り、「何事を誦ひ給うや、経でもなし、歌とも聞えず」と問たりしに、「唐人の詩なり」と答へしに、「その意を聞せ呉ヨ」といひしまゝ、あらゝきかしたりければ、大に感じたるよしにいひ(二十四才)けれど、いかゞ有けむ、覺束なし。

(注) ○保命酒 味醂に種々の生薬を加えた薬酒。備後鞆の名産として名高い。○韓

昌黎 唐の文人で名作家として名高い韓愈のこと。仏法排斥を論じた「論仏骨表」を上奏し、潮州に左遷される。その時の詩が「左遷至藍関示姪孫湘」の七言律詩。「一封朝奏九重天／夕貶潮州路八千／欲為聖明除弊事／肯將衰朽惜殘年／雲橫秦嶺家何在／雪擁藍関馬不前／知汝遠來應有意／好收吾骨瘴江辺」というもの。

(参考)『東行日記』七月十一日条、「今日、八助、保命酒壹壺を携來りて、予に贈れり。時々是を飲て鬱悶を慰し也。是は五左衛門も同席にて予に与へし事なれば、予も番人等に公然として飲事なりき。此後、この一壺の酒、冬迄もありて、終には清酒に變じたり。是は天の賜物にて、いつとなく尽れば満ちたる事にて、実に無尽壺といふべし」。

〔二十九〕 獄中の虱

水無月の末つかたより衣服に虱わき、襟のあたりなどは胡麻などを散したる如くなりしかば、食事のたび、或は見廻りの陸尺來りし時、錠口の外へ出し時々、物語りしながらその虱を取る事問なけれど、猶尽す。肌を搔けば垢とともに爪に挟りて、そのうるさき事はむかたなし。水藩藤田東湖の『回天詩史』にいへる事あり。「余嘗読柳(二十四ウ)宗元文、至於其叙謫居之苦、曰『一搔皮膚、塵垢盈爪』、愛其文之極音而、疑其言之浮実也、今処実地、始信其言之不妄矣」と。また曰「一搔皮膚、則虱亦入爪、不啻子厚所謂塵垢也、古諺云『湯沐具而蟻虱相吊』、余之具湯沐、不知在何日、則蟻虱相慶而樂年豊於禪衣之間也必矣、亦可一笑」と。嗟呼、予もまたこの実地を踏に至れり。後、浅草の獄に下れりしに、その虱の夥敷こといはむかたなく、一(二十五才)

夜臥たるのみにて、翼(翌)日見れば衣服に数百粘^{ツキ}居たり。また、手拭をしばし傍に置いて取揚見たるに、頓ち三四拾這居たり。「さてもくすさまじき虱かな」とつぶやきしかば、獄中の魁、「それほどの事はもの、数にもあらず、かの入込みの罪人等は身動きならざる事ゆゑ、数千万の虱にくひ殺さるる事にこそ」といへる。浅ましき事なりや。(二十五ウ)

(注) ○藤田東湖 水戸藩士で同藩尊攘派の巨頭、藤田東湖。安政元年(一八五四)十月二日の大地震の際に、江戸藩邸で圧死した。○『回天詩史』 弘化元年(一八四四)、江戸藩邸内に幽閉中の東湖が執筆した自叙伝風著作。安政三年跋刊本あり。○余嘗読柳宗元文…「余嘗て柳宗元の文を読み、其の謫居の苦を叙して、「一たび皮膚を搔けば、塵垢爪に盈つ」と曰ふに至つて、其の文の極めて奇なるを愛し、而も其の言の実に浮るを疑ふ。今、実地に処し、始めて其の言の妄ならざるを信ぜり。」「浮実」は事実を書く意。○曰「一搔皮膚…」「曰」は正しくは「因」(藤田東湖全集)一所収『回天詩史』。「一たび皮膚を搔けば、則ち虱も亦爪に入る。畜に子厚(柳宗元)の所謂塵垢のみにあらざるなり。古諺に云ふ、湯沐具りて蟻虱相吊ふと。余の湯沐を具する、何れの日に在るかを知らず。則ち蟻虱相慶して、年の豊なるを禪衣の間に樂むや必せり。亦一笑すべし」。蟻虱はシラミ(蟻はシラミの子)。○浅草の獄 浅草の裏手、吉原に程近い所にあつた病囚用監獄「溜」^{ため}のこと。○魁 カシラ。牢名主のこと。名は安次郎。○入込み 詰牢のこと。『東行日記』に、溜の中で最下等の者の様子を「豊五六量位、志枚疊にて、其の中に座する賊三四拾人。これを詰牢といふ。一疊に八人斗づ、座せり。膝を並べ重り座せる俣にて、少しも動く事を得ず。手足聊かも屈伸する事能はず。終日黙座。便所にゆく時は謹で乞て行。はなはだ謹めるが如し」と記す。

〔三十〕 野荒し、蚊に喰ひ殺される

ある時、話に、紀州にて番人の在所にありし事のよし、夏の頃、野荒しの者あり。村人、棒杭に縛り置、一夜過して朝行て見しに、血流れ其辺り血を吸たる蚊、夥敷落たり。野荒しの者は大に弱り氣息も絶々にて、只「蚊々」ト一二声いひて、其俣死したり。蚊に喰殺さるゝ事もありといへり。

はず。此時、三侯、直に大樹公へ言上有しかば、台命あり、御使を閻老へ出され召されしに、御使、御門を三侯の人数固メたれば、出る事能はず。三侯の人数、三家の切手あらば通すべしといふ故、不得止事、此よしを申て、三家の切手を以、出る事を得たり。於是、閻老に命下り、鹿平を紀家に渡されたり。事畢て三家の人数退去に（二十二才）及べり。此事によつて、掛りの閻老以下、自殺其他罪を蒙る差あり。鹿平は紀州へ送られ死罪と称し、土壇を抜ケ活命せりとぞ。是、その勇壯を賞せられしなるべし。

〔注〕○伝蔵 ↓〔四〕○鹿平騒動 この一件、諸資料に見えず、不詳。

〔二十六〕 浄瑠璃稽古屋の女師匠

或時番人等、「今夜は張に往く」とて、いづくへか往事あり。其翌日は浄瑠璃を真似る者あり、口三味線にて窃に踊る者あり。いかにも怪しく、予これを問たるに、張といふは、江戸歌、又浄瑠璃を教る若き女の、いまだ夫を定めざる者の所に態を習ふと称して、実はこの女を手（二十二ウ）入んと欲し往なりけり。これに集るもの、士あり、中間あり、町人あり。各衣服金銀を投じ、相挑む。その婦、靡くが如く、靡かざるが如く、猶予狐惑の態をなし、その痴情を釣て利を得るなり。然して頗る金を蓄ふるに及んで、其身を託する者を撰むに、男子の美醜に寄らず、中にも痴にして且金を蓄へたる者を悦ぶといへり。此番人の張りに行なる稽古屋に来る第一等の客たるものは、彦根の家士某なり。昨夜も逢たるにいひけるは、此頃、家屋敷要心厳敷、猥りに（二十三才）出がたく、夜は殊更に出る事ならぬを、辛くして抜来れりと語る事たびくとなりと。予、これを聞て其邸の怠情なる風を知るに足れりと思へり。

〔注〕○江戸歌… 江戸歌は常磐津・清元などの江戸浄瑠璃、浄瑠璃は義太夫節。

稽古屋の女師匠をめぐる色模様は、落語「猫の忠信」に描かれる。○彦根の家士 この辺りの記述も彦根藩主井伊直弼への反感が背景にある。

〔参考〕『東行日記』六月十四日条、「此場所（表の揚り屋）へ移り候後、時々夜分浄

瑠璃を内々番人枕上にて語り、誠自得の様子にて、或は申合せ己が部屋にても語り候義も有之。殊更悲嘆の事共、或は不堪聞刑戮等の事共を、一向無貪着語り候には殆困り、何卒左様の義は止め呉候様申聞候義も有之。然ども、矢張同様の事故、終には耳穴へ紙を込み、不聞様致し候事、稽と相成候と、まだ其上一段困却せしは、夜陰枕上にて、二三人づ、西国順礼歌長々相唱、或は茶碗を打杯、如何にも叶ひがたき事のみ有之。

〔二十七〕 閻魔の眼を抜く

或時、陸尺話に、此間新宿へ用事有、参りし処、同所の閻魔堂にある閻魔王の像は、江戸第一の大像にて、眼は水晶にて入たるが、先日之事なり、一夜、賊這入て、両眼を抜取去れり。閻魔の眼さへ抜ク時節なりと笑ひしが、予、世俗の利に射るに突き者をさして、生キ馬の眼を抜といふ（二十三ウ）なれど、閻魔の眼を抜に至るは恐るべき世の状なりと予も一笑せり。

〔注〕○閻魔堂 『藤岡屋日記』弘化四年（一八四七）の条に「○三月六日夜／四ツ谷内藤新宿浄土宗大宗寺閻魔王の目の玉を盗賊抜取候次第／右之一件大評判二相成、江戸中絵双紙やへ右閻魔の一枚絵出候、其文二日、／四ツ谷新宿大宗寺閻魔王ハ運慶作也、御丈一丈六尺、目之玉ハ八寸之水晶也、これを盗ミ取んと、当三月六日夜、盗賊忍び入、目玉を操抜んとせしニ、忽ち御目より光明をはなしける故ニ盗人氣絶なし、片目を操抜持候ま、倒レ伏たり、此者ハ親の目を抜、主人の目をぬき、刺地獄の大王の目をぬかんとせしニ、目前の御罰を蒙りしを、世の人は二こりて主親の目をぬすむ事を謹しミ玉へと、教の端二もなれかしとひるむるにこそ」以下の詳細な記述があり、この事件が江戸中の大評判となったことがわかる。なお、この閻魔王は新宿の大宗寺に現存する。○生キ馬の眼を抜く 利を得るのに素早いさま。「生キ馬の目をくじる」とも。西鶴『世間胸算用』巻五の三に「仏の目を抜く事も成がたし」。

〔二十八〕 韓昌黎の七律を吟ず

一日、保命酒を一二盞かたむけ、鬱悶を遣らむ為に、韓昌黎が潮州に貶せ

ずなりぬとぞ。また、御徒目附が勤人、妻を（十八才）むかへ置て、程なく勤番に來りしに、其後、妻死してより、彼士、夜となく昼となく常に妻とともに住る如く、食事二人りの膳を居へしめ、夜杯は寝物語りする声聞へ、昼にても妻に物いふ如き事、常なりしかば、朋輩、乱心として昼夜番に來りしに、其士、斯睦じき夫妻の中を隔つとて怒る事甚しく、番したる時にも、「其所に妻が居る」といふ事、常なり。一夜、番の隙を見て、終に自殺仕たりしとぞ。此長屋も怪物有とて人住すとぞ。（十八ウ）

〔注〕○久米藏 ↓〔十六〕○安藏 揚り屋の番人。

〔二十三〕江戸人と神田祭

一日今日は神田祭にて、君侯も御物見にて御覽なりといふ。予、「いかなる祭ぞ」と問ふに、祭毎に野鄙の衣服を新調し、美麗に出で立て人の眼を驚かしめ、奇なるは一人にて服数枚を重ね着、帯より犢鼻褌迄も五色の縮緬などにて幾筋も身に纏ひ、只数ズ多を詮とする事にて、世にいふダンジリに従ひ、バカ拍子とかいふものにて騒ぎ廻るもの、よし。見所もなく棒腹に堪へぬ事どもなり。然るにその衣服のために、一人（十九才）式拾金三拾金百金にも至り費すよし。其為に家産を傾ケ、娘を売、又は妓家に典し、其悪弊様々有とぞ。これを江戸人は意氣と自負するよしなれど、産を傾くるは愚の至り、子を売るは不慈、人倫の大變なり。一日の狂態を為んがために父子の義を断つ。嗚呼人情忍ぶべき事ならむ哉。是を聞だに歎息に堪へたり。

〔注〕○神田祭 江戸の総鎮守神田明神の祭礼で、將軍が上覧、天下祭と称された。

九月十四・十五日、山王祭と隔年に行われた。○君侯 和歌山藩主。当時は十四代茂承。

〔二十四〕江戸の風俗

府下の風俗を聞に、中以下男女の間、正しからざる事、聞に堪ざる事ま、有り。且（十九ウ）賤しきものは、妻、夫を使令する俗といへり。爰に甚し

き話あり。予が番人伝吉の話に、朋輩某、市中に住たる賤しき者の妻を妾とせり。その妻の夫、病に染み居たる折、或時彼某、公然として其家に行て、彼妻とかたらひたるに、其家の娘、十三四なるが、仏壇に向ひ頻りに念ずるを聞ば、「あの様な爺さんは早く死んで、又能い爺さんを授けて被下。南無阿弥陀仏」といふ声を聞て、彼某、身の毛豎ち、妻が斯ク夫卜の病苦しむ中にて我と枕席を俱に（二十才）するさへあるに、娘さへ斯己が父の死を希ふ事、鬼畜にも劣れりと。其家に斯馴通ふ我は如何にと願ば浅間しくなり、人の妻を妾と仕たる事も畜生に異ならぬ業なりと、頓ち本心頭れしかば恐しくなりて、其俣逃歸り、二度往かざりしと、彼某語れりとぞ。

〔注〕○府下 江戸。○伝吉 ↓〔九〕

〔二十五〕鹿平騒動

或時番人伝藏、其外の者も寄合て話に、先年の鹿平騒動の事を委敷いへり。こは以前予も聞しこと有しかど、こたび御館の口碑に（二十ウ）伝ふる処を聞てこゝに記すなり。往年御館の臣某、御使として出たる途中、某侯と行逢になりしとき口論起り、某の中間鹿平、脇差にて某侯の先供を一刀に斬伏せたりしかば、某侯、駕より出、某に対面せんといふ。某答に、今日は紀伊殿の御使たれば、御用済迄は駕より下るべからず、といひしかば、止ム事を得ず、其場は立別れたるに、某、直に閣老方を廻り、其由を届け歸りしに、其後某侯より公義へ訴へ、甚事入組、鹿平（二十一才）公義へ召捕となりしかば、終に君侯の聴に達したる所、水府侯これを聴給ひ、尾侯を催され御館へ御同伴にて御入有り、御評義は、元來、三家の家臣、領分の者迄も、罪有ル時は其家にて所置し、公儀へ渡す事なきが諸藩に異なる所以なり。然るを今度召捕れ、所置せられては三家の瑕瑾たり。この事、直に上聞に達し、歸さずんば有べからずと一決し給ひて、三公各多人数を引連れ、不時に登營し給ひ、大手は某侯、中尺は（二十一ウ）某侯、某門は某侯と各御自分の人数にて固メ切り給ひたり。こゝに於て内外隔絶し、閣老といへども登營する事能

り。八助も、鰻、鱧、蕎麦、保命酒等を贈る。斯る時の贈り物は、其志を見る事なれば、忘れがたきものなり。

〔注〕○森川鞏斎 ↓〔七〕○辻五左衛門 江戸詰の和歌山藩士。六月二十八日以降、幕府評定所に於ける延世の審問に際し、延世の「預り人」であったため、最も関係が深かった。『御手帳御家中姓名録』等の分限帳に名前が見えず、役職は不明であるが、公事方御仲間頭岡源内の下役か。○八助 ↓〔三〕

〔二十〕 揚り屋の隣人たち

初め奥の方に禁錮せられし時、五月廿九日、隣の揚り屋にある、堤源次郎といふ士、予に鮓を拵へたりとて贈れり。飯を握りたるにマクロ（左傍記「金鎗魚」）をつけたるなり。其比（十五ウ）源次郎、下痢にて度々便所の音聞へ、臭気する事故、その手にて握りやしけむと思へば、志は嬉しけれど、いかにも喉を下らずして、食ふ事を得ざりし。其後毎日、蕎麦・ゴモク（右傍記「骨董」）鮓・菓子・薬水杯を、格子越に手を出して予に贈れり。此時は、此外にも矢野某といへるも予も慰めていふ事多かりけり。堤は御近臣を勤め、五百石取の士なれど、放蕩にて、乱心と親族より願ひて、此所に入レし由也。故に飲食杯は自由のよしなり。矢野も同じ趣のよしなりし。此所に七百石取の御医者某次男、悪党にて、賊・ネダリ杯を（十六才）なしたる者有り。公儀の黥刑二ツも有り。今出す時は頓ち事に値ひ、死刑に処せらるゝが故に、其兄憐て此所に長く入置事なりと。堤等と日々争論起り、聞に堪ざる事なりし。

〔注〕○堤源次郎 当時揚り屋に入れられていた和歌山藩士。延世に論語を貸してくれた人物。『御手帳御家中姓名録』「大御番格普請」に「○堤源次郎」（○は江戸常府の印）。○矢野 不詳。当時揚り屋に入れられていた和歌山藩士。『東行日記』五月二十八日条に「右諸士の内に、矢野某は京師に罷在候節、池内とも識人の由。其妻は相国寺前御附武家同心某女にて、娘も京都有之由、咄し致し候事」。

〔二十一〕 番人等の差し入れ

番人等、予が表の方に移りし後は、時々米煎り、ソラ豆を煎りたるを贈り、釜屋よりはさつま芋焼たるを二ツ三ツ贈る事にて、時々五左衛門来りたる時は、予にも餅・菓子等を与ふる事なりし。又、林中の栗を二ツ三ツ落し採りて呉れたる杯も、其時は甚珍しく覚えたり。哀れなるかな。（十六ウ）

〔注〕○表の方 延世は最初奥の揚り屋に入れられたが、六月十四日、表の揚り屋の四畳半に移された。○釜屋 揚り屋用の炊事場。数十間隔てた別棟にあった。○五左衛門 辻五左衛門。↓〔十九〕

〔二十二〕 江戸勤番者の奇談

番人久米蔵、一日予にいふには、「昨夜は偕々嫌な夢を見たり。国にある妹、病氣と見えて臥したる傍らに、我有り。妹、わが大酒する事を悪しきよしひ、『されど、これは限りなれば、飲給へ』とて、酒壺を我に与へたり、と思ひ夢覚ぬ。是必ず凶夢と思ひ居るに、今朝より烏の啼声甚悪し、心にかゝる」と語りしに、夫より七八日して、「国より妹病死したる便り、今有りたり。過し夜の夢空しからざりし」と愁然としていへり。此話につきて、安蔵と（十七才）いふ番人語るには、其妻を国に置たるに、一夜来りて、寝たる傍らにて悲しむと見、驚き起たるに夢なり。又寝たるに。同じ状の事にて、七八日過れば、国より病死の告ありしとなり。夢を見た時と死したる時と同じ時刻なりしといへり。此外にも、江戸詰の間に国にて妻杯の死たるは、ま、ケ様の事ありしとぞ。爰に一奇話あり。先年、或士人、国にて妻をめとり愛せしに、間もなく江戸に勤番として来りしに、恋々の（十七ウ）情に堪へずして、人形を拵へ、容貌長短肥瘦までその妻をよく模し、衣服を着せ、昼は是を挿入に隠し、夜々出していと愛翫しけるに、その士、勤番中に長屋にて歿しけるに、彼人形を朋輩見出して怪しみ且笑ひ、其俣置たるに、奇なるかな、その人形に精入り、長屋の二階にて、夜に至れば、或は物語る声し、伺ひ見れば動が如く、いと怪しき事どもありしかば、今にその長屋には人も住

〔注〕○桜田赤門郎 近江彦根藩上屋敷のこと。当時の藩主は第十三代井伊掃部頭直

弼。開国派の代表として尊皇攘夷派の怨嗟的であつた。

〔十六〕 雷を怖れる番人

夏の頃雷鳴ありたるに、番人久米蔵、大に畏れ一ト縮に成り、蒲団を冠り色青ざめたり。此男も紀州の産にて、酒を飲事、一席に二升の量にて不敵の奴なり。然るに斯恐怖するは何故ぞと問ふに、語りていふ。紀州に有し時、伯母なるもの(十三才)死して湊といふ所に葬するに、此久米蔵も附添たりしに、半途湊川の辺にて一天俄然としてかき曇り、大雷雨となり、四面闇黒、雨は篠を乱すが如く、頓ち大雷一聲、頭上に落かゝるかと思ふとひとしく、電光眼を射るによりて、其恐ろしさいはんかたなく、送葬の者、棺を捨て逃去りたり。暫時して雷止み空晴レしかば、逃去りし久米蔵等、棺を置し処に集り見るに、怪しむべし、捨置たる棺、死者ともいづくへ失せたる跡かたもなかりしぞ。是世にいふ火車にとられしなるべし。此時よりして雷鳴の恐しき事いふべからずと戦慄して語レリ。同じ男の語るに、(十三才)尾州侯、午年御隠居ありし侯の先君、江戸邸にて御逝去あり。尊骸を護して木曾街道を国へ帰り給ふとき、碓氷峠にて大雷雨に出逢、藩士白刃を抜き鎗の鞘を放し鉄砲放し是を護し、かど、大雷、棺に落かゝり黒雲覆ひ、甚怪しきなりしとぞ。棺は無異のよしなりしかども、実は棺碎け尊骸失せしともいへり。是よりして斯る凶事時はさらなり、平生も尾侯の往来、木曾路を停められ、東海道に替られしとぞ。こは近年の事にて、江戸にてはよく人の知れる事なりといへり。(十四才)

〔注〕○久米蔵 揚り屋の増番人。七月二十五日、伝蔵とともに前任者の代わりにやつてきた。○湊・湊川 不詳。○火車 罪人を鬼が地獄に連れ去る火の車。罪業深い者の死骸に落雷する説話は数多い。○尾州侯 安政五年(一八五八)に隠居謹慎となつたのは第十四代徳川慶勝。その先代ではなく、三代前の第一代斉温が、天保十年(一八三九)三月十日に江戸で没した後、名古屋に送棺す

る際に、木曾路で大雷雨に遭つたという風説があつた(「天保雜記」)。○碓氷峠 中山道、坂本宿と軽井沢宿との間にある難所。

〔十七〕 コノシロ鮓

一日、番人等、鮓を漬るとて、朝より大騒ギをして奔走し、夕方に至り、陸尺ろくしやくの来れるをも呼て酒宴を催し、予にも大に傲りて、鮓一箇を与へたるに、その大サ一ツにて掌に餘る程にて、コノシロ(右傍記「鯨」)一尾を押たり。その堅き事石のごとく、予「これは仁王の喰ふすしならむ。切りて呉」といふて切らしめたるに、尋常の鮓にして十五六切餘も有べし。漸一切を食し、介抱人に与へし事なりし。

〔注〕○陸尺 六尺とも書く。種々の力仕事を行う雑役夫。青山の中屋敷揚り屋では八助と権之助。

〔十八〕 不思議の夢

予或時、来し方行末を案じ、夜具にもたれ眠りたるに、枕上に人有り、「家人と手を執るべし」と(十四才)いふ声しけり。驚き見るに人なし。新宿の寺院の鐘、夜半を告げ、番人も皆眠れり。怪しき事なりし。又、十月下旬、既に裁許近きにあらむと思ひし比、夢見たる事あり。所は何所ともしらねど、牛車を牽て門に入る。随て、予も入たるに、入る牛悉く斃れ、庭中大小死牛甚多し。これを見て、穢く覚、走り出んとするに道なし。漸小高き所に登りたるに、牛骨を煮たる所にて行道なし。飛越へて帰り道を索むるに人あり。傍に垣の間を教へ、「此所より出べし」と聞、夫より出んとすとして覚(十五才)たり。思ふに、是浅艸の獄に下り、然して漸免れたりし兆か。

〔十九〕 差し入れ

森川鞆斎、前にいへる如く厚情を尽し、時としては、母の煎りたるとて、豆にて製したる菓子又は魚肉の折杯も贈れり。辻五左衛門も時々菓子を贈れ

〔十二〕 便所の臭気

禁錮中こまりたるは、暑気の時分、便所の臭気には堪がたかりし。殊に秋に至り、七月中旬、赤小豆を煮たるに砂糖を和し食したるに、夫より下痢し、一日に三四拾度も瀉したる事、三四日に及べり。此時の臭、食物を傍ラに入れたるに、夫にも移り番人も堪兼、杉の青葉を燻べし事なりし。

〔参考〕『東行日記』八月十二日条、「此頃、小豆を焚、砂糖を和し、兩三日食し候事有之所、夫より下痢相催し、兩三日の間、一日三四拾行の下痢あり。大に悩み候処、無程快気也。尚又、此後菌痛発し、肩凝り・頭痛甚敷、依て森川を頼、水蛭を数拾頭痛にかけ、夥敷血を出したる事度々なり。右にて追々相緩みたるに、其中に一夕魚酢を食しける処、菌に当り、其時の大発、実に氣を失ふ程なりき。其時、介抱人、肩を叩て、漸これをゆるめたり。此他、病苦、言語に絶たり。」

〔十三〕 蚊の襲来

蚊の多き事たとへがたく、蚊帳を垂たれども、其上に毎夕、林の杉葉を折来り、燻べるには眼も痛く、また暑気には日さし入、寒気には風吹入、誠に艱苦いふ斗なかりし。(十一ウ)

〔参考〕『東行日記』六月十四日条、「此揚り屋に移りてより後、昼は窓より日差込、暑さ難堪、夕べよりは蚊多く集り、かまびすく、是を追ふに番人共、林の青杉葉を折来りて火鉢にて薫べ、予が居たる所へも煙を入れ、菅笠を持来り、扇ぎ出す事毎夜なりし。」

〔十四〕 水野土州の醜聞

秋の頃一日、君侯、浄瑠璃坂水野土州の邸に御入の事あり。此日土州さまぐの響応申されし由なり。これにつき話を聞に、前方は新宮、殊の外困窮の家なりしかど、今は金蔵有位にて、諸侯へも数多金を貸し、大に富たるよしなり。土州の為人を評するに、学問も詩歌も武事も何くれと致され、馬は

殊に名人にて、又算術にも長ぜらるゝとぞ。然れど、心術は番人等も評する事ありたり。産物とて、さまざまの利を射られしかども、中には金山寺味噌を夥敷大阪より江戸へ廻したるに、(十二オ)腐りたる事あり。数百金の損せられたる事も有しとぞ。また、赤坂の御中間、某楠右衛門といふ百姓よりなりたる無筆の者有。然れど利を計るの事に長じ、世にいふヤマコ者を用ひられ、甲信の塩利を得る事によつて運上を取り、其内彼楠右衛門が得る所すら一年五百金有りといへり。此頃は万年橋に米会所といふものを取建になりて、是も楠右衛門工夫を加へ、大に関係するとぞ。また此節、楠右衛門家宅普請せるに、材木は材木屋より贈り物とし、新宮より見舞に百金を贈り、家臣某より五拾金を(十二ウ)贈れりとぞ。これを以て知るべしと語りし。

〔注〕○水野土州 和歌山藩御付家老で紀伊新宮城主、水野土佐守忠央。嘉永二年(一八四九)、四歳の康福(家茂)が十三代藩主になると、その補佐にあたり、嘉永六年、隠居の治宝(第十代藩主)の死後、藩政の実権を握った。安政五年(一八五八)、將軍継嗣問題で大老井伊直弼と結び、十三歳の家茂に將軍職を継がせた。万延元年(一八六〇)、井伊大老暗殺後、隠居謹慎を命ぜられたが、元治元年(一八六四)その罪を解かれた。貴重古書を覆刻した叢書『丹鶴叢書』の編者としても名高い。慶応元年(一八六五)没、五十二歳。浄瑠璃坂(現・新宿区市谷砂土原町)に新宮藩上屋敷があった。○金山寺味噌 煎った大豆と大麦の麴を混ぜて塩を加え、刻んだ茄子・瓜・生姜などを入れて熟成させたなめ味噌。紀州湯浅の名物。○赤坂 ↓〔十四〕○ヤマコ者 山師に同じ。投機的な仕事をする者やペテン師の類。○甲信の塩利 塩を産出しない甲斐・信濃方面向けの塩に掛けた運上の意か。○米会所 文政年間、深川万年橋辺に設立された紀州米捌所のことか。

〔十五〕 水野氏、桜田赤門邸へ日参

また番人語りしには、昨午年の春より冬頃迄は、新宮、日々桜田赤門邸へ、朝より八ツ頃迄参られぬ日はなく、何時門前を通りても、道具の立てなき日はなかりしと語りけり。

免る、事を得たり。其指す所悉く的中、実に奇といふべし。此卜者は江府第一の卜者にして、熊吉が至りし時も、奥女中或は立派なる土人杯もまじり、卜を請ふ者三四拾人も有しとなり。然るに、予帰国して明年の春、熊吉をして江府に趣かしむる事ありければ、試みに予又は児童の墨色を齎らしめ遣りたるに、判断の書持帰りたるを見るに、昨年とは天測の違ひにて、一ツとしての中せる事なく、甚妄なる事斗りなりし。是も亦奇といふべし。(八ウ)

(注) ○檜物町 現・中央区八重洲一丁目・日本橋三丁目のうち。○熊吉 延世の店の手代。延世が江戸で拘禁中、檜物町河岸旅宿伊勢屋安兵衛方に滞留して、後方支援を行った。○山口千枝 伝不詳。墨色占いを能くした江戸の占卜家らしい。○赤坂 延世が拘禁された和歌山藩中屋敷があつた。

〔九〕蕃椒好きの番人

禁錮中、神明、予を憐て夢に純酒一壺を給へり。是を飲に甘露の如く覚え、頓ち四五盞を傾けたるに、胸中爽然、病苦鬱悶を忘れたる如く愈快なる時、食事を持来れり。これに出給へといふ声に夢覚、格子の外へ出て蕎麦を喫し、蕃椒を囓居たりしに、番人側に壺人居たるが、予が顔をつくぐ見て、「殊の外赤し。蕃椒を多く食し給ふ故、直に逆上し給ふか」といふに、予彼夢中の神酒にて、顔赤くなりしならむと(九オ) 窃にをかしく思ひ、其俣手早く食事を済し、「蕃椒を斯く逆上セども好物なり」といふて、いざりて格子の内に入たりしに、番人も少し済マぬ顔ながら、何ともいはざりし。こは此番人は伝吉といふ男にて、紀州の産なり。年五拾餘なれど、面貌音声ともに三十斗の容子にて、惣身、毛髪はたゞ頭ラ眉に有のみにて前陰杯は二三才の小児の如く、大サ榘実位のものなりと朋輩の者いへり。故に妻をむかへたれども逃去れりといふ。然れば、たゞ酒を好み、一日壺升餘(九ウ)を飲み、又蕃椒を好み、一度の菜に拾式拾も囓となり。自ラ蕃椒を紫蘇漬又紫蘇焼杯にして大にはこり、予に与へたり。これが故に予が顔の赤を怪しむに亦蕃椒を以てし、予が好むといふを以て、この後いよく調味して与へたるには頗る

困れり。

(注) ○蕃椒 唐辛子。唐辛子を紫蘇の葉に巻いた漬物「種拔蕃椒日光漬」の製法が『四季漬物塩嘉言』に載る。○伝吉 揚り屋の番人、藤田伝吉。

〔十〕痔疾のまじなひ

同じ男、高野に店を出し、豆腐を製し居たる事有りとして、野山の事を常諱にせり。然る故か、痔疾のまじなひをして、其謝物一年式拾金を得るといふ。実に日々二三人ツ、(十オ) 頼み来り、非番には其所の屋敷、此処の町屋へ行キまじなひをなし、夜々大酔にて、長屋に帰る事、常なり。此一事にて実に江府の広キを知れり。この男まじなひをなす為とて、毎暁、水浴み、弘法大師を念ずる声、聞えざる時なし。度々朋輩等やかましきとて、争論にも及べり。斯大師を信ずるに、自ラ飼ふ処の鶏、雌雄あるを一日頓ち割木に敲チ殺し、彼一升を傾くる肴とせり。其雄鶏の哀声、予聞に堪へず、「是は殺す事を止めて、予に与へよ」といひしに止まり、夫より十日斗(十ウ) 飼置たるに、や、もすれば敲殺んとするにより、岩右衛門といふ番人を頼たるに、近辺の寺院に鶏を多く養ふよしなれば、それへ米少しを添、上ゲたりといへりしかど、此岩右衛門も六十餘の男に似げなき好色にて、妾杯を蓄へたるよしなれば、如何したりけむ。

(注) ○高野・野山 高野山。古くより男色の盛んな地であつたために、痔疾のまじなひも種々伝えられていたのである。○岩右衛門 揚り屋の番人、小上岩右衛門。

〔十一〕菖蒲溪

青山に禁錮したる所を、菖蒲溪といふ。御庭山の下にて誠に湿地なり。樹木鬱々として、六月土用に鶯も啼、郭公も朝夕声絶ず、江戸の中とも覚えざりし。(十一オ)

(注) ○菖蒲溪 青山の和歌山藩中屋敷内にあつた湿地。揚り屋があつた。

〔五〕火の見番奇譚

同じ男の話に、御殿の御火の見番数年勤しに、安政二年十月二日、此男番にて老人り火の見に上がり居たるに、夜四ツ過俄に大地震にて、火の見る動く事、船にて大波濤を乗るが如く、下らんとすれども立つ事を得ず。死を極めて居たるに、(五才)その内江戸中諸所より火起りたる故、知らせの太鼓を打んとするに、先程の一震にて太鼓落ちたる故、盤木を打しとぞ。此時は地震も止みたる故、漸にして知らせを打て、火の見る下りしとぞ。「かゝる恐しき事はあらざりし」と語りし。其後、一夜暴風にて火の見る屋根吹飛し。御目付長屋の上に落し事有り。此時は身体も俱に飛しやうに覚えたりとぞ。

(注) ○大地震 安政二年(一八五五)十月二日夜に江戸を襲った安政の大地震のこと。被害は甚大で、江戸の死者約一万人余、倒壊家屋一万六千余、影響は近郷近在に及んだ。

〔六〕江戸城火事

此男の話に、火の見番は火事のありし(五才)翌日、其所へ方角見とて往々事、大方毎日の如くなれば、江戸中の方角を知らざる事なしといへり。九月十七日夕方、桜田の方に火起りたるを見て、頓ち「御本丸の方角也。且火色青し。是金物銅の焼るなり。御城に相違なし」といひしに、果して違はざりし。

(注) ○九月十七日 『東行日記』にも九月十七日とあるが、十月十七日の誤り。この日夕方七ツ時過より出火、江戸城本丸が焼失した(『徳川実記』)。

〔七〕蘭医森川鞏斎の厚恩

予青山に禁錮中、治療をうけし森川鞏斎は蘭家にて、予と同甲なり。此人母あり。その母、予も母有る事を聞て、母子の情を察し、予を憐んで、時々獄中に食を(六才)贈れり。故に鞏斎も、隔日必来りて診察し、予を慰めたり。予が詠ずる所の歌を書留メ帰る事度々なり。此人旗下の士などに聞ける

事ども、予が談に及ぶ事杯も聞せたり。よつて力を得たる事多し。予、国に帰る時は、母の縫たりとて蒲團様の物迄も贈られたる厚志、今に忘れがたし。

(注) ○森川鞏斎 伝不詳。江戸の蘭方医。延世が江戸に滞在中、治療に当たるとともに、終始心の籠もった懇切な世話をした人物。

〔八〕江戸の卜者山口千枝

禁錮中、秋の頃、檜物町に逗留せる熊吉、浅草に在る山口千枝と云卜者の方へゆき、予が墨色を見せむとて到りけるに、(六才)熊吉の顔色を見て、「其許は跡へ残らるべし」とて、他を皆済し帰し後、熊吉を別席に入れて、「然らば墨色を出さるべし。其許は伊勢人なり。且、人中にて申難き墨色見る事もならぬ物なり。然れど、斯遠路参られし事故見るべし。赤坂の方より参られたるなるべし」といふ。熊吉これを聞て大に驚きしかば、然らぬ体にて、「伊勢にてはこれなく」といひしかば、「さなくば黙して置れよ」といふて、「是はいふた斗にては悪しかるべし。書きたるが入用(七才)ならむ」といふて、また易をたて後、半紙一枚に書て与へたり。熊吉も空恐しく、早くそこくにして帰る時に、金五拾疋を包みて謝したるに不受、「ケ様の厄に罹れる人のは、ともに免れられん事を祈るのみ。更に謝義に不及」とて返せりとぞ。其一紙に、

墨色龍の勢ヒ有り、甚強し。二男にして家督たり。然ども今宝物を地中に埋ム形チ有り。財を放散するの形チありといへども、上に引立ルによつて、内評有ル形チ。九月十月に至り(七才)枯木再び花開ク形チ。又風荒くして、出船の形チ有り。然りといへども、後年に至り弥発達す。今の所は旅より旅に趣ク気あり。後別宅隠居の如き宅にて転変度々に及ぶべし云云。

予、此ケ条を見るによく卜せり。此後又他人をして遣りしに、「此墨色先達て一見せり。赤坂の方より参りしならむ」といへりしとぞ。書て遣はせしは、同断なりし中に、地中の宝物今に顕るべしといへり。間もなく予、(八才)

御殿より退出し、肩衣の俣、下緒にて繩をかけ、夜具を前に置き、刀を二三刀も抜き、傍らに置、試さまをなし居たる所へ、彼御坊主、御前より下りの御菓子分配のため持来り、既に其間に（二才）入らむとするを、侍ヒ危しとて止めたれどきかずして、其間に入れて口上を演んとする所を、脇差にて胸板を一突したり。御坊主立んとして斃れたるを、押か、つて一刀に喉を差留メ、侍を呼び、刀に水を掛しめ納めて、直に届んが為なるべし、御広敷に到りしに、衣服に血染みたるを見て番士通さず。故に中之口に到るに又通さず。こゝにて心付たるか、長屋に帰しり。是より此事を彼士の侍、其筋へ告るによりて、終に捕へんとするに、（二ウ）公事方へ命ぜられ、予が知りたる八助・権之助・増右衛門と云者等取押へたりしとぞ。其時、座して脇差に手を掛ケ居たる故、恐れたれど、モザリにて押へ、繩をかけたるよし。乱心のよしなれど、身柄の能キ士故、誠に繩をかくる事もならず。たゞからげ置、夫より座敷牢拵の迄は入置ため、揚り屋に有ル板乗物・網杯を公事方、則岡源内・八助等、取に來り騒ぐを、予聞いてまだ其事を知らねば、予に関する事ならむかと甚危みし（三才）事なりし。日を経て、彼士の親族国より迎として來り、足枷セを入レ、手は木綿にて体に巻付、駕にて木曾街道を登れりとぞ。この足枷も入用ありと計にて、揚り屋へ尋に來りしかば、是も然る事とはしらず、危みし事なりし。此話は、予が方へ日々廻りし八助等が物語りなり。後また聞に、此士乱心故、内分にて事済、役を停めらるゝ事と云り。御坊主は斬れ損に成りしと。日比志しよからざるが故に、かゝる不幸にも逢たるなりと人云り。（二三ウ）

（注）○青山の獄 延世は江戸着の同年五月二十八日より十月二十七日に淺草溜預け

となるまで、和歌山藩江戸中屋敷内、青山菖蒲谷奥揚り屋（八番）に拘禁された。

○佐野彦太夫 安政文久年間の和歌山藩士分限帳『御手帳御家中姓名録』（『南

紀徳川史』八所収）の「御徒頭格」に「五百石（中奥詰） 佐野彦太夫」。○小

上周沢 不詳。○八助・権之助 公事方陸尺。○増右衛門 不詳。○則岡源内

江戸詰の和歌山藩士。公事方御仲間頭。『御手帳御家中姓名録』には「御勘定」

に「独礼御勝手方当分大納戸助兼御中間頭助兼／当分御厩へ罷出御取締之儀 御厩支配も申談当分御勘定公事方」 則岡源内」とある。

〔四〕海上の奇譚

青山にて予が番人の中に伝蔵といふものあり。もと紀州海辺の産にて、始メ船乗をして居たる者なり。江戸へも度々有田檣柑を積来りし事も有りとぞ。後に御中間に成り、御目附方火の番となりて長く勤めたる事もあり。此者の話には、海上の事と火事方角の事は委しかりき。其中に、或時江戸に渡海の時、遠州灘にて明方の事なりしに、海面赤き小山の如き物浮び出たり。怪しみ見しに其物動き出し、暫して沈し事あり。船中の老夫に問ひしに、「これ赤エイ（右傍記「黄貂魚」、左傍記「魴」）（四才）魚にて、まゝ見し事あり」といへり。誠に恐しく覚えし事なりと。又船幽霊に逢し事あり。或夜、風雨の如く人声の如く、船近く又は遠くなり、物凄き事限りなし。この時杓の底をぬき、海中に投げ入るゝ習ひとぞ。また怪しき火を見し事は度々にて、大海にては常の事なりとぞ。一度大風波に逢て髪を断ち、金比羅に祈誓して眼を開きたるに、闇黒中海面に一点の火を顕せり。是を目当にして湊に入り、死を免れたり。海中風波にて闇黒方角を失する時は、金（四ウ）比羅又は隠岐の焼火権現に祈誓する習ひとぞ。必ず験ありて神火を賜ふ。其火を目当と定れば、頓ち滅すといへども、湊に入る事を得るといへり。焼火権現を祈誓の時は、苦に火を付けて海中に投ずる事となり。

（注）○伝蔵 延世と親しかった揚り屋の番人。七月二十五日に前任者の代わりにや

つてきた。○船幽霊 海上に出現する妖怪。杓子を要求するが、底を抜いて貸

さないと、その杓子で水を掛けられて船を沈められるという。○焼火権現 現・

鳥根県隠岐郡西ノ島町焼火山にある神社。海上安全の守り神。北前船航路によ

つて全国に広く伝えられ、江戸でも盛んに信仰された。

翻刻・地獄物語

(凡例)

- 一、通用の新字体漢字・ひらがなを用いた。餘・附・藝は残した。
- 一、ハ・ミ・ニはひらがなに改め、ことさらに用いられたカタカナはそのまま残した。
- 一、助詞として用いられた而・与・茂・歟・之は、て・と・も・か・の、に改めた。
- 一、二字以上のおどり字は〳(濁点付きは〵)、一字の漢字のおどり字は々を用いた。

- 一、句読点・濁点・「」を補った。
- 一、新たに条番号と小見出しを付した。

- 一、校訂者の注記は()内に示した。語注のうち、延世の動向に関するものは、特にことわらない限り『東行日記』に拠っている。

- 一、翻刻・注釈の粗稿は、名古屋大学附属図書館職員の勉強会「古書の会」の会員である、石黒直子・大塩和彦・金田志保・蒲生英博・白神由美子・棚橋是之・夏目弥生子・萩誠一・藤田恵美・眞野博和・峯岸ななえ・宮田和佳・三好千里・森由香・山下眞弓・米津友子・渡邊通江(以上、五十音順)が分担して作成、塩村耕が取りまとめて整理した。解題は塩村が執筆した。

地獄物語 〈東行日記附録〉

(共紙表紙)

〈東行日記／附録〉地獄物語

〔一〕 飼い犬の急死

予が家に三四年飼置たる狗あり。赤斑にして頗る逸物なりけり。捌チと呼べりしに、予が厄に遭ひし日、俄に(以下一丁目表の半ばより同裏の半ばまで約半丁分破損、狩野文庫本により補う)〔毒に中り死せり。児童等常に愛

せし狗なれば、薬を与へなどせしかども、終に斃れたり。間もなく命ありて厄にあへり。人皆この凶兆なりしといへり。予が師、寛居翁の家に年久しく飼たる狗、これも捌と呼べるあり。師翁、外へ出らる、時は必この狗、従ひ走れり。師、歿せらる、前、故なうして俄に死せり。思ふに、獸すら飼る、人の為に凶を告て死す。人として忠義を知らざるもの、実に狗犬にも劣れるかな。〕

〔注〕○厄 安政の大獄に連座、下獄した災厄のこと。○寛居翁 国学者で外宮権祿宜、足代弘訓の号。延世の国学の師。安政三年(一八五六)没、七十三歳。延世よりも四十歳の年長。

〔二〕 狐の夢

〔予、禁錮せられ、雨龍の森のあたりなる所にありたるに、一夜夢現の間、恍惚として梁上に〕狐叫ぶ声ありと覚え、驚き起て見たるに、灯火くらく警告の人も睡れると見え、何の事もなし。誠に怪しかりし事也。

〔注〕○雨龍の森 松阪殿町にあつた雨龍天王社の森。同神社は明治四十一年に松阪神社に合祀された(跡地は現在の松阪カトリック教会)。延世は安政六年(一八五九)五月二日に呼び出され、町奉行所に出頭、十五日に江戸へ護送されるまで、在会所の長屋揚り屋に拘禁された。その在会所は雨龍社の道を挟んで向かいにあつた。なお、同神社の神主笠因能登守及びその弟竹内嘉十郎は世古と親交があり、竹内嘉十郎は浅草溜から解放された直後の世古に金五十両を快く貸し与えている。

〔三〕 佐野彦太夫、御坊主小上周沢を斬殺

予青山の獄に有し時、七八月の頃なりけむ、(一ウ)紀州御小納戸頭取佐野彦太夫、御坊主小上周沢(二字「某」を見せ消ち傍書)といへる者を切たる事あり。佐野は八百石永祿の士なり。江戸詰にてありしに、御坊主小上周沢(二字「某庵」を見せ消ち傍書)心悪しき者にて、常に長屋に來り、或は強て酒を乞て飲み、様々の腹悪敷事ありしに、遂に禍ヒ身に及びて、或日佐野、

○松浦武四郎宛書簡

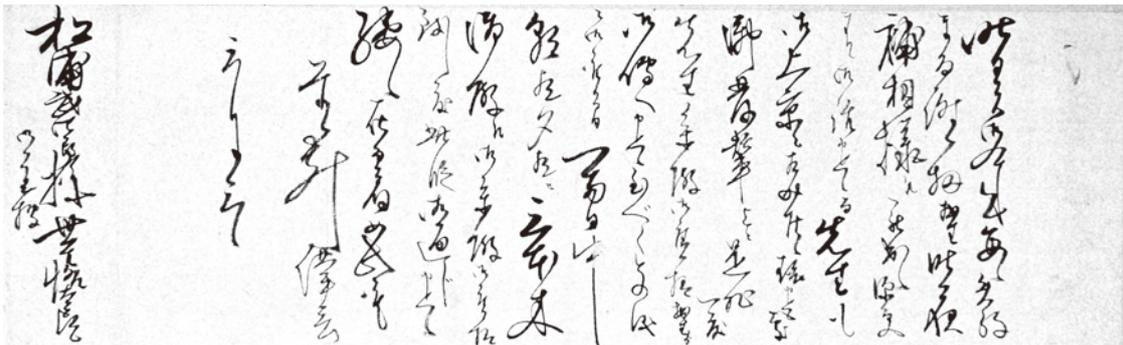
「北海道」の名付け親として知られる偉大な探検家、松浦武四郎は、松坂よりも二里ほど北、一志郡須川村（現・松阪市小野江町）の出身である。人跡稀な蝦夷地や北方諸島をくまなく探索した偉業の原動力となったのは、尊皇攘夷思想に基づく対外的な危機意識であった。そして、六歳年下の延世とは同郷の同志として親交があったことが知られている。ここに掲げたのは、松浦武四郎記念館に所蔵される世古延世の手紙である（「蝦夷屏風」の裏面に貼り込む）。全文は以下の通り。

昨日は御入来、毎々失敬奉多謝候。扱、拙生、昨夜、補相様江罷出候。深更まで御話申上候而、先生も御上京二相成居候趣申上候処、御発輦迄二是非一度、先生参殿御座候様、拙生より御伝へ申上置べくとの儀二御座候間、一兩日中、朝歟夕歟二三本木御殿江御参殿御座候様致し度、此段御通じ申上候。縷々在拝眉、如此御座候。草々刻謹言

三月三日

松浦武四郎様 御呈披 世古恪太郎

文中に「御発輦」とあり、明治天皇の東幸直前、明治二年三月に京都で認められた書簡である。時に延世四十六歳、武四郎五十二歳であった。文中、「補相様」とあるのは前年閏四月に補相に任ぜられた三条実美のこと。「先生」とは武四郎で、一兩日中に京の三本木御殿で三条に面会するよう伝えている。延世が三条に対して武四郎をしきりに推薦していたことがわかる。その周旋が功を奏し、同年六月に武四郎は蝦夷地開拓御用掛に任命されることとなる。何でもない日常の用足しの書状ながら、闊達な筆蹟が光っている。



(十一月二十一日・二十二日、帰郷と家族との再会) 一 今朝、雲津迄源次迎ひに来れり。先へ宅に帰し、予、六軒より入、松名瀬に到る事を告遣る。予、橋屋にて暫休息。六軒に至り松崎に入。熱気にて心神恍惚たりといへども、窓を明け山野人屋を見る。皆目馴たる事なれば、その悦び譬へがたし。

一 四津屋に到る。既に七つ時也。時に由五郎を先へ宅に遣し、民家に入て臥す。薄暮に及べど来ざれば、嘉七を連駕を出さしむ。黄昏前、松名瀬、由五郎が宅に着するに、既に家より夜具等を運びあり。寝所を設たるに、入りて臥す。

廿二日 晴

一 早天、母・穎藏・たか、来る。悦び譬へがたし。

最後に、この拘禁期間中に延世が詠んだ和歌を録した『世古延世肉筆詠草』より数首を引いて、その間の境涯をうかがっておきたい。

ひとやに入られる夜

おやを思ひ子をおもひつゝ、夜もすがら杉の板やのめもあはぬかな

さよの中山をこえけるとき

行末の命もしらぬ身にしあれば又やこゆべきさやの中山

かなやの坂にて

白雲かゆきかと人のさゝめくはふじのたかねのみゆるなるべし

六月九日なりけん、はじめてめしとはるゝことあり。暁よりいで、

日のくるゝころにかへりけり。赤坂の邸のふじみだいといふところ

にて、「こゝよりふじの山もみゆれど、けふはくもりて」と人のい

ふをきゝて

あつさにもきえぬ心の雪氷ふじのたかねにくらべてもみん

ときにふれてよめる

まつに吹おとはたえねど故郷のかぜのたよりはきくこともなし
この秋はひとやのうちにわれぞきむしはむしやの外になきつゝ、
神無月のころ、おもふことありて、ぬけたる齒のありけるを、なが
きかたみにもとて、人につけて家につかはしける時
なごりなくさそふあらしの吹ぬまに落しこのはをかたみにぞやる

〔注〕

- (1) 以下の記述は、①明治四十五年(1910)に松坂の御厨神社社掌松本秀業が著した「世古格太郎延世略伝」(『三重県史談会々誌』三巻四号、明治四十五年五月)、②墓碣銘(写真コラム3参照)、③松阪市史編纂資料『世古格太郎』(写本、大正三年成、松阪市図書館蔵)、等による。
- (2) 墓碣銘による。「略伝」には十二歳(天保六年)とある。
- (3) 「唱義聞見録」による。
- (4) 以下、安政六年中の動向は『東行日記』による。
- (5) 松阪市図書館蔵。自筆本に基づく昭和三十五年転写本。全三十六首を所収。

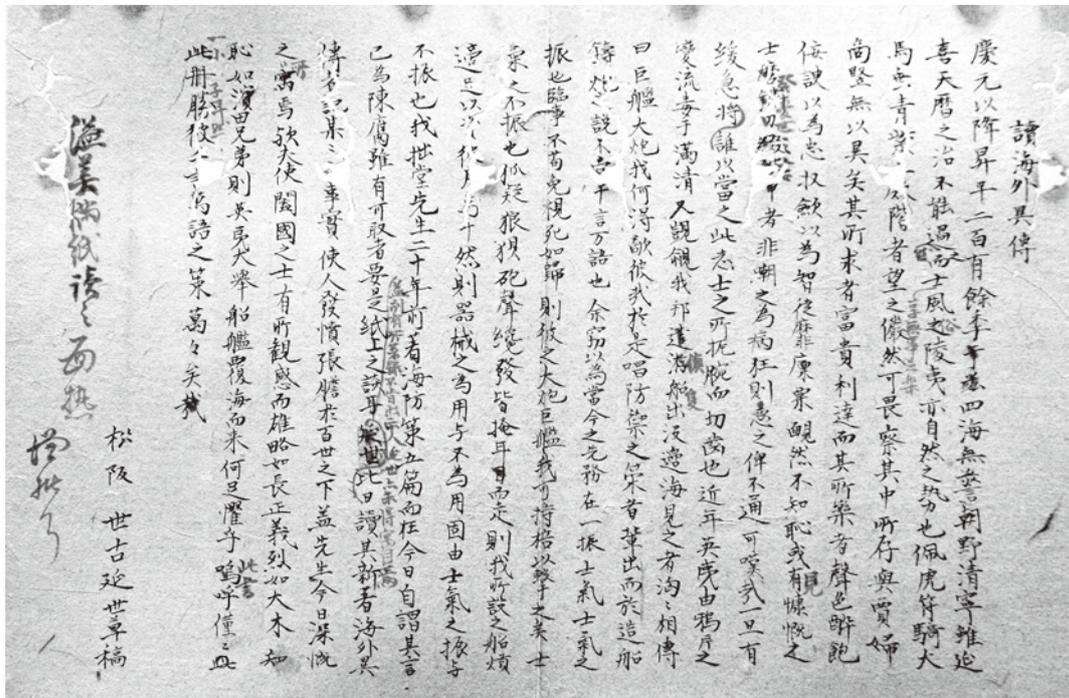
〔附記〕

世古延世と『地獄物語』に関する調査に関して、以下の方々のお世話になりました。杉本喜一様(松阪市図書館郷土資料室)・西川直樹様(須川屋金物店)・宇野慈郎様(松阪市、郷土史家)・世古潤壹良様(松阪市)・世古久二吉様(東京都、世古氏後裔)。心よりのお礼を申し上げます。

○自筆漢文章稿

延世は若い頃、伊勢津藩の儒者で教育者としても大きな業績を残した斎藤拙堂に漢学を学んだ。ここに掲げたのは、その頃に書かれた延世自作の漢文の草稿である。斎藤拙堂著『海外異伝』を読んでの感慨を記したもので、拙堂自身による朱書添削と評語「溢美満紙、読之面熱」が書き込まれている。文中に「比日読其新著海外異伝者」とあり、同書は嘉永三年（一八五〇）刊なので、その頃の執筆である。時に延世は二十七歳、拙堂は五十四歳であった。いまだペリーが来航する以前ながら、清国におけるアヘン戦争の報に接し、既に海防について危機感を抱いていたことがわかる。大砲・巨艦もさることながら、「士気」を振るうことの重要性が強調されている。

これを見てもわかるように、延世の端正にして闊達な書は優れており、同時代を凌駕している。ところが、どういうわけか、延世の書は巷間に伝わるものが稀なようで、古書や道具の市場では目にすることがない。本資料は松阪市世古潤壹良氏所蔵の『世古延世遺稿』の中にあつたもの。延世の漢文章稿六紙を張った帖で、松坂本町で代々醸造業を営む同氏生家に伝わった。郷土の先賢を尊重する念が、同地には今に生きていることを知るのである。



故郷を思ひ、近くは闇黒中にいかなる変に及んかと思ひつゝけたれど、疲勞も甚しく、又思ふに、「いかにすとも命は天なり、平常の学文・心術もこゝなり」と、古人の事、斯災ひに罹りし事を思ひ悟りたれば、少し心も安く睡につけり。然るに、夜半過と思敷頃、風と目を覺したるに、彼重病の賊の当りにて、いと悲しき声にて、「アイタク、殺スハヨ」といふ声仕たる壺人あり、叱る様の声したり。其後又音なし。予、甚怪しみ思へり。又睡りにつくに、七つ頃と思敷頃目覚て聞に、「ガサ〜」と藁を以物を払ふ音する事、曉に至れり。翌日、魁に聞たるに、此音は病死の者に鼠の疵付るを防ぐ為に、藁を以追ふ事なりとぞ。翌日、予、廁に行て見るに、二三尺前に赤裸の死人壺人、仰向にして有り。是、昨夜うなりしこと思へば、夫なりけり。弥氣味悪^{ゴカ}りし事也。

(十月二十九日、同囚たちより金子を外から取り込むことを強いられ、手紙を書く場面) 此書翰は、予も心して隱語を用ひ、漢語多く、自得の連綿草を以、一筆一行位にぬら〜と書散して、一日も早く遁るゝの策を用ひよ、今四五日を経ば、獄中変を生ぜんも知るべからず、事情、甚切迫の事を認るといへども、是を読事を不得、唯、金の事を疑ふのみ。：「金数は分る様に認與、其上、隱居賊・若賊等見度キ」と申に付、認め見せたる所、前の書牋一層甚敷、草書に書たれば、一字も読事不能。夫より四五人寄合、様々評議したれど、更に不読。夫より魁の許に持來り、魁・執事の者等、厨長に至る迄会合して、終に草賊中の土州の浪人と云者(此者、獄中第一の筆跡と云)迄も呼出し読ども不読。甚困窮の形子を、予、三四間を隔て見聞仕たるに、誠におかしき事限りなく、笑を忍びたり。時に衆議一決したりと見えて、魁、予を招きいふには、「いかにも読不申候間、書直し、分る様になされ候か」と申ゆゑ、予の云、「字問をするものは、いづれも唐様といふて、此通りの字より書ぬ者也、幾分書替ても同じ事、疑しくば、一々読て聞カソウか」といふに、魁、又

隱居賊・若賊等、不得止、「読メ」といふに任せ、予、是を讀むに、始めより漢語を用ひ、口より出放題をいふに、いづれも甚不審の顔をして、「夫では訳が分り不申」といふ故、「然らば、一々此訳をケ様〜といふて聞カソウ」といふて、先始めより例の出放題、漢語を云ひ、「爰はこれが先づ無事デゴザルかといふ事デヤ、爰が此方が此間、此所へ來テから、段々世話ニ成ル事デヤ、爰が食物杯を能して呉ル事デヤ、爰が夫故安心して居ると云事デヤ、心配するナといふ事デヤ、病氣も能イといふ事デヤ、これ爰が其様ニ世話ニ成故、其礼ニ金ヲ入レテ呉といふ事デヤ、それ爰に二拾兩とあるハ」と、一々指にて押し、或は「事情切迫」と申云所へ、「手厚く世話する事デヤ」と云ひ、或は「日を経ば可生變」と云所を「病氣も能イ、安心して居レといふ事デヤ」杯と、途方もない注釈を加へ、又、金の処は、「一時に多分投ずる時は、日を経ず免るゝに及んでは画餅也、心を用ひ周旋すべし」と云事を、「都合出来るならば、成丈ケ入レよと云事デヤ」と釈したり。：予も自ら失笑すべき程をかしけれど、爰を大事とこらへ忍びて、世に老実の顔して、漸々嘘を畢れり。併せて、「地獄」を逃れ出た後の名場面をも『東行日記』より引いておく。

(十一月三日、出牢後、品川に向かう場面) 一 予、昨日迄は賊と群居し、今夕は又駕にて斯出立ちたる事、形状大異り、芝口に至り海上を望むに、漁火処々に見えて、月夜ならざれば海上の打晴たる景色、氣の晴れたる事譬へがたし。予、駕をおろさしめ、烟草を用ひ休息して品川に到る。五月廿八日下向の節は、輿中に困みし事を思ふに、半年を経て一夢なり。一 九つ頃、品川村田屋と云旅宿に至る。是、伊勢屋よりの添書を遣はせり。起こして裏座敷に止宿す。是より一酌を傾けて臥す。今夜半年を経て自由に臥す事を得たれば、八畳の間を大厦広屋の如く覺えし。

『東行日記』と『地獄物語』

世古延世が安政の大獄で拘禁され、解放後、帰郷するまで、安政六年五月二日より同年十一月二十九日までの約二百日間を書き綴った日記が『東行日記』である。自筆写本が東北大学附属図書館狩野文庫に所蔵されており、外に伝本の存在は知らない。写本半紙本二巻二冊。原裝共紙表紙（覆表紙を付す）。表紙左肩に書外題「東行日記 上（下）」。内題はなし。上巻は十月十七日までを収め、本文墨付七十五丁。下巻は同じく百四丁で、後表紙に「万延元年庚申季秋於于久米寓居筆記／潜齋」の奥書がある。帰郷の約一年後に筆記されたものである。「世古書蔵」との双辺枠長方印が捺してある。

そして、この『東行日記』の別冊附録が『地獄物語』で、「地獄」すなわち和歌山藩江戸屋敷の揚り屋および浅草の溜の中で見聞した珍談奇談を簡条書きで録したものである。こちらは自筆本が二種類伝わっている。一本は東北大学附属図書館狩野文庫蔵本で、前記『東行日記』と一具を成す（「世古延世記録」として一括される資料全二十八冊のうち、『東行日記』『地獄物語』は第十三～十五冊）。写本半紙本一冊。原裝共紙表紙（覆表紙を付す）。表紙左肩に書外題「東行日記／記附録」地獄物語」。内題「東行日記／附録」地獄物語」。本文墨付三十九丁。巻末に「これに漏たる奇話もあまたあれと或はは、かり或は東行日記に記したればこゝには省けるなり万延元年庚申の神無月の末より筆を起し霜月の初に記し畢りぬ」との奥書がある。

もう一本が名古屋大学附属図書館神宮皇学館文庫蔵本で、今回の翻刻・影印の底本である。写本半紙本一冊（縦二十四・四糎、横十七・三糎）。原裝共紙表紙、紙縫綴（前後表紙の紙間に、より早い段階の草稿各一丁分の反古を補強用に入れてある）。表紙左肩に書外題「地獄物語（東行日記附録）」。内題「東行日記／記附録」地獄物語」。本文墨付四十二丁。巻末に東北大本と同文の奥書がある。後表紙見返左上に、戦前期の活版刷の古書販売ラベルが貼付されており、「古番七二番／正価金四五円〇〇銭／物品税金九円〇〇銭

／税番二三番」（数字はペン書）とある。

名大本には所々に本文訂正の跡があり、東北大本と比較するに、より早い段階の草稿で、東北大本は清書本とわかる。基本的に両本は同内容で、文字遣い等に小異があるに過ぎない。

奥書に「これに漏たる奇話」が『東行日記』にある旨を記すが、特に浅草の溜での体験のうち、『地獄物語』に記されなかった珍話の二三を、『東行日記』より抄出しておこう。

（十月二十七日、初めて溜に入る場面）予、熊吉より渡す所の金（但し、三両を渡す所、予番人より落手、二両二歩也）、外に予が持つ所の金、合して九両式歩式朱なり。右は番人の申に従ひ、昏に包て口中に入。兩頬張て言語弁じがたき事にて、此には誠に困りたり。

一 予、思ふに、獄中は暗夜の如く、実に禽獸の居所の如く、むさき物と思ひし所、殊の外明るく、掃除奇麗に仕たり。然れども、先百日月代の賊数拾人、れんじより覗き居たるには、甚気味悪敷覺へたり。

一 錠内へ入る処、賊中の魁と思敷者、年五十餘の者、高き疊積たる許に座し居り、「サアこちらへ」と申により、真中へ這入る所、右頭ラ殊外叮嚀に申、「土産御座候や」と申に付、口中の金出し遣し候所、手下に命じ計へさせ、請取。夫より予を隅の方疊二疊敷を数枚重ね候所へ、手下連行く処、其所に、殊外大兵の男二人あり。予を其疊の上へ上る様勧め、座蒲団自ら放し敷、食事等の事尋ね、大に世話をやく。彼頭ラ命じて、葛湯を大椀に誂へ、予に与ふ。予、強て二三口を飲といへども、胸悪く、餘りを差置たる。勸るには困れり。

（同日の夜）一 予、寝たれ共、睡る事不能。来し方行末思ふに、半年の憂苦漸々解たるに、又不慮の事にて斯獄に下り、獄中にいつ迄あらむと思ふに、中々目も塞がらず。且は格子より天を仰ぎ、星を見ては遠く

○墓碕銘拓本

延世は明治九年九月二十二日に病没、享年五十三歳であった。維新の功労者として青山墓地に手厚く葬られ、「世古君墓碕銘」を刻んだ立派な墓碑が建立された。篆書で書かれた上部の題字「世古延世之墓」を揮毫したのは太政大臣従一位三条実美。

延世が大きな影響を受けた公家三条実美の子で、尊攘派公家の中心人物、延世の主君的な存在であった。当年四十歳。撰文は神宮少宮司従六位浦田長民。伊勢宇治の人で、神宮少宮司として明治の神宮

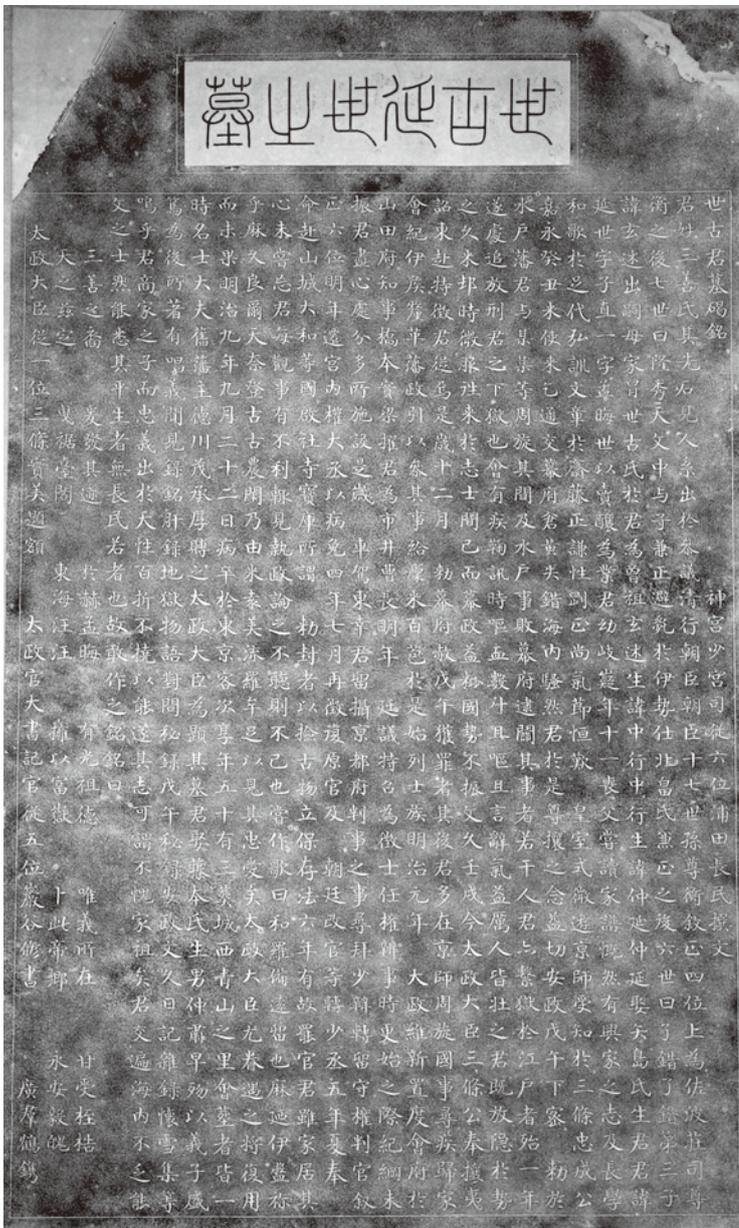
改革を断行した人物。当年三十七歳。文字を書いたのは、太政官大書記官従五位巖谷修。近江水口の人で勤王家、明治を代表する書家巖谷一六その人である。当年四十三歳。また、文字を彫刻した「広

群鶴」は、江戸谷中の石工で「御碑銘彫刻師」広瀬群鶴。代々続いた名工で、當時は六世（明治十五年没）。

ところが、いかなる事情があったものか、その後青山墓地の延世の墓所は取り

扱われ、この堂々たる墓碑も残念ながら現存しない。掛軸に表装されたこの拓本

は、松坂西町の隣人で、世古家旧宅地を所有する須川屋金物店西川家に襲蔵されるもの。今となつては、原碑の姿を正確にうかがい知ることの出来る貴重な資料である。



治四十年十月二十三日付、延世の家来であった松川春文という人物が世古氏の靈に捧げた祭文「世古氏靈祭詞」が残されている（世古久二吉氏蔵）。それによれば、当時既に盛篤は没し、盛篤の末子重郎が唯一人残るのみであったという。

延世の著作については、墓碣銘に「所著有唱義聞見録銘肝録地獄物語対問秘録戊午秘録安政文久日記雜録懷雪集等」とある。以下に略述すると、

- ① 『唱義聞見録』：明治四年豊明節、宣教権判官鷲津宣光序。青蓮院尊融親王・鷹司政通・近衛忠熙以下、尊攘派の公家や志士六十余名について、見聞に基づき逸話や風貌を記した列伝。自筆本は所在不明。活字翻刻が明治二十九年刊『維新史料』所収（『野史台維新史料叢書』三十五）。
 - ② 『銘肝録』：安政四年十二月より同六年五月の捕縛寸前まで、自らの行動とともに世上の動向を記したもの。自筆本三冊が東北大学附属図書館狩野文庫所蔵『世古延世記録』第十六～十八冊。活字翻刻が『維新史料』所収（『野史台維新史料叢書』三十六）。
 - ③ 『地獄物語』：後述。
 - ④ 『対問秘録』：伝本不明。『唱義聞見録』の記述によれば、安政大獄で拘禁中、評定所における吟味について詳細に記した記録書らしい。
 - ⑤ 『戊午秘録』：『戊午京都録』のことか。安政四年十二月より翌五年九月頃まで、世上の事件等の記録集。自筆本が『世古延世記録』第二十一冊。
 - ⑥ 『安政文久日記』：安政分については不明。『文久日記』は文久三年正月より十月頃まで、政治的な動向や世上の様々な事件について、記録や文書の写しを集めた極めて詳細な記録集。自筆本七冊が『世古延世記録』第一～七冊。
 - ⑦ 『雜録』：この書名では伝本不明。
 - ⑧ 『懷雪集』：伝本不明。
- 以上の外に、以下の延世自筆の記録書が東北大学附属図書館狩野文庫にあり、『世古延世記録』として一括されている。

⑨ 『東行日記』：後述。

⑩ 『文久新政珍話』：文久二年中、世上の事件等の記録集。『世古延世記録』第八～十一冊。

⑪ 『皇都旅宿日記』：文久三年正月より三月頃まで、京都での見聞に基づく事件等の記録集。『世古延世記録』第十二冊。

⑫ 『安政五年春公卿一統建白』：条約調印に関する公家の建白書を集めたもの。『世古延世記録』第十九冊。

⑬ 『諸家献策』：上卷のみ存。安政七年三月より文久二年閏八月頃まで、諸家による献策等。『世古延世記録』第二十冊。

⑭ 『己未秋冬裁許物』：安政六年秋冬、安政の大獄の判決集。『世古延世記録』第二十二冊。

⑮ 『未申録』：安政六年冬・万延元年三月・閏三月の諸家上書等。『世古延世記録』第二十三冊。

⑯ 『(書名なし)』：安政六年・万延元年の雜記録集。『世古延世記録』第二十四冊。

⑰ 『桜田一件』：安政七年三月、桜田門外の変の記録集。『世古延世記録』第二十五冊。

⑱ 『桜田一件物』：安政七年三月、桜田門外の変の記録集。『世古延世記録』第二十六冊。

⑲ 『午未江戸物』：安政五年・六年、江戸における事件等の記録集。『世古延世記録』第二十七冊。

⑳ 『多気志楼東信』：万延二年（文久元年）正月より三月まで、江戸の松浦武四郎が世上の動向を詳細に報告した書簡の写し。『世古延世記録』第二十八冊。

○旧宅跡

世古延世の黒部屋喜兵衛家旧宅は、松坂の西町一丁目（現・松阪市西町）にあった。旧参宮街道に面し、市街中心部から行くと、三井家の本宅などのある本町より阪内川に架かる大橋を渡って橋詰より二軒目右側、現在は須川屋金物店（江戸時代より続く西川藤右衛門家）の店の手前にある倉庫辺に相当する。周辺は今も江戸時代の面影がそこそこに残っている。

西川家の店の奥には、延世も生活した隠居所の建物が移築されて現存している。急な階段を上った二階には二間の座敷があり、その一室からは屋根裏を通して家の裏手へ逃れ出るための抜け道が設けられている。危急の難が迫った際のために、このような配慮がなされたという。志士として生きようとした延世の覚悟を物語っている。



旧宅跡に隣接する須川屋金物店



世古家旧宅隠居所



隠居所二階の抜け道

世古延世略伝⁽¹⁾

実名の「延世」は「のぶつぐ」とよむ(長男頼造の証言による)。幼名雅次郎。家督相続後、父の名を襲い喜兵衛と改名。嘉永四年(一八五二)六月、恪太郎と改名。「略伝」はじめ諸書に恪太郎と記すが、自筆資料では恪太郎と記す。ただし、自筆本でも恪太郎と記すことがある。恪は格と通ずるためであろう。字は子直、一字孟晦。

文政七年(一八二四)正月生。父は喜兵衛仲延、母は津藩士矢島氏女。代々、松坂西町一丁目大橋詰で醸酒を業とする豪富で、屋号を黒部屋と称した。当時松坂は紀伊和歌山藩領であった。

十一歳⁽²⁾の天保五年(一八三四)、父を喪い家督を相続する。天保十年、山田河崎小川三左衛門の女かたを娶る。国学を足代弘訓^{あしろくく}に、漢学を斎藤拙堂に、剣術を橋内蔵介に、馬術を綾野和市に学ぶ。

弘化二年(一八四五)五月十四日⁽³⁾、足代弘訓に従い上京して三条実万^{さねつむ}に初めて面会する。以後しばしば上京、公家やその家臣、諸国の志士と交わり、国事に奔走する。

安政元年(一八五四)十二月、和歌山藩へ軍用金を献金したことにより、苗字帯刀を免され、二十人扶持大年寄格となる。

安政五年九月、安政の大獄が始まり、翌六年五月二日、自宅で病臥中のところ、松坂町奉行所より出頭命令が来て在会所揚り屋に収監⁴される。駕籠で江戸送りとなり、同月十五日出発、二十八日江戸着、直ちに青山(赤坂)にあった和歌山藩中屋敷内の揚り屋に入る。この護送と江戸滞在中、延世は重病に呻吟、何度も吐血している。或いは結核による咯血かもしれない。その後、六月十日・七月九日・十月十一日・十二日・十六日と評定所で吟味があり、二十七日に江戸払・和歌山藩領分払との判決申し渡しがあつた。判決理由は、前年八月京都に滞在中、江戸より藤森弘庵の書状を受け取り、その中に一般の攘夷の勅諭について、江戸表では真偽虚実の取沙汰紛々との容易ならざる

文面があつたのに、不用意に水戸藩京都御屋敷奉行鶴飼吉左衛門に書状を見せたため、鶴飼の倅幸吉が鷹司家家来小林民部権大輔に書状を見せ、再度繪旨を江戸へ下すよう懇願する次第に至つた、始末不届きによるというものであつた。

判決後、直ちに江戸払となつて解放される筈のところ、事前に評定所の同心より歩行可能かどうか尋ねられたのに対して、延世の身元預り人となつていた和歌山藩士辻五左衛門が、歩行出来がたい旨を答えてしまったために、「病氣に付、御慈悲を以、養生中、溜メ預ケ申付ル」と病囚を入れる浅草の溜^{なめ}に預けられることとなる。その結果、想像を絶する「地獄」を六日間体験、十一月三日によくやく出牢する。そして八日に品川を出立、二十一日に松坂に隣接する津藩領の松名瀬村(現・松阪市松名瀬町)まで帰着、翌朝家族と喜びの再会を果たした。自宅のある松坂へは構い^{かま}で入れぬため、二十九日にやはり津藩領である久米村(現・松阪市久米町)の別宅に移り、そこで蟄居した。

その後、文久二年(一八六二)九月、攘夷の詔勅を奉じて江戸に下る三条実美^{さねよし}に召され供として従う。同年十二月、赦免となり、以後多く京に滞在し、再び国事に奔走する。病を得て帰京後、藩政改革に参画し、麩米百俵を賜り士族に列す。明治元年、山田に置かれた度会府より市井曹長に選ばれ、翌二年二月、徴士に召され権弁事に任ぜられ京都府に出仕。ついで少弁、留守権判官正六位、翌三年に宮内権大丞に任ぜられるが病のため免ぜられる。翌四年七月原官に復し、少丞に転ず。翌五年夏、命により山城大和の古社寺宝庫を調査し保存法を立案する。翌六年、病のため官を辞任する。明治九年九月二十二日、東京で病没。享年五十三歳。青山墓地に葬る。

延世には、長男頼造、長女とも、二女ひで、三女しづの一男三女があつた。が、長男の頼造は文久三年六月に親に先立って没し、二女ひでも若くして亡くなつた。文久三年十一月、親戚である山田の久保倉太夫(御師)の男七郎が長女ともとの躰に入り、盛篤と改名して家名を継いだ。没後三十一年目の明

解題

——世古延世のぶつぐと『地獄物語』——

はじめに

世古延世が書き残した『東行日記』や『地獄物語』には、自らの死を意識した上で、その教奇な体験を後世に伝えようという、凜とした気迫が感ぜられる。執筆時にいまだ三十七歳の若さながら、そのような境地に至ったのは、生来の蒲柳の質の上に、数年来、国事のために東へ西へと奔走した無理が肉体を深刻にむしばんでいたからである。そもそも書物・文献資料とは、時と場所を異にする他者と意思を疎通するために人類が編み出した道具であるが、その時と場所のうちでは前者、とりわけ個体としての死を乗り越える具としての機能がより重要で、それは人間の本質が「死を知る人（ホモ・メモル・モリ＝homo memor mori）」であるからにはかならない。そのような機能を最も端的に果たす文献が遺言で、世古延世が整然と書き留めた記録群は、明らかにそのような悲愴な雰囲気帯びている。まず、そのことが、これらの資料の価値を決定づけている。

一方、「死を知る人」の獲得した叡智が「笑い」で、死を知らぬ動物たちは（おそらく）笑わない。延世が悲惨な体験・見聞を書き綴った文章には、そこはかとなくユーモアが漂っている。それは、極悪の状況下にある自らをいったん突き放し、客観的に中空から眺めるといって、傑出した人間的境涯がもたらしたものである。この魅力ある人物と、彼の書き残した奇文学『地獄物語』を、その闊達な筆蹟とともに、あらためて世に広く紹介したい。

写真コラム 1

○肖像写真

世古延世の風貌をうかがうことの出来る肖像写真が一葉だけ残っている。この写真が発見された経緯については、昭和十四年一月二十日の大阪朝日新聞に「偶然発見された松阪が生んだ傑物」と題した記事が載っている。そこには「多年探し求められてゐた松阪市の生める傑人世古延世の写真が世に出た。（中略）延世の写真は松阪には伝はつてゐず、その風貌を偲ぶことができなかったが、こんど偶然にも郷土史家桜井祐吉氏がさる家にあつたのを発見し大喜びである。名刺型よりや、大きいくらのもので色はセピアである。写真の裏に世古延世とあり「延世」の印まで押してあるためそれと判つたものである（下略）」とある。いま松阪市図書館郷土資料室所蔵の複写写真より再複写して掲げた。

頭が断髪なので、維新以後、五十歳前後の晩年であろう。夏だったのか、紹の羽織に袴を着し、腰掛けに軽く腰を落としている。面長で知的な顔立ちに、若き日の熱血の名残りがあつたように思われるのは気のせいであろうか。これが『地獄物語』の著者の姿である。



実行委員

伊藤 義人 (委員長)	逸村 裕
秋山 晶則	塩村 耕
早瀬 均	牧村 正史
臼井 克巳	渡邊 俊彦
伊藤 哲谷	藪本 大明
蒲生 英博	西尾 哲也

本文執筆 神保 文夫
解題・監修 塩村 耕
翻刻・注解 古書の会

調査協力

宇野 慈郎	杉本 喜一
世古久二吉	世古潤壹良
西川 直樹	山本 命
齋藤 夏来	長屋 隆幸
夏目弥生子	萩 誠一
藤田 恵美	船戸 公子
眞野 博和	峯岸 ななえ
森 由香	石川 寛

東北大学附属図書館
松浦武四郎記念館
松阪市図書館 (郷土資料室)

名古屋大学附属図書館 2006年春季特別展

「地獄物語」の世界

－江戸時代の法と刑罰－

会期 2006年4月10日 (月)～5月5日 (金)

会場 名古屋大学中央図書館4階展示室

主催 名古屋大学附属図書館・同附属図書館研究開発室

共催 名古屋大学法学研究科、同文学研究科

後援 愛知県、三重県、名古屋市、松阪市の各教育委員会

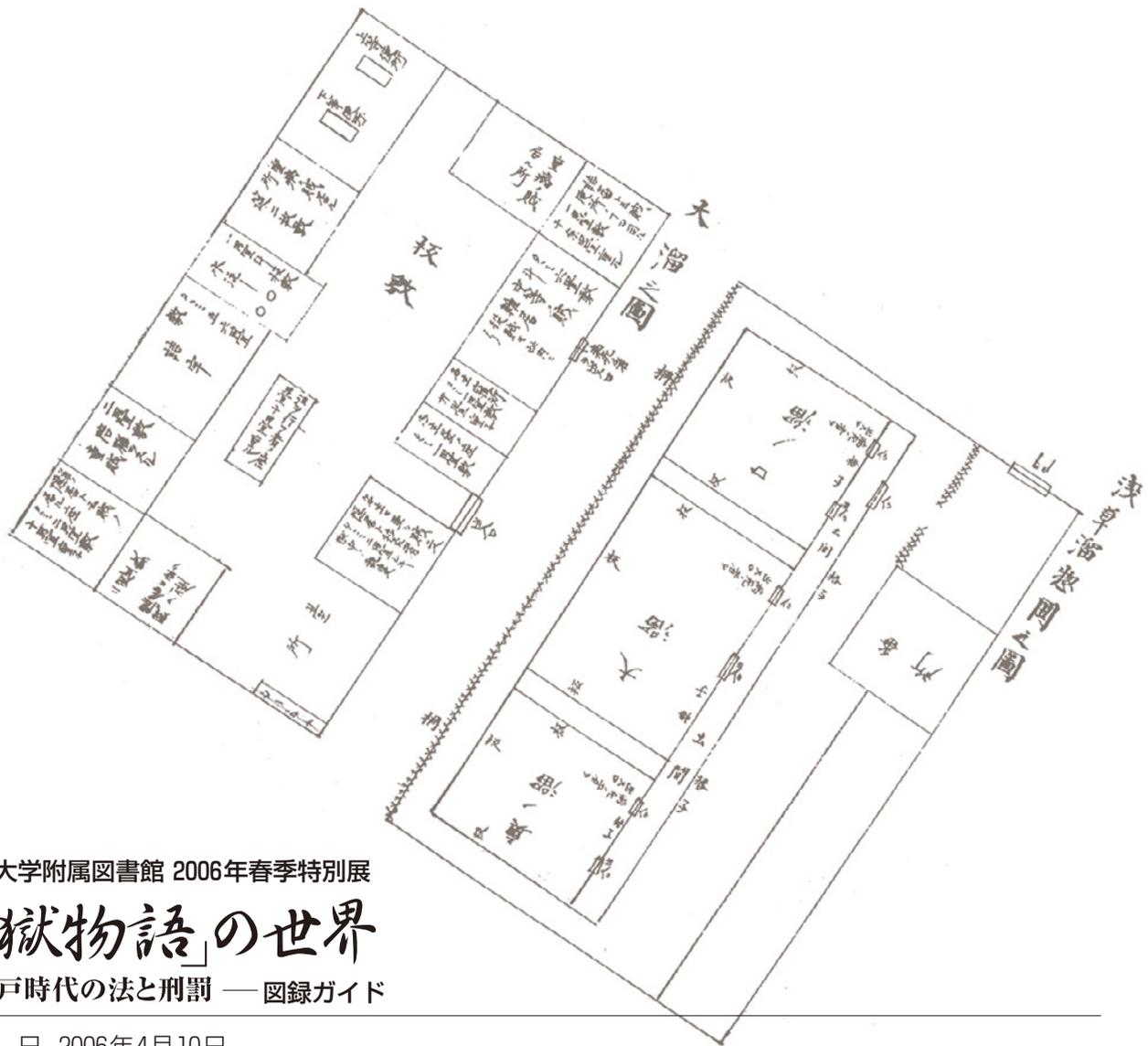
〈ギャラリートーク〉

日時 4月15日 (土) 13:00～15:30

会場 名古屋大学中央図書館5階多目的室

講師 塩村 耕 (名古屋大学文学研究科) 「ドキュメンタリー文学としての地獄物語」

神保文夫 (名古屋大学法学研究科) 「白洲と牢屋－江戸の裁判事情－」



名古屋大学附属図書館 2006年春季特別展

「地獄物語」の世界

— 江戸時代の法と刑罰 — 図録ガイド

発行日 2006年4月10日

編集・発行 名古屋大学附属図書館・附属図書館研究開発室

〒464-8601 名古屋市中種区不老町

TEL : 052-789-3667 FAX : 052-789-3693

<http://www.nul.nagoya-u.ac.jp>

©名古屋大学附属図書館